

平成23年8月19日付け諮問事項1

# 岡山県自然環境保全審議会

( 全体会議 )

平成23年11月

岡 山 県

# 目 次

<平成23年8月19日付け諮問事項1>

生物多様性おかやま戦略（仮称）の策定について

- ・ 生物多様性に係る県民等意識調査結果の概要について . . . . . 1
- ・ 物多様性おかやま戦略(仮称)策定に係る基礎調査の概要(中間報告)  
及び今後の進め方について . . . . . 2
- ・ 県民等意識調査及び基礎調査から見た戦略への盛り込み方について . . . . . 3
- ・ 生物多様性おかやま戦略(仮称)の全体構成(たたき台) . . . . . 6
- ・ 生物多様性おかやま戦略(仮称)の策定スケジュールについて . . . . . 7

## 生物多様性に係る県民等意識調査結果の概要について

「生物多様性おかやま戦略（仮称）」の基礎資料とするため、県内の自然環境の現状及び課題を把握するとともに、生物多様性に関する県民意識の向上を図り、その保全に対する意識を醸成していくことを目的として、次のとおり県民及び事業者を対象に意識調査を実施した。

### 1 調査概要

#### (1) 児童・生徒

対象者：県内全域から対象校を抽出（合計1,561名）

小学校5年生・・・526名（20校）

中学校2年生・・・511名（17校）

高校2年生・・・524名（14校）

抽出方法：地区に配慮して学校を無作為抽出

調査方法：配付・・・学校経由 回収・・・郵送

調査期間：平成23年7月11日（月）～平成23年8月10日（水）

回収率：62.1%（配付数：1,561 回収数：969）

#### (2) 満20歳代以上

対象者：県内全域から対象者を抽出（合計7,805名）

20歳代(1,307名)、30歳代(1,300名)、40歳代(1,295名)

50歳代(1,308名)、60歳代(1,308名)、70歳代以上(1,287名)

抽出方法：各市町村の選挙人名簿から無作為抽出

調査方法：配付・・・郵送 回収・・・郵送

調査期間：平成23年8月12日（金）～平成23年8月31日（水）

回収率：44.6%（配付数：7,805 回収数：3,483）

#### (3) 事業所

対象者：県内全域から対象事業所を抽出（合計1,207事業所）

抽出方法：県内各商工会議所及び県商工会連合会の会員事業所から業種別比率に応じて無作為抽出

調査方法：配付・・・郵送 回収・・・郵送

調査期間：平成23年8月12日（金）～平成23年8月31日（水）

回収率：42.1%（配付数：1,207 回収数：508）

### 2 調査結果 詳細は別添のとおり

生物多様性おかやま戦略(仮称)策定に係る基礎調査の概要(中間報告)及び今後の進め方について

これまでの取組

**県民等意識調査(アンケート調査)**

**1 児童・生徒アンケート**  
 対象者  
 小学5年生(20校526名)  
 中学2年生(17校511名)  
 高校2年生(14校523名)  
 調査方法  
 配付:学校経由、回収:郵送  
 抽出方法  
 無作為抽出  
 調査期間  
 7月11日(月)~8月10日(水)  
 回収率 61.8%

**2 満20歳以上の一般県民アンケート**  
 対象者  
 20歳代...1,307人、30歳代...1,300人  
 40歳代...1,295人、50歳代...1,308人  
 60歳代...1,308人、70歳代以上...1,287人  
 調査方法 郵送  
 抽出方法 県内各市町村選挙人名簿より  
 上記年代ごとに無作為抽出  
 調査期間  
 8月12日(金)~8月31日(水)  
 回収率 44.6%

**3 事業所アンケート**  
 対象事業所 1,207事業所  
 調査方法 郵送  
 抽出方法  
 ・12商工会議所会員事業所から業種比率に応じて無作為抽出(887事業所)  
 ・県商工会連合会会員事業所から業種比率に応じて無作為抽出(320事業所)  
 調査期間  
 8月12日(金)~8月31日(水)  
 回収率 42.1%

**基礎調査**

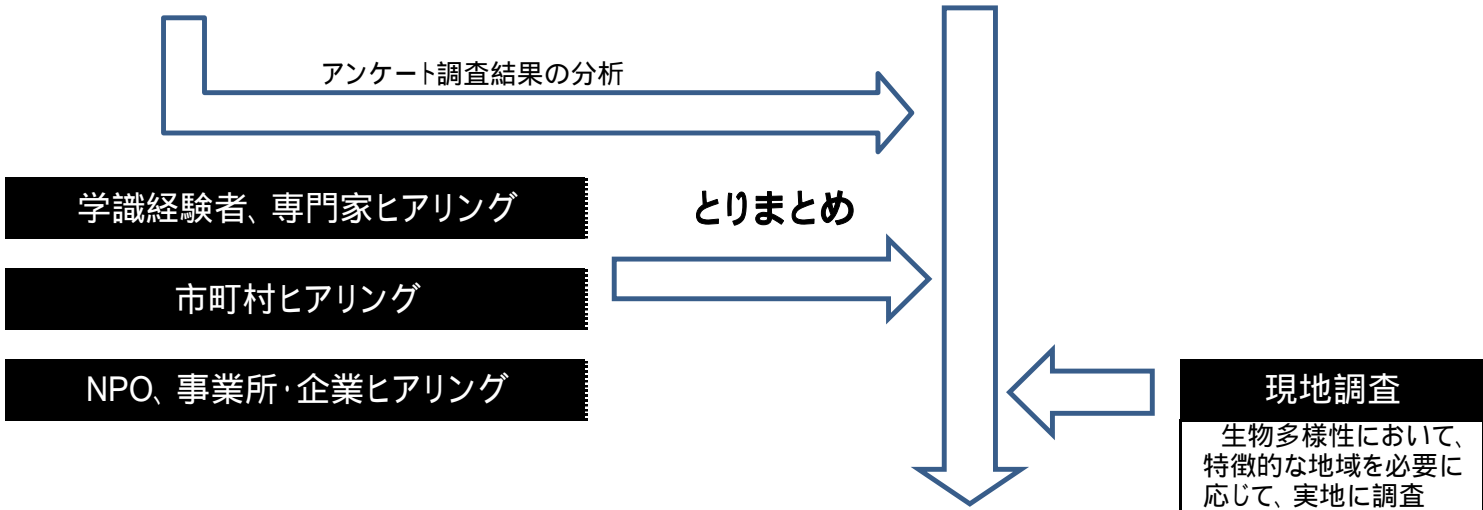
**1 類型別環境の概要**  
 自然環境に関する調査  
 ・気候、気温、降水量、日照時間 等  
 ・地形、地質図  
 ・自然公園  
 ・貴重動植物(絶滅危惧種(県RDB))  
 ・植生  
 ・特定植物群落  
 ・湿地、藻場、干潟  
 ・有害鳥獣、外来生物、自然景観  
 地域的特徴に関する調査  
 ・人口、産業人口、面積  
 ・県の花、木、鳥  
 ・土地利用状況  
 社会的特徴に関する調査  
 ・名勝、史跡、景観  
 ・自然災害履歴等  
 ・特産品、食文化、伝統文化、  
 県民等の取組 等

**2 地域区分別の環境の概要**  
 地域区分別エリアの特徴  
 (中国山地、吉備高原里山エリア、市街地・田園エリア、瀬戸内海エリア)

**3 三大河川流域別の環境の概要**  
 吉井川流域、旭川流域、高梁川流域

**基礎資料**  
 (主な参考文献等例)  
 ・県RDB  
 ・環境省調査  
 ・農林業センサス  
 ・絵画等  
 ・おかやまの自然  
 ・岡山と自然の環境問題  
 ・河川整備基本方針  
 等  
 (各種HP)  
 ・県NPO法人検索サイト  
 ・地方気象台HP  
 等

問題点・課題の検討

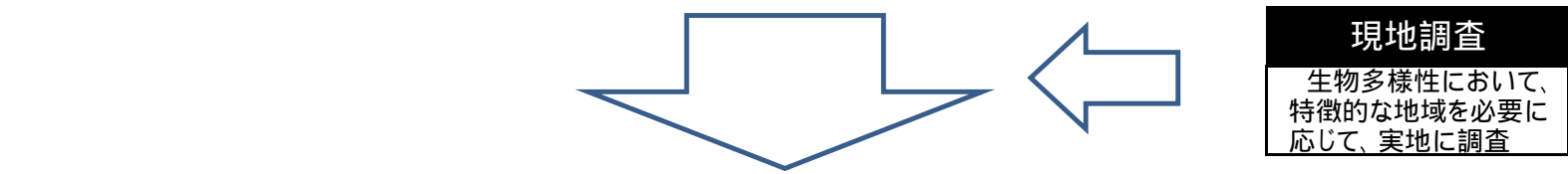


今後の取組

**類型別環境特性の把握**  
 自然環境(自然的特徴)  
 地域環境(地域的特徴)  
 社会環境(社会的特徴)  
 ↓  
 自然を、里地、里山、里海等に区分し、  
 自然からの恵みといきものとの関係  
 や問題点を把握する。

**地域別環境特性の把握**  
 (エリア区分から)  
 中国山地エリア  
 吉備高原里山エリア  
 市街地・田園エリア  
 瀬戸内海エリア  
 (三大河川流域から)  
 吉井川流域  
 旭川流域  
 高梁川流域  
 重要エリア候補地

**県特有の自然からの恵みと問題点**  
 いきものの生息・生育環境  
 自然からの恵み  
 いきものと人との関係  
 ↓  
 評価・問題点・留意点等



問題点・課題の整理

**おかやまの自然環境**  
 目標  
 県内の生物多様性を象徴するエリアの選定、その詳細  
 取り組むべき具体的施策

生物多様性おかやま戦略(仮称)への反映

# 県民等意識調査及び基礎調査から見た戦略への盛り込み方について

現状と課題 ( 県民等意識調査、 基礎調査 )	戦略への盛り込み方(案)
<p><b>【県内の豊かな自然を感じる場所】</b>                      児童生徒、大人とも一番多いのは、蒜山高原。次いで、児童生徒では、後樂園、大人では、県立森林公園、後樂園、深山公園、奥津溪、井倉洞、牛窓、鯉が窪湿原、神庭の滝など、いわゆる観光地や景勝地が多く見られた。                      具体的な場所とは別に、県北といったエリアを挙げる人が数多く見られ、同様の回答として、吉備高原、瀬戸内海、三大河川(吉井川、旭川、高梁川)といった回答も多く見られた。</p> <p><b>【県内の自然公園等】</b>                      県内には国立・国定・県立を合わせて自然公園が 10 地域、自然環境保全地域が 3 地域、環境緑地保護地域が 2 地域、郷土自然保護地域が 37 地域、郷土記念物が 39 ヶ所が指定されている。                      県北エリアには、ブナ林を中心とした貴重な天然林が生育する毛無山、ブナやミズナラを主体とした自然の姿が残された県内有数の若杉天然林、オグラセンソウなど希少な湿性植物が多数自生する鯉が窪地域などの国立公園や国定公園の特別保護地区、自然環境保全地域の特別保全地区が存在している。</p> <p><b>【行政に望むこと】</b>                      自然公園や地域の特色ある自然環境など豊かな自然環境の保護を望む声が一番多い。(大 71.1%)</p> <p><b>【主要観光地の観光客数】</b>                      蒜山高原が、倉敷美観地区の次に多く、観光地として高い評価を得ている。(平成 22 年度岡山県観光動態調査)。</p>	<p>( 1 ) 生物多様性の保全</p> <p><b>重要地域の保全</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岡山県の特徴を示すエリア区分として中国山地、吉備高原、県南市街地、瀬戸内とこれらを貫く三大河川といった区分設定の検討</li> <li>(必要に応じて)景勝地について、生物多様性の観点を取り入れ、重要地域として戦略に位置づけ</li> <li>自然公園等の保護・管理と適正な利用指導</li> <li>自然公園等を自然活動や自然とのふれあいの場として活用・整備</li> <li>エリアごとの地域における特色ある自然環境の保護</li> </ul>
<p><b>【地球上では今もなお多くの生き物が姿を消していることについて】</b>                      内容を含めて理解している人は 4 割に止まっている。(児 37.8%、大 32.8%)</p> <p><b>【レッドデータブック】</b>                      県野生生物目録(H 20)では、13,963 種を掲載しており、県レッドデータブック 2009 では、そのうち約 3.5%にあたる 493 種を絶滅危惧種(・類)として選定している。</p> <p><b>【後継者不足による里地、里山の荒廃等】</b>                      高齢化による後継者不足などにより、人間が手を加えなくなった里地や里山の荒廃が進み、自然からの恵みや、生き物のすみかの減少が懸念されている。(ため池数は全国 6 位、棚田の面積は日本で 2 位、耕作放棄率 全国第 11 位)</p> <p><b>【県内での取組】</b>                      地域における清掃活動や自然環境保全などの取り組みが県内全域で行われている。特に NPO をはじめとした自発的な活動団体が数多く存在する。</p>	<p><b>野生動植物種の保護</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>野生動植物の保護についての普及啓発</li> <li>県内に生息・生育する野生動植物の情報収集、データベース化</li> <li>里地里山地域を中心とした人間活動の中で守られてきた野生動植物の保護</li> <li>鳥獣保護区の指定や希少野生動植物保護条例に基づく種の指定による野生動植物の保護・管理</li> <li>多様な主体との協働に基づく希少野生動植物等の保護</li> </ul>
<p><b>【身近な自然環境の変化】</b>                      身近な自然環境が、以前に比べて悪くなっていると感じている人は 7 割近くに上る。(大 69%)</p> <p><b>【後継者不足による里地、里山の荒廃等】(再掲)</b>                      高齢化による後継者不足などにより、人間が手を加えなくなった里地や里山の荒廃が進み、自然からの恵みや、生き物のすみかの減少が懸念されている。(ため池数は全国 6 位、棚田の面積は日本で 2 位、耕作放棄率 全国第 11 位)</p> <p><b>【自然を守るために一番大切なこと】</b>                      人間活動の中で維持されてきた生物多様性を育む里地里山里海を守ることが一番多く(大 23.3%)、続いて、身近な自然とそこに生息・生育する多くの生物を保護するを挙げる人が多い(大 21%)。子どもは、身近な自然とそこにくらす多くの生き物をまもるを挙げた人が一番多い。(児 35.3%)                      農林漁業者においては外来生物対策を望む意見が多い。(大 35%)</p>	<p><b>生息・生育環境の保護</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身近な公園や水辺空間等における多くの野生生物が生息生育できる環境空間の整備</li> <li>里地里山等における人間と身近な野生生物の関係の再構築(軋轢の解消)</li> <li>耕作放棄地等の発生防止と有効活用(活動取組の場など)による里地里山の保全</li> <li>都市生活者による生き物探しなど自然への理解の促進</li> <li>里地里山における多様な主体との協働による保全や利用</li> <li>各地域の里地里山の保全活動の情報収集、事例紹介、情報発信による活動の活性化</li> </ul>

県民等意識調査及び基礎調査から見た戦略への盛り込み方について

現状と課題 ( 県民等意識調査、 基礎調査 )	戦略への盛り込み方(案)
<p><b>【外来生物について】</b> 外来生物が地域固有の生態系を脅かしていることの認知度は低く、特に児童生徒は約半数に止まっている。( 児 42.7 %、大 54.5 % )</p> <p><b>【自然を守るために一番大切なこと】(再掲)</b> 人間活動の中で維持されてきた生物多様性を育む里地里山里海を守ることが一番多く(大 23.3 %)、続いて、身近な自然とそこに生息・生育する多くの生物を保護するを挙げる人が多い(大 21 %)。子どもは、身近な自然とそこにくらす多くの生き物をまもるを挙げた人が一番多い。( 児 35.3 % )</p> <p>外来生物対策を望む意見は 17.8 パーセントと 3 番目だが、農林漁業者にあっては一番高くなっている。(大 35 %)</p> <p><b>【県内で確認された特定外来生物】</b> 県内では、19 種類の特定外来生物が確認されている。22 年度には、初めて、野生由来と思われるアライグマが捕獲された。</p>	<p>( 1 ) 生物多様性の保全</p> <p>移入種対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定外来生物を含む移入種対策についての普及啓発</li> <li>・ 地域で普及啓発を行う人材の確保</li> <li>・ 移入種に対する、生態系への影響及び農林水産被害防止等の観点からの防除対策</li> <li>・ ペット等飼育動物の適正管理</li> <li>・ 多様な主体との協働による防除対策</li> </ul>
<p><b>【事業活動の中での保全の取組】</b> 取組を行っている事業所は少ない。( 事 20 % )</p> <p><b>【企業への期待】</b> 自然環境に配慮した工法・製造方法の採用(大 79.1 %)、原料調達時の配慮(大 39.1 %) など環境保全と調和のとれた事業活動を企業に期待する人が多い。企業自らが行う環境保全活動への期待も大きい。(大 52.1 %)</p> <p><b>【生物多様性に配慮した商品購入】</b> 生物多様性や自然環境に配慮した商品であれば、少し高くても購入すると思うと考えている人は多い。(大 53.1 %)</p> <p><b>【生物多様性の保全と持続可能な利用について、事業活動との関連性】</b> 重要視はしているが、実際の事業活動においては関連性は低いと考えている事業所が多い。( 事 73.3 % )</p> <p><b>【取組を進めるうえで必要な支援】</b> 取組の参考となる事例集・ガイドラインなどの情報提供を求めている事業所が多い。( 51.1 % )</p> <p><b>【「生物多様性民間参画ガイドライン」の認知度】</b> ガイドラインの内容まで知っている事業所は非常に少ない。( 2.3 % )</p> <p><b>【便利さの追求と自然保護のバランス】</b> 大人では、便利さより自然環境を保護すべきと考える人(38.3 %) と生活の便利さを優先させると考える人( 34.4 % ) とが拮抗している。児童生徒では、自然環境を優先する意見が 70 %。</p> <p><b>【農林水産物の生産】</b> 農林水産物 ・ 清水白桃 ( H20 産・県 ha、1 位 )、マスカット・オブ・アレキサンドリア ( H21 産・県 ha、1 位 )、ピオーネ ( H21 産・県 ha、1 位 )、愛宕梨 ( H20 産・県、ha、1 位 ) ・ 二条大麦 ( ビール大麦 ) ( H21 産・農水 ha、5 位 )、黒大豆 ( H21 産 ha、2 位 )、黄にら ( H20 産・県 ha、1 位 )、とうがん ( H18 産 ha、4 位 )、ラークスパー ( H20 県、ha、2 位 )、スイートピー ( H20 県、ha、3 位 )、みつまた ( H21 国立印刷局資料、ha、5 位 )、ジャージー牛飼養頭数 ( H21 年数値・中畜、1 位 )、まつたけ生産量 ( H21 林野庁、4 位 )、カキ収穫量 ( H20 統、3 位 )</p>	<p>( 2 ) 生物多様性の持続可能な利用</p> <p>産業別の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境負荷の軽減に配慮した事業活動の推進</li> <li>・ 環境負荷の軽減を意識した消費者行動への普及啓発</li> <li>・ 自然との調和に配慮した企業行動への支援 ( 生態系に配慮した事業活動を行う企業等の認証制度 )</li> <li>・ 企業に対する生物多様性民間参画ガイドライン等の情報提供</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域のコンセンサスと生物多様性に配慮した開発との調整</li> <li>・ 多様な地形や気候を生かした多種多様な農林水産物の生産</li> <li>・ 地域木材資源 ( 県産材 ) の利用の促進</li> <li>・ 農林水産物の地産地消の推進</li> </ul>
<p><b>【日常生活の工夫、先人の知恵】</b> 環境にやさしい洗剤、コメのとき汁利用など再利用的な回答はあったが、自然そのものの恵みを活用しての知恵は少なかった。</p> <p><b>【ご当地グルメ】</b> 日生のカキオコ、津山ホルモンうどん、ひるぜん焼きそば、美咲たまごかけごはんなど、地元の素材を使ったご当地グルメが、全国的にも有名となっている。</p> <p><b>【自然に親しみ、多くの生物とふれあう活動への参加意向】</b> 参加したいと思っている人は 6 割強だが、実際に参加できている人は 2 割にも満たない。(大 15.8 %)</p> <p><b>【行政に望むこと】</b> 自然環境保全に関する情報発信や、コーディネート等を通じて県民が活動しやすい環境づくりを求める声が 41.7 % あった。</p> <p><b>【生物多様性や自然環境を守るために事業所が取り組みたいこと】</b> 他者が行う保全活動への参加が最多で、30.3 % あった。</p> <p><b>【事業所が生物多様性や自然環境を守る取り組みを進める上で必要な支援】</b> 生物多様性に取り組む市民・NPO 等とのパートナーシップの構築・交流に関する支援を求める声が、23.3 パーセントあった。</p>	<p>地域資源としての活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然や生物多様性を活用した先人達の知恵の情報収集と活用</li> <li>・ 先人の知恵や伝統文化を体験できる機会の創出</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域資源を活用した SATOYAMA &amp; SATOUMI を体験するツーリズムの推進</li> <li>・ 企業・NPO・地域住民等による里地里山保全の新たな仕組みづくりの支援 ( マッチング )</li> </ul>

## 県民等意識調査及び基礎調査から見た戦略への盛り込み方について

現状と課題 ( 県民等意識調査、 基礎調査 )	戦略への盛り込み方(案)
<p><b>【生物多様性の認知度】</b> 生物多様性について、C O P 10 で認知度は高まってきているが、内容を含め詳しく知っている人は少ない。( 児 19.3 %、大 33.2 % ) 内閣府調査 ( H21.6 調査 ) 12.8 %</p> <p><b>【地球上では今もなお多くの生き物が姿を消していることについて】(再掲)</b> このことについて、内容を含めて理解している人は4割に満たない。( 児 37.8 %、大 32.8 % )</p> <p><b>【外来生物について】</b> 外来生物が生態系を脅かしていることを知っている児童生徒は約半数に止まっている。( 児 42.7 %、大 54.5 % )</p> <p><b>【生物多様性を守るために日ごろから心がけている行動】</b> 節電などの地球温暖化対策に取り組んでいる人( 大 58.6 % )が多く、次いで、地産地消。( 大 55 % )</p> <p><b>【自然や生きものへの興味と自然をまもるために一番大切なこと】(再掲)</b> 身のまわりの自然や生き物に興味があると答えた人の割合は高くなっている( 児 75.7 %、大 89.3 % )。特に、子どもは、年齢が低いほど身のまわりの自然や生き物に対する興味があり( 小 87.6 %、中 73.8 %、高 68.1 % ) 一番大切なこととして、身近な自然とそこにくらす生き物を守るとする回答が多い。</p>	<p style="text-align: center;"><b>( 3 ) 行動計画を支える基盤整備</b></p> <p style="text-align: center;"><b>県民意識の醸成(普及啓発)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の認知度を戦略の目標に設定</li> <li>・生物多様性がもたらす恵みと保全の重要性の普及啓発</li>   <li>・地球温暖化対策に係る行動が、生物多様性の保全にもつながることの啓発</li>   <li>・身近な公園等において子どもたちが生物多様性を体験できる場の確保</li>   <li>・地域と学校が協力し、地域固有の自然に遊ぶ、親しむことのできる場づくり、環境学習の推進</li> </ul>
<p><b>【自然に親しみ、多くの生物とふれあう活動への参加意向】(再掲)</b> 参加したいと思っている人は6割強だが、実際に参加できている人は2割にも満たない。( 大 15.8 % )</p> <p><b>【県内での取組】(再掲)</b> 地域における清掃活動や自然環境保全などの取り組みが県内全域で行われている。特にN P Oをはじめとした自発的な活動団体が数多く存在する。</p> <p><b>【企業への期待】(再掲)</b> 企業に対しては、自らが行う環境保全活動への期待が大きい。( 大 52.1 % )</p> <p><b>【生物多様性を守るための行動主体】</b> 自分たちを含めた地域住民と行政を両輪と考えている人が多い。</p>	<p style="text-align: center;"><b>多様な主体との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な行動につなげるための活動の場や機会(自然観察、植樹活動、里山・里海体験会等)の情報提供</li> <li>・魅力的なプログラムの開発(例 SATOYAMA &amp; SATOUMI ツーリズム)</li> <li>・専門的知識を有する指導者の育成</li>   <li>・行政と地域が一体となった自然環境の保全に関する情報収集及び活動の場の確保</li> </ul>

## 生物多様性おかやま戦略（仮称）の全体構成 （たたき台）

- 1 策定にあたって  
策定背景 戦略の位置付け 期間
- 2 生物多様性を取り巻く情勢
  - (1)おかやまの自然環境
    - 自然的特徴
      - 気候、地形・地質、動物・植物相
    - 地域的特徴
      - 中国山地
      - 吉備高原(里地里山)
      - 県南平野部
      - 瀬戸内沿岸
      - 三大河川、湖沼
    - 社会的特徴
      - 土地利用、伝統文化
      - 自然史、市町村史
      - 県民、事業者の意識 など
  - (2)おかやまの生物多様性における現状と課題  
（４つの危機）
    - 人間活動や開発による危機
    - 人間活動の縮小による危機
    - 人間によって持ち込まれたものによる危機
    - 地球温暖化による影響 など
- 3 目標  
岡山県の目指す姿 目標 施策の方向性
- 4 行動計画
  - (1)生物多様性の保全
    - 重要地域の保全
    - 野生動植物種の保護
    - 生息・生育環境の保護
    - 移入種対策 など
  - (2)生物多様性の持続可能な利用
    - 産業別の取組
    - 地域資源としての活用 など
  - (3)行動計画を支える基盤整備
    - 県民意識の醸成(普及啓発)
    - 研究・教育の充実
    - 多様な主体との連携・協働 など
- 5 先導的プロジェクト
- 6 推進体制  
様々な主体に期待される役割、連携  
進行管理



生物多様性おかやま戦略(仮称)の策定スケジュールについて

時期	県のスケジュール	(参考)		
		時期	国のスケジュール	
平成 23 年度	7月22日	第1回自然との共生プロジェクト推進会議 (基本的考え方の検討)		
	8月19日	第1回自然環境保全審議会(諮問)		
	11月1日	第2回自然との共生プロジェクト推進会議 (県民等意識調査結果、基礎調査中間報告 の概要等)		
	11月15日	第2回自然環境保全審議会		
			1月	中央環境審議会 (次期国家戦略策定に係る諮問等)
	2月	第3回自然との共生プロジェクト推進会議 (基礎調査の報告及び骨子案の検討)	2月～6月	中央環境審議会における改定案の 検討
	2月～3月	第3回自然環境保全審議会		
平成 24 年度				
	7月	第4回自然との共生プロジェクト推進会議 (基礎調査結果の報告及び素案の検討)	7月	改定案のパブリックコメント
	8月	第4回自然環境保全審議会	8月	中央環境審議会(答申)
	9月～10月	パブリックコメントの実施 素案説明会の開催(各県民局単位)	9月	閣議決定
	12月	第5回自然との共生プロジェクト推進会議 (最終案の検討)		
	2月	第5回自然環境保全審議会(答申) 戦略の決定		
3月	戦略公表 生物多様性フォーラム			



平成25年4月～ 実施

平成23年8月19日付け諮問事項2～5

# 岡山県自然環境保全審議会

( 全体会議 )

平成23年11月

岡 山 県

# 目 次

## <平成23年8月19日付け諮問事項2>

### 第11次鳥獣保護事業計画の策定について

- ・第11次鳥獣保護事業計画（案）の概要 . . . . . 1

## <平成23年8月19日付け諮問事項4>

### 第3期ニホンジカ保護管理計画の策定について

- ・第3期ニホンジカ保護管理計画（案）の概要 . . . . . 3

## <平成23年8月19日付け諮問事項5>

### 第3期イノシシ保護管理計画の策定について

- ・第3期イノシシ保護管理計画（案）の概要 . . . . . 5

## <平成23年8月19日付け諮問事項3>

### 第4期ツキノワグマ保護管理計画の策定について

- ・第4期ツキノワグマ保護管理計画（案）の概要 . . . . . 7

## 【別添資料】

資料1 第11次鳥獣保護事業計画書（案）

資料2 ニホンジカ保護管理計画新旧対照表

資料3 イノシシ保護管理計画新旧対照表

資料4 ツキノワグマ保護管理計画新旧対照表



## 第 1 1 次鳥獣保護事業計画（案）の概要

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づき、環境大臣が定めた『鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下、「基本指針」という。』に即して、同法第4条に基づき、県が行う鳥獣保護事業の実施に関して定める計画である。第10次鳥獣保護事業計画が平成24年3月31日をもって終期を迎えることから、平成23年9月5日に告示された新たな基本指針に即しつつ、地域における鳥獣の生息状況等を踏まえ、第11次鳥獣保護事業計画を策定する。

### 1 計画期間

平成24年4月1日～平成29年3月31日までの5年間

### 2 計画内容

#### (1) 計画の期間

#### (2) 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

#### (3) 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

#### (4) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

#### (5) 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

#### (6) 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

#### (7) 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

#### (8) 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

#### (9) その他

- ・ 傷病鳥獣救護の基本的な対応
- ・ 感染症への対応 など

### 3 現行計画からの主な変更点

#### (1) 農林業者が自らの事業地内で有害鳥獣を捕獲する場合の許可基準について

従来、有害鳥獣の捕獲許可については、狩猟免許の所持並びに直近の狩猟期間における狩猟者登録及び保険加入を要件としていたが、次期計画では農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、罠いわなを用いて有害鳥獣を捕獲する場合は狩猟者登録の要件を除外し、毎年の狩猟税など経済的負担の軽減等に資することとする。

( 2 ) 特区制度 ( 通称1303特区 ) の全国展開について

従来、有害鳥獣の捕獲に際しては、従事者全員が許可要件を満たす必要があったが、地域ぐるみでの被害防除対策を一層推進するため、次期計画では環境大臣が定める法人等 ( 市町村を含む ) に対する許可において、複数人により、銃器の使用以外の方法で捕獲を行う場合であって、安全性の確保や地域の合意形成など一定の要件を満たす場合には、その従事者の中に狩猟免許を有しない者を補助者として含むことを認めることとする。

環境大臣が定める法人：農業協同組合、農業共済組合、森林組合、漁業協同組合など

( 3 ) 愛玩のための飼養目的での捕獲の禁止について

従来、メジロに限り、特別な事由があると認められる場合には1世帯1羽まで許可できることとしていたが、基本指針において「原則として許可しない、今後廃止を検討する」と明記されたことから、次期計画では愛玩のための飼養を目的とする捕獲を認めないこととする。

4 策定スケジュール ( 予定 )

平成23年 8月19日	<u>自然環境保全審議会 ( 諮問 )</u>
9月5日	環境省基本指針 告示
10月	素案の作成
11月15日	<u>自然環境保全審議会</u> 素案の修正
11月～12月	パブリックコメントの実施 ( 県民等の意見聴取 )
平成24年 1月～2月	最終案の作成
2月～3月	<u>自然環境保全審議会 ( 答申 )</u> 計画の決定 県議会への報告 計画の告示 環境省への報告
4月～	計画実施

## 第3期ニホンジカ保護管理計画（案）の概要

### 1 計画策定の目的及び背景

ニホンジカ（以下、「シカ」という。）の農林業被害は、県東部において顕著であり、さらに近年、生息範囲が県全域へと拡大しており、イノシシ被害とも相まって深刻化している。一方、シカは自然環境の構成要素として生態系の中で重要な役割を果たしており、生物多様性の観点から、個体群を維持することも必要である。

県では平成15年度から、人とシカの軋轢を軽減し、個体群の長期的・安定的な維持を図るため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき「ニホンジカ保護管理計画」を策定している。第2期計画が平成24年3月31日をもって終期を迎えることから、これまでの対策効果や生息状況等の調査結果を踏まえ、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下、「特措法」という。）」に基づき市町村が作成する被害防止計画との整合性も勘案しながら、第3期ニホンジカ保護管理計画を策定する。

### 2 計画期間

平成24年4月1日～平成29年3月31日まで（第11次鳥獣保護事業計画期間内）

### 3 計画区域

岡山県全域

### 4 保護管理の目標

生息密度の低減や農林業被害の軽減等を図りながら、シカの個体群を長期的・安定的に維持する。

- < 目標 >
- ・ 生息密度の低減（狩猟者による「目撃効率」等により状況把握する）
  - ・ 生息分布域の縮減
  - ・ 農林業被害の軽減

### 5 計画の内容

#### （1）数の調整に関する事項

狩猟期間の延長や捕獲頭数制限の解除等によって、狩猟による捕獲圧をさらに高め、生息密度の低減を図る。

ア 1日当たり捕獲頭数の制限を解除し、無制限とする。

イ 狩猟期間を1か月間延長し、11月15日から翌年3月15日までとする。

ウ くくりわなの輪の直径に関する規制を15cm以下に緩和する。

#### （2）被害防除対策に関する事項

特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画との整合を図りながら、次のような対策を実施する。

ア 狩猟者の確保

新たな狩猟者の確保に向けて、特に農林業従事者が自ら捕獲できるよう、狩猟免許制度の普及啓発に努める。

イ 有害鳥獣捕獲の推進

市町村や農林業従事者、有害鳥獣駆除班等の連携による、各地域の被害実態に応じた適正かつ計画的・効果的な捕獲活動を推進する。

ウ 防護対策の推進

地域指導者の育成や地域が一体となった防除体制づくりを促進するほか、行動特性を踏まえた効果的な防護柵整備や新たな防除技術の普及等に努める。

(3) 生息地の保護及び整備に関する事項

ア 鳥獣保護区等の維持による生息環境の保護・保全及び耕作放棄地の草原化防止、長伐期施業等に取り組んでいく。

イ 冬期の「緑草帯」の除去など、被害発生及び個体増加の要因除去に地域が一体となって取り組むことを推進する。

(4) その他保護管理のために必要な事項

ア 本計画を検証し、フィードバック管理するため次の事項を調査する。

- ・農林業等被害の状況（対象作物・規模等）
- ・生息状況調査（聞き取り調査、ライトセンサス等）
- ・狩猟及び有害鳥獣捕獲による捕獲状況（性別・頭数・場所・方法等）
- ・出猟カレンダー調査（狩猟者による目撃情報の収集）

イ 近隣県との情報交換など円滑な連携に努める。

6 現行計画からの主な変更点

(1) 計画区域

県東部6市6町1村としていた計画区域を県下全域とする。

(2) 計画の目標

生息密度の低減や農林業被害の軽減等を図りながら、シカの個体群を長期的・安定的に維持する。

(3) 個体数管理の方法

ア 捕獲頭数の制限解除

オスジカ1頭、メスジカ2頭の合計3頭までとしていた1日当たりの捕獲可能頭数を無制限とする。

イ 狩猟期間の延長

2月末日までとしていた狩猟期間を更に15日間延長し、3月15日までとする。

(4) 被害防除対策

特措法に基づき実施される農林業被害防止対策との連携強化を明記。



## 第3期イノシシ保護管理計画（案）の概要

### 1 計画策定の目的及び背景

イノシシの農作物被害は毎年2億円程度で推移しており、鳥獣による被害額の約半数を占める深刻な状態が続いている。その原因として、中山間地域をはじめとする過疎化や農林業従事者の高齢化、また耕作放棄地の増加及び生息環境の変化など様々な要因が指摘されている。このため、被害防除対策として、市町村と連携して防護柵等の設置や有害鳥獣駆除活動を奨励しているが、更なる対策が課題となっている。一方、イノシシは貴重な狩猟資源として、また、自然環境の構成要素として生態系の中で重要な役割を果たしており、生物多様性の観点から、個体群を維持することも必要である。

県では平成18年度から、人とイノシシの軋轢を軽減し、個体群の長期的・安定的な維持を図るため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき「イノシシ保護管理計画」を策定している。第2期計画が平成24年3月31日をもって終期を迎えることから、これまでの対策効果や生息状況等の調査結果を踏まえ、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下、「特措法」という。）」に基づき市町村が作成する被害防止計画との整合性も勘案しながら、第3期イノシシ保護管理計画を策定する。

### 2 計画期間

平成24年4月1日～平成29年3月31日まで（第11次鳥獣保護事業計画期間内）

### 3 計画区域

岡山県全域

### 4 保護管理の目標

生息密度の低減や農作物被害の軽減を図りながら、イノシシの個体群を長期的・安定的に維持する。

- <目標>
- ・生息密度の低減（狩猟者による「目撃効率」等により状況把握する）
  - ・農作物被害の軽減

### 5 計画の内容

#### （1）数の調整に関する事項

狩猟期間の延長等によって狩猟による捕獲圧をさらに高め、生息密度の低減を図る。

ア 狩猟期間を1か月間延長し、11月15日から翌年3月15日までとする。

イ くくりわなの輪の直径に関する規制を15cm以下に緩和する。

#### （2）被害防除対策に関する事項

特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画との整合を図りながら、次のような対策を実施する。

#### ア 狩猟者の確保

新たな狩猟者の確保に向けて、特に農林業従事者が自ら捕獲できるよう、狩猟免許制度の普及啓発に努める。

#### イ 有害鳥獣捕獲の推進

市町村や農林業従事者、有害鳥獣駆除班等の連携による、各地域の被害実態に応じた適正かつ計画的・効果的な捕獲活動を推進する。

#### ウ 防護対策の推進

地域指導者の育成や地域が一体となった防除体制づくりを促進するほか、行動特性を踏まえた効果的な防護柵整備や新たな防除技術の普及等に努める。

#### (3) 生息地の保護及び整備に関する事項

ア 鳥獣保護区等の維持による生息環境の保護・保全及び森林整備や広葉樹植栽等による多様な森林づくり等を促進し、人とイノシシが棲み分けできる環境づくりを推進する。

イ 耕作放棄地や里山の適正な管理、未収穫物や生ゴミ等誘因物の除去などイノシシを里地から排除する環境づくりを推進する。

#### (4) その他保護管理のために必要な事項

ア 本計画を検証し、フィードバック管理するため次の事項を調査する。

- ・農作物被害の状況（対象作物・規模等）
- ・狩猟及び有害鳥獣捕獲による捕獲状況（性別・頭数・場所・方法等）
- ・出猟カレンダー調査（狩猟者による目撃情報の収集）

イ 近隣県との情報交換など円滑な連携に努める。

### 6 現行計画からの主な変更点

#### (1) 計画の目標

生息密度の低減や農作物被害の軽減を図りながら、イノシシの個体群を長期的・安定的に維持する。

#### (2) 個体数管理の方法

2月末日までとしていた狩猟期間を更に15日間延長し、3月15日までとする。

#### (3) 被害防除対策

特措法に基づき実施される農作物被害防止対策との連携強化を明記。

## 第4期ツキノワグマ保護管理計画（案）の概要

### 1 計画策定の目的及び背景

#### (1) 目的

ツキノワグマによる人身被害・精神被害の回避や農林業被害の軽減を図りながら、ツキノワグマ地域個体群の長期にわたる安定的維持をめざし、人とツキノワグマの棲み分けによる共存を図る。

#### (2) 背景

東中国地域（兵庫県北西部、鳥取県東部、岡山県東部）に生息するツキノワグマは、環境省レッドデータブックにおいて絶滅のおそれのある地域個体群（東中国地域個体群）として位置づけられており、岡山県・兵庫県・鳥取県では、それぞれ鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく保護管理計画を策定し、狩猟を禁止するとともに出没対応基準を定めてツキノワグマの保護管理を行ってきた。その結果、東中国地域個体群全体の個体数は回復しつつあり、それに伴い人との軋轢が増してきている。

本県では第3期ツキノワグマ保護管理計画が平成24年3月31日で終了することから、これまでの保護管理計画の取組みと現状を踏まえ、第4期計画を策定する。

### 2 計画の期間

平成24年4月1日～平成29年3月31日（第11次鳥獣保護事業計画期間内）

### 3 保護管理が行われるべき区域

岡山県全域（ただし、島嶼部を除く。）

### 4 保護管理の目標

県民の安全・安心の確保を第一に、併せてツキノワグマの地域個体群の安定的維持を図る。

### 5 計画の内容

#### (1) 数の調整に関する事項

狩猟による捕獲を禁止する。

出没対応基準を定め、人の生活圏内への執着が認められる個体については、人との棲み分けのできない個体として殺処分を含めた対応を行う。（別紙）

#### (2) 生息地の保護及び整備に関する事項

生息環境の保護

鳥獣保護区及び同特別保護地区の指定を進める。

生息環境の整備

森林所有者等の協力の下に、ツキノワグマが安定的に生活できる場の確保に努める。

(3) 被害防止対策に関する事項

人的被害を防止し、農林被害を最小限にとどめるため、被害防止対策を推進する。  
ツキノワグマが出没した場合の対応基準を定め対応する。

(4) 普及啓発・広報活動に関する事項

正しい知識の普及啓発、的確な情報の伝達などの広報活動を継続的に推進する。

(5) その他保護管理のために必要な事項

イノシシ等のわなによる錯誤捕獲防止を図るための指導を行う。

調査研究機関に委託して、生息域や繁殖等の生態を調査するとともに、兵庫県、鳥取県と連携し、東中国地域個体群全体の生息状況の把握に努める。

出没情報の速やかな収集連絡、保護及び被害防止に向けた体制を整備する。

計画を実施するために、保護管理計画に携わる人材の育成に努める。

東中国地域個体群を構成する鳥取県、兵庫県との円滑な連携に努める。

6 現行計画からの主な変更点

(1) 計画の目標

県民の安全・安心の確保を第一に、併せてツキノワグマの地域個体群の安定的維持を図る。

(2) 出没対応基準

第3段階の有害捕獲を新設するとともに、錯誤捕獲及び緊急対応の対応基準を整理した。

## ツキノワグマ出没対応基準

## 第1段階：人の生活圏以外での目撃等

（山中での目撃、山中で痕跡を発見、山中の道路を横切る等）

情報の収集に努めながら、周辺に誘因物がないかを確認し、住民に情報を提供する。

- （1）県は正確な情報の収集に努め、市町村へ対策等の指示を行う。
- （2）市町村は周辺住民に対し、付近にクマが執着しそうなものを置かないよう注意を呼びかける。
- （3）市町村は森林や森林近くに行く住民（他地域からの来訪者を含む）に対して、鈴やラジオなど音の出るものを携行し、できる限り複数人で行動するよう注意を呼びかける。

## 第2段階：人の生活圏に出没した場合

（集落内、果樹園、野外学習施設等人の活動域（集落等）における出没、又は痕跡の発見等）

誘因物の除去、侵入の防御、追い払いの実施、執着の回避を行う。

- （1）市町村は、執着物となりうるものの撤去を指導する。撤去ができないもの場合は電気柵の設置やトタン巻き等の防護方法を指導する。
- （2）市町村は、必要に応じて県の助言や現地指導を受けながら、できるだけ早期に追い払いを実施する。

追い払いは、クマの出没が抑えられるまで繰り返し実施する必要があるため、状況に応じた効果的な追い払い方法を検討する。

追い払いは、花火、ライト等により地域住民と従事者の安全を確保しながら行う。

## 第3段階：人の生活圏内への執着が認められた場合

（集落等に繰り返し出没し、精神被害を含めた被害を発生させた場合）

有害捕獲許可を得て捕獲し、殺処分を原則とする。ただし、適切な被害防止対策を行っていない場合で第3段階として過去に学習放獣されていない場合は学習放獣する。

- （1）市町村は、集落等への執着が認められる個体が出没したときは、有害捕獲許可申請を行い、県は許可を行う。市町村は従事者の安全を確保し、かつ個体を特定するため、原則としてドラム缶檻等の強固なはこ罾による捕獲を行う。
- （2）殺処分は市町村が実施することとし、殺処分する場合は、できる限り苦痛を与えない方法で行う。なお、殺処分にあたり、必要な場合、市町村は県に不動物化を要請することができることとし、不動物化は県が実施する。
- （3）殺処分した個体は、県が今後の保護管理のための資料として活用する。残部位については、売買されることのないよう関係者立ち会いの下に埋設、又は焼却処分とする。
- （4）学習放獣は県が実施することとし、捕獲した個体について放獣可能であることを確認した上、次のことに留意するものとする。
  - ア 放獣場所は、原則として市町村が県と協議のうえ、同一市町村内において選定する。
  - イ 県は麻酔をかけて生体調査等を行った上、忌避剤による学習をさせた後、放獣する。

- ウ 県はできるだけ個体識別用の電波発信機、耳標、マイクロチップなどを装着し、被害防止対策に活用するとともにモニタリング調査を行う。
- エ 上記により学習放獣された個体が再度有害捕獲された場合は、学習放獣の効果が認められない個体として殺処分する。

**緊急対応：緊急に対策が必要な場合**

( 周囲に追い払う先のない場所(市街地等)に出没した場合、民家等へ侵入した場合 )  
( 人身被害が発生した場合 )

周辺住民の安全を確保し、速やかに捕獲する。

- ( 1 ) 周囲に追い払う先のない場所(市街地等)に出没した場合及び民家等へ侵入した場合等
  - ア 安全を確保するため警察、関係機関等により周辺を立ち入り禁止とした後、市町村は有害捕獲許可を得て殺処分する。
  - イ 殺処分は第3段階と同様に行う。
  - ウ 殺処分した個体は第3段階と同様の扱いとする。
- ( 2 ) 人身被害が発生した場合
  - ア 人身被害が発生した個体は、第1～3段階に関わらず、市町村が有害捕獲許可を得て殺処分する。
  - イ 殺処分は第3段階と同様に行う。
  - ウ 殺処分した個体は第3段階と同様の扱いとする。

**その他：学術研究目的の捕獲の場合**

学術研究目的のために特に必要と認められる場合は、第1、第2段階であっても県が捕獲許可を得て行うものとする。

**その他：錯誤捕獲**

( イノシシ、シカ等のわなに誤って捕獲された場合及び第3段階のわなに許可個体以外のクマが捕獲された場合 )

誤って捕獲されたものであることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき原則放獣する。

- ( 1 ) 幼獣等で放獣に際し安全と判断できる場合は、原則として県又は市町村立会の上、わな設置者などにより独自に放獣するものとするが、安全に独自放獣ができないと判断される場合は、市町村は県に放獣を依頼することができる。  
依頼があった場合、県が麻酔による不動物を行い、原則として捕獲場所近辺で学習放獣する。ただし、住民の安全等を考慮して捕獲場所周辺での放獣が困難である場合は、市町村は県と協議のうえ、同一市町村内の出来る限り同一山塊において放獣場所を選定し、県が学習放獣する。
- ( 2 ) 錯誤捕獲されたクマが第3段階の個体であると判断できる場合  
上記に係わらず、市町村は県と協議のうえ速やかに有害捕獲許可申請を行い、殺処分することができる。

## ツキノワグマ保護管理計画における出沒対応基準

### 1 現行計画

学術捕獲	<p>第3段階：人の生活圏内への執着が認められた場合 （誘因物を取り除いても集落内に出沒、防止対策を実施しても繰り返し出沒する場合）</p> <p>引き続き追い払い等を行いつつ、学術研究の一環として放獣を前提とした捕獲を行う。</p>
	<p>第4段階：学習の効果が認められない場合 （学習放獣の効果が見られず再び集落等に執着する個体）</p> <p>人との棲み分けができない個体であると考えられるため、捕獲し殺処分を協議する。</p>
錯誤捕獲	<p>緊急対応：緊急に対策が必要な場合 （錯誤捕獲等の場合）</p> <p>錯誤捕獲の場合は、調査研究機関が、第3段階に準じて放獣を前提とした処置を行う。</p>

### 2 平成22、23年度限りの緊急対応

学術捕獲	<p>現行計画の第3段階、第4段階に同じ</p> <p>1回目：学術捕獲(クマ用捕獲檻)                      2回目：学術捕獲(クマ用捕獲檻)</p> <p>⇒殺処分</p>
錯誤捕獲	<p>集落等で2度捕獲された個体 （学習放獣の効果が見られず再び集落等に執着する個体）</p> <p>1回目：学術捕獲(クマ用捕獲檻)                      2回目：錯誤捕獲</p> <p>⇒2回目において、「集落等」で捕獲された場合は、原則として殺処分とする。</p> <p>1回目：錯誤捕獲                      2回目：学術捕獲(クマ用捕獲檻)</p> <p>⇒1回目において「集落等」で捕獲されていた場合は、原則として殺処分とする。</p> <p>1回目：錯誤捕獲                      2回目：錯誤捕獲</p> <p>⇒1・2回目ともに、「集落等」で捕獲された場合は、原則として殺処分とする。</p> <p>、 において、2回目の捕獲が「集落等」の近くであった場合で、市町村が危険であると判断した場合は、市町村からの依頼により、駆除班が有害捕獲許可を得て直ちに殺処分することができるものとする。</p>

### 3 次期計画

有害捕獲	<p>第3段階：人の生活圏内への執着が認められた場合          (集落等に繰り返し出没し、精神被害を含めた被害を発生させた場合)          有害捕獲許可を得て捕獲し、殺処分を原則とする。ただし、適切な被害防止対策を行っていない場合で第3段階として過去に学習放獣されていない場合は学習放獣する。</p>
錯誤捕獲	<p>その他：錯誤捕獲          (イノシシ、シカ等のわなに誤って捕獲された場合及び第3段階のわなに許可個体以外のクマが捕獲された場合)          誤って捕獲されたものであることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき原則放獣する。          (1) 幼獣等で放獣に際し安全と判断できる場合は、原則として県又は市町村立会いの上、わな設置者などにより独自に放獣するものとするが、安全に独自放獣ができないと判断される場合は、市町村は県に放獣を依頼することができる。          依頼があった場合、県が麻酔による不動化を行い、原則として捕獲場所近辺で学習放獣する。ただし、住民の安全等を考慮して捕獲場所周辺での放獣が困難である場合は、市町村は県と協議のうえ、同一市町村内の出来る限り同一山塊において放獣場所を選定し、県が学習放獣する。          (2) 錯誤捕獲されたクマが第3段階の個体であると判断できる場合          上記に係わらず、市町村は県と協議のうえ速やかに有害捕獲許可申請を行い、殺処分することができる。</p>
学術捕獲	<p>その他：学術研究目的の捕獲の場合          学術研究目的のために特に必要と認められる場合は、第1、第2段階であっても県が捕獲許可を得て行うものとする。</p>



特定鳥獣保護管理計画の策定スケジュール（予定）  
（ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ）

- 7月19日 第1回野生鳥獣保護管理対策協議会（基本的考え方の検討）
- 8月19日 第1回自然環境保全審議会（諮問）
- 10月26日 第2回野生鳥獣保護管理対策協議会（素案の検討）
- 11月15日 第2回自然環境保全審議会
- 12月15日 公聴会開催(各県民局単位)  
～12月21日
- 1月～2月 第3回野生鳥獣保護管理対策協議会（最終案の検討）  
環境省への事前協議  
最終案の作成
- 2月～3月 第3回自然環境保全審議会（答申）
- 3月 計画の決定  
県議会への報告  
計画の告示  
環境省への報告
- 4月～ 計画実施

# 第 11 次 鳥 獣 保 護 事 業 計 画 書 ( 案 )

平成 24 年 4 月 1 日から

5 年間

平成 29 年 3 月 31 日まで

岡 山 県

## 目 次

はじめに	～鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する基本的な考え方～	1
第一	計画の期間	1
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	2
1	鳥獣保護区の指定	2
(1)	方針	2
ア	指定に関する中長期的な方針	2
イ	指定区分ごとの方針	2
(2)	鳥獣保護区の指定等計画	3
ア	鳥獣保護区の指定計画	3
(ア)	森林鳥獣生息地の保護区	3
(イ)	大規模生息地の保護区	3
(ウ)	大集団渡来地の保護区	3
(エ)	集団繁殖地の保護区	3
(オ)	希少鳥獣生息地の保護区	3
(カ)	生息地回廊の保護区	3
(キ)	身近な鳥獣生息地の保護区	3
イ	既指定鳥獣保護区の変更計画	4
2	特別保護地区の指定	6
(1)	方針	6
ア	指定に関する中長期的な方針	6
イ	指定区分ごとの方針	6
(2)	特別保護地区指定計画	6
3	休猟区の指定	7
(1)	方針	7
(2)	休猟区指定計画	7
(3)	特例休猟区指定計画	7
4	鳥獣保護区の整備等	7
(1)	方針	7
(2)	整備計画	8
ア	管理施設の設置	8
イ	利用施設の整備	8
ウ	調査、巡視等の計画	8
(3)	保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要	8
第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	9
1	鳥獣の人工増殖	9
(1)	方針	9
(2)	人工増殖計画	9

2	放鳥獣	9
(1)	方針	9
(2)	放鳥計画及び種鳥の入手計画	9
(3)	放獣計画	9
<b>第四</b>	<b>鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</b>	<b>10</b>
1	鳥獣の区分と保護管理の考え方	10
(1)	希少鳥獣	10
(2)	狩猟鳥獣	10
(3)	外来鳥獣等	10
(4)	一般鳥獣	10
2	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	10
(1)	許可しない場合の基本的考え方	10
(2)	許可する場合の基本的考え方	11
(3)	わなの使用に当たっての許可基準	11
(4)	許可に当たっての条件の考え方	11
(5)	許可権限に市町村長への委譲	12
(6)	捕獲実施に当たっての留意事項	12
(7)	捕獲物又は採取物の処理等	12
(8)	捕獲等又は採取等の情報の収集	12
(9)	保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	12
3	学術研究を目的とする場合	13
(1)	学術研究	13
(2)	標識調査	14
4	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	14
(1)	有害鳥獣捕獲の基本的考え方	14
(2)	鳥獣による被害発生予察表の作成	16
	ア 予察表に係る方針等	17
(3)	鳥獣の適正管理の実施	17
	ア 方針	17
	イ 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画	17
(4)	有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	17
	ア 方針	17
	イ 許可権者	18
	ウ 許可基準	18
(5)	有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	20
	ア 方針	20
	イ 指導事項の概要	20
5	特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	20
6	その他特別の事由の場合	21
(1)	許可権者	21

( 2 )	許可基準	2 1
	アイウエオカキク	2 1
	鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	2 1
	傷病により動物園その他これに類する施設における展示の目的	2 1
	博物館、動物園の飼育の目的	2 2
	エオカキク	2 2
	養殖して利用する鳥類の近親交配の防止	2 2
	カキク	2 2
	鵜飼漁業への利用に用いる目的	2 2
	ク	2 2
	伝統的祭礼行事等にものほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	2 2
7	鳥類の飼養登録	2 3
( 1 )	方針	2 3
( 2 )	飼養適正化のための指導内容	2 3
8	販売禁止鳥獣等	2 3
<b>第五</b>	<b>特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項</b>	<b>2 4</b>
1	特定猟具使用禁止区域の指定	2 4
( 1 )	方針	2 4
( 2 )	特定猟具使用禁止区域指定計画	2 4
( 3 )	特定猟具使用禁止区域指定内訳	2 5
2	特定猟具使用制限区域の指定	2 6
3	猟区設定のための指導	2 6
( 1 )	方針	2 6
( 2 )	設定指導の方法	2 6
4	指定猟法禁止区域	2 7
( 1 )	方針	2 7
( 2 )	指定計画	2 7
	ア 全体計画	2 7
	イ 個別計画	2 7
	ウ 法第 1 2 条第 2 項に基づき指定する鉛製散弾使用禁止区域	2 7
<b>第六</b>	<b>特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項</b>	<b>2 8</b>
1	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	2 8
<b>第七</b>	<b>鳥獣の生息状況の調査に関する事項</b>	<b>2 9</b>
1	基本方針	2 9
2	鳥獣保護対策調査	2 9
( 1 )	方針	2 9
( 2 )	鳥獣生息分布調査	2 9
( 3 )	希少鳥獣等保護調査	2 9
( 4 )	ガン・カモ・ハク子ヨウ類一斉調査	2 9
3	鳥獣保護区等の指定・管理等調査	2 9
4	狩猟対策調査	3 0
( 1 )	方針	3 0
( 2 )	狩猟鳥獣生息調査	3 0

( 3 )	放鳥効果測定調査	3 0
( 4 )	狩猟実態調査	3 0
5	有害鳥獣対策調査	3 0
( 1 )	方針	3 0
( 2 )	調査の概要	3 0
<b>第八</b>	<b>鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項</b>	<b>3 1</b>
1	鳥獣行政担当職員	3 1
( 1 )	方針	3 1
( 2 )	設置計画	3 1
( 3 )	研修計画	3 1
2	鳥獣保護員	3 2
( 1 )	方針	3 2
( 2 )	設置計画	3 2
( 3 )	年間活動計画	3 2
( 4 )	研修計画	3 2
3	保護管理の担い手の育成	3 3
4	鳥獣保護センター等の設置	3 3
5	取締り	3 3
( 1 )	方針	3 3
( 2 )	年間計画	3 3
6	必要な財源の確保	3 3
<b>第九</b>	<b>その他</b>	<b>3 4</b>
1	鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	3 4
2	地形や気候等が異なる特定の地域についての取り扱い	3 4
3	狩猟の適正管理	3 4
4	入猟者承認制度に関する事項	3 5
5	傷病鳥獣救護の基本的な対応	3 5
6	安易な餌付けの防止	3 5
( 1 )	方針	3 5
( 2 )	年間計画	3 5
7	感染症への対応	3 6
8	普及啓発	3 6
( 1 )	鳥獣の保護管理についての普及等	3 6
ア	方針	3 6
イ	事業の年間計画	3 6
ウ	愛鳥週間行事等の計画	3 6
( 2 )	野鳥の森等の整備	3 7
( 3 )	法令の普及徹底	3 8
ア	方針	3 8
イ	年間計画	3 8

## はじめに ～鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する基本的な考え方～

鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、県民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たすものである。しかし、今日、種によっては全国的又は地域的に生息分布の減少や消滅が進行している一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、これら鳥獣の個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護管理の一層の推進が必要となっている。

鳥獣保護事業の実施に当たっては、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）において示された生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則等を始めとする同法の趣旨を踏まえるとともに、平成22年に開催された生物の多様性に関する条約第10回締約国会議において採択された新戦略計画（愛知目標）の達成に向けて重要な要素であることにも留意することが必要である。

加えて、全国的に深刻な状況にある農林水産業被害に対応するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく被害防止計画等との一層の連携、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）を踏まえた地域レベルでの生物多様性保全活動等を推進することが必要である。

また、狩猟は、趣味や資源利用としての捕獲という側面だけでなく、鳥獣の個体数調整の手段として、鳥獣による被害の未然防止に資する役割を果たしているが、狩猟者の減少や高齢化が進行し、狩猟者の育成・確保、地域ぐるみでの取組及び隣接地域との連携の推進を図る必要があるとともに、猟具の使用による危険の予防等の狩猟の適正化を図ることも求められている。

こうしたことを踏まえ、鳥獣保護事業は、県・市町村・狩猟者及び県民など関係者間の合意形成を図りながら、種及び地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業及び生態系への被害の防止という鳥獣保護管理の考え方を基本として実施するものとする。

また、鳥獣の保護管理は、原因と結果の関係等が必ずしも明らかでない自然界という不確実性を持つ対象を取り扱うものであることを踏まえ、その不確実性を前提とした順応的な管理や多様な主体の参加と連携を通じ、鳥獣保護区の管理や特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）の実施等を更にきめ細かく充実させ、実効性を高めるものとする。併せて狩猟の適正化を一層推進し、生物多様性の確保及び生活環境の保全、さらには農林水産業の健全な発展及び地域の活性化に寄与するとともに、これらを通じて、自然環境の恵沢を享受できる県民生活の確保及び地域社会の健全な発展を目指すこととする。

### 第一 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

## 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

### 1 鳥獣保護区の指定

#### (1) 方針

##### ア 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止しその安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。本県では、第10次鳥獣保護事業計画期間終了時点で68箇所、28,717haを指定している。

一方、中山間地域をはじめとする過疎化、高齢化、耕作放棄地の増加といった社会・経済活動や生息環境の変化など様々な要因から、イノシシ、ニホンジカ及びカラス等による農林水産業被害が依然として深刻な状態にあり、鳥獣保護区の指定による被害の増大等を懸念する声があるのも実情である。

このため、鳥獣の適切な保護を図り、生物多様性の保全に資するため、環境大臣の定める基準により第1次～第10次鳥獣保護事業計画において指定してきた鳥獣保護区を極力更新することを原則とするが、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意するものとする。なお、指定期間は原則として10年とする。

##### イ 指定区分ごとの方針

###### (ア) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。既指定は52箇所(24,587ha)であり、本計画期間中に期間満了となる37箇所(19,681ha)のうち35箇所(18,646ha)を更新する。

###### (イ) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。本県においては地形的条件等により該当する適地はない。

###### (ウ) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類(法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。)の保護を図るため、干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について指定するものとする。既指定1箇所(1,000ha)が本計画期間中に期間満了となるため更新する。

###### (エ) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林等における集団繁殖地のうち必要な地域について指定するものとする。本県においてその指定はなく、本計画期間中の指定計画もない。

###### (オ) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧 A・B類又は類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、県が平成21年に改訂したレッドデータブックにおいて絶滅危惧種 類及び類に該当する鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について指定するものとする。本県においてその指定はなく、本計画期間中の指定計画もない。

###### (カ) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について指定するものとする。本県においてその指定はなく、本計画期間中の指定計画もない。

###### (キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について指定するものとする。既指定の16箇所(19,681ha)のうち本計画期間中に期間満了となる3箇所(507ha)を更新する。



(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区 (A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区					本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						
				24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	48	52	箇所											
	面積	14,400ha	24,587ha	変動面積	ha						ha				
集団渡来地	箇所		1	箇所											
	面積		1,000ha	変動面積	ha					ha					
身近な鳥獣生息地	箇所		15	箇所											
	面積		3,130ha	変動面積	ha					ha					
計	箇所		68	箇所											
	面積		28,717ha	変動面積	ha					ha					

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増減*	計画終了時の鳥獣保護区**
24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)		
						1	1				2	2	50
ha						485ha	550				1,035	1,035	23,552
													1
ha						ha							1,000
													15
ha						ha							3,130
						1	1				2	2	66
ha						485ha	550				1,035	1,035	27,682

\* 箇所数についてはB-E  
面積についてはB+C-D-E

\*\*箇所数についてはA+B-E  
面積についてはA+B+C-D-E

ア 鳥獣保護区の指定計画

- (ア) 森林鳥獣生息地の保護区  
該当なし
- (イ) 大規模生息地の保護区  
該当なし
- (ウ) 集団渡来地の保護区  
該当なし
- (エ) 集団繁殖地の保護区  
該当なし
- (オ) 希少鳥獣生息地の保護区  
該当なし
- (カ) 生息地回廊の保護区  
該当なし
- (キ) 身近な鳥獣生息地の保護区  
該当なし

イ 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積 ha	異動面積 ha	異動後の面積 ha			
平成 24 年度	森林鳥獣生息地	自然保護センター	期間更新	99		100	24.11.1～34.10.31	獣害深刻なため  (更新5 満了1)	
	"	若杉	"	550		550	"		
	"	経ヶ丸	満了	485	-485	0	"		
	集団渡来地	児島湖	期間更新	1,000		1,000	24.11.1～34.10.31		
	身近な鳥獣生息地	玉島柏島	"	300		300	"		
	"	幻住寺	"	48		48	"		
計		6箇所		2,482	-485	1,997			
平成 25 年度	森林鳥獣生息地	三石深谷	期間更新	100		100	25.11.1～35.10.31	獣害深刻なため  (更新6 満了1)	
	"	弥高山	"	24		24	"		
	"	高尾	"	450		450	"		
	"	千屋	"	300		300	"		
	"	森林公園	"	1,290		1,290	"		
	"	和気1号	満了	550	-550	0	"		
身近な鳥獣生息地	古城山	期間更新	12		12	25.11.1～35.10.31			
計		7箇所		2,726	-550	2,176			
平成 26 年度	森林鳥獣生息地	玉野	期間更新	1,050		1,050	26.11.1～36.10.31		
	"	日応寺	"	215		215	"		
	"	吉備高原	"	655		655	"		
	"	遙照山・竹林寺山	"	344		344	"		
	"	成羽天神山	"	124		124	"		
	"	毛無山	"	950		950	"		
	"	蒜山国立公園	"	1,400		1,400	"		
	"	加茂	"	760		760	"		
	身近な鳥獣生息地	児島由加	"	195		195	"		
計		9箇所		5,693		5,693	(更新9)		
平成 27 年度	森林鳥獣生息地	大平山	期間更新	460		460	27.11.1～37.10.31		
	"	烏泊山	"	990		990	"		
	"	三谷山	"	980		980	"		
	"	鷲羽山	期間更新	590		590	27.11.1～37.10.31		

年度	指 定 区 分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積 ha	異動面積 ha	異動後の面積 ha			
平成 27 年度	森林鳥獣生息地	種松山	〃	400		400	〃		
	〃	高梁美しい森	〃	200		200	〃		
	〃	大佐山	〃	650		650	〃		
	〃	高清水高原	〃	310		310	〃		
	〃	奥津	〃	450		450	〃		
	〃	黒沢山	〃	255		255	〃		
	〃	恩原湖	〃	320		320	〃		
	〃	林業試験場 塩手池	〃	360 200		360 200	〃		
計		13箇所		6,165		6,165		(更新13)	
平成 28 年度	森林鳥獣生息地	前島	期間更新	294		294	28.11.1～38.10.31		
	〃	飯ノ山	〃	294		294	〃		
	〃	新成羽川ダム	〃	980		980	〃		
	〃	鯉ヶ窪	〃	659		659	〃		
	〃	鉄山	〃	583		583	〃		
	〃	霞山	〃	832		832	〃		
	〃	梶並右手	〃	528		528	〃		
計		7箇所		4,170		4,170		(更新7)	
合計		42箇所		21,236	-1,035	20,201		(更新40 満了2)	

(参考)

計画期間内に変更計画(期間更新含む)のない既指定鳥獣保護区

鳥獣保護区の種類	箇所数	面積(ha)
森林鳥獣生息地	16	5,106
身近な鳥獣生息地	10	2,375
計	26	7,481

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区の区域内において、特に生息環境の保全を必要とする場所について地権者と協議のうえ計画し、指定する。

指定期間は原則として鳥獣保護区の指定期間に合わせるものとする。

イ 指定区分ごとの方針

森林鳥獣生息地の鳥獣保護区において、既指定の11箇所(1,224ha)のうち本計画期間中に期間満了となる8箇所(1,119ha)について引き続き指定する。

その他の指定区分の保護区における指定計画はない。

(2) 特別保護地区指定計画

(第3表)

区 分	特別保護地区指定の目標	既 指 定 特別保護地区 (A)		本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定も含む)					計(B)	本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
				24年度	25	26	27	28		24年度	25	26	27	28	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	26	11	箇所	2	2	3	1		8					
	面積	1,230ha	1,224ha	変動面積	190ha	337	522	70		1,119	ha				
計	箇所			箇所	2	2	3	1		8					
	面積			変動面積	190ha	337	522	70		1,119	ha				

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む)						計画期間中の増減*	計画終了時の特別保護地区**
24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)		
						2	2	3	1		8	0	11
ha						190ha	337	522	70		1,119	0	1,224
						2	2	3	1		8	0	11
ha						190ha	337	522	70		1,119	0	1,224

\* 箇所数についてはB-E  
面積についてはB+C-D-E

\*\* 箇所数についてはA+B-E  
面積についてはA+B+C-D-E

(第4表)

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考
	指 定 区 分	鳥獣保護区名称	面 積	指 定 期 間	指定面積	指 定 期 間	指定面積	指 定 期 間	
平成24年度	森林鳥獣生息地	自然保護センター	99ha	24.11.1～34.10.31	99ha	24.11.1～34.10.31			再指定 "
	"	若杉	550	"	91	"			
計		2箇所	649		190				
平成25年度	森林鳥獣生息地	高尾	450ha	25.11.1～35.10.31	37ha	25.11.1～35.10.31			再指定 "
	"	森林公園	1,290	"	300	"			
計		2箇所	1,740		337				
平成26年度	森林鳥獣生息地	玉野	1,050ha	26.11.1～36.10.31	300ha	26.11.1～36.10.31			再指定 " "
	"	成羽天神山	124	"	35	"			
	"	毛無山	950	"	187	"			
計		3箇所	2,124		522				
平成27年度	森林鳥獣生息地	奥津	450ha	27.11.1～37.10.31	70ha	27.11.1～37.10.31			再指定
		1箇所	450		70				
合 計		8箇所	4,963		1,119				

## 3 休猟区の指定

## (1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものとする。

なお、指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるよう留意するものとするが、本計画期間中の指定計画はない。

## (2) 休猟区指定計画

なし

## (3) 特例休猟区指定計画

なし

## 4 鳥獣保護区の整備等

## (1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区については、標識の設置等により区域の明確化を図るものとする。

鳥獣の観察に適する場所には、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、解説板の設置など利用施設の整備に努めるものとする。

また、鳥獣保護員等による巡視を行い、鳥獣保護区内の鳥獣の生息状況や環境条件の変化等の把握に努めるものとする。

(2) 整備計画  
ア 管理施設の設置

(第5表)

区 分	平成24年度	平成25年度
標識類の整備 (制札・案内板)	(制札) 鳥獣保護区 更新 5箇所 × 15本 = 75本 特別保護地区 指定 2箇所 × 15本 = 30本	(制札) 鳥獣保護区 更新 6箇所 × 15本 = 90本 特別保護地区 指定 2箇所 × 15本 = 30本
	(案内板) 鳥獣保護区 更新 5箇所 × 1本 = 5本	(案内板) 鳥獣保護区 更新 6箇所 × 1本 = 6本

平成26年度	平成27年度	平成28年度
(制札) 鳥獣保護区 更新 9箇所 × 15本 = 135本 特別保護地区 指定 3箇所 × 15本 = 45本	(制札) 鳥獣保護区 更新 13箇所 × 15本 = 195本 特別保護地区 指定 1箇所 × 15本 = 15本	(制札) 鳥獣保護区 更新 7箇所 × 15本 = 135本
(案内板) 鳥獣保護区 更新 9箇所 × 1本 = 9本	(案内板) 鳥獣保護区 更新 13箇所 × 1本 = 13本	(案内板) 鳥獣保護区 更新 7箇所 × 1本 = 7本

イ 利用施設の整備

本計画期間中には具体的な計画はないが、利用状況等を勘案し、必要があると認められる場合には整備を検討するものとする。

ウ 調査、巡視等の計画

(第6表)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
管理員等	箇所数	68	67	66	66	66
	人数	89	89	89	89	89
管理のための調査の実施		標識・制札等の管理	違法捕獲等の取り締まり	狩猟者等への指導	鳥獣の生息状況調査	

(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要

本計画期間中には保全事業を実施する鳥獣保護区はないが、環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、市町村等関係機関と調整を図りながら実施に努めるものとする。

### 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

#### 1 鳥獣の人工増殖

##### (1) 方針

放鳥の対象とするキジの人工増殖について、放鳥計画に対応できる生産量及び優良種の確保に向けて、**近親交配による遺伝子劣化を防ぐため、必要に応じて野生から新たな個体の導入を図るなど**、計画的な増殖体制について県内生産者の育成・指導に努める。

##### (2) 人工増殖計画

(第7表)

年 度	希少鳥獣等		狩 猟 鳥 獣		備 考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	指導方法	
平成24年度 ～ 平成28年度			キジ	・ 社団法人岡山県猟友会 ・ 巡回指導 ・ 人工孵化、放鳥方法等	

#### 2 放鳥獣

##### (1) 方針

第10次鳥獣保護事業計画期間中には、人工増殖したキジについて孵化後120日令以上のものと成鳥を合わせて15,600羽放鳥した。本計画期間中においても、次の点に留意しながら、成鳥の割合を増やしつつ、合わせて14,000羽放鳥するものとする。

- ・ 放鳥場所は、キジの生息及び繁殖の環境等を考慮しつつ、鳥獣保護区、休猟区等から選定する。
- ・ 放鳥後の定着状況を把握するため、放鳥するキジには標識を付し、標識回収による追跡調査を実施する。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、キジ生産者に対して衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要性について検討する。

##### (2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(第8表)

種類名	放鳥の地域	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
キジ	鳥獣保護区及び休猟区等	56箇所 2,800羽	56箇所 2,800羽	56箇所 2,800羽	56箇所 2,800羽	56箇所 2,800羽

(第9表)

種類名	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他
キジ	2,800羽			2,800羽			2,800羽			2,800羽			2,800羽		

##### (3) 放獣計画

獣類の人工増殖計画はなく、放獣は行わないものとする。

#### 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

##### 1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

鳥獣の種類に応じた区分とその保護管理の考え方は、次のとおりである。

##### (1) 希少鳥獣

岡山県版レッドデータブックにおける絶滅危惧種 類及び 類に該当する鳥獣とし、希少鳥獣の適切な保護管理のため、種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるものとする。

##### (2) 狩猟鳥獣

狩猟鳥獣の適切な保護管理のため、生息状況並びに生活環境及び農林水産業等の被害状況の把握に努めるものとし、休猟区や捕獲等の制限等の制度を活用し、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護管理を図るとともに、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣については、狩猟を活用しつつ、特定計画の作成及び実施により、被害の防止及び地域個体群の存続を図るものとする。

##### (3) 外来鳥獣等

外来鳥獣等の適切な管理のため、生息状況並びに農林水産業への被害及び生態系等への影響について把握に努めるものとし、被害を及ぼす外来鳥獣等については、狩猟による捕獲等及び有害鳥獣捕獲を推進し、被害の防止を図るものとする。また必要に応じて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づく防除実施計画を作成して、当該計画による効果的な防除を推進するものとする。

##### (4) 一般鳥獣

希少鳥獣、狩猟鳥獣並びに外来鳥獣以外の一般鳥獣の適切な保護管理のため、生息状況等の把握に努めるものとする。また、分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとする。

##### 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

##### (1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合においては、許可をしないものとする。

ア 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、**外来鳥獣等**により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに**外来鳥獣等**の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、**当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。**

ウ 捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。

エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

オ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。

カ 法第36条及び同法施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

キ **野生鳥獣の愛玩飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念に反するだけでなく、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるため、愛玩のための飼養を目的とした鳥獣捕獲許可は認めない。**



(2) 許可する場合の基本的考え方

ア 学術研究を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの（外来鳥獣等に関する学術研究にあっては適切なもの）であって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

イ 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲又は採取等は、現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。特に、外来鳥獣等については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

ウ 特定計画に基づく個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣の共存をめざした科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

エ その他特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

(ア) 鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合

(イ) 鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合

(ウ) 博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合

(エ) 鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合

(オ) 鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合

(カ) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的で捕獲又は採取する場合

(キ) 前各号に掲げるもののほか環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡目的等鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的で捕獲等又は採取等する場合など

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請にあっては、以下の基準を満たすものとする。

ア 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（ウの場合を除く）

(ア) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。（ただし、輪の直径については、イノシシ及びニホンジカ及びイノシシを捕獲しようとする場合に限り、特定計画に基づき15センチメートル以内までとすることができる。）

(イ) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

イ イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、アの（ア）に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

ウ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとする。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法などについて付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町村長への委譲

知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、当該種の生息状況等を踏まえた広域的な見地からの必要性、生活環境、農林水産業等への被害状況並びに市町村における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案し、対象とする種を限定した上で、適切に市町村長に委譲し、円滑に制度の運営が図られるよう努めるものとする。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

ア 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

イ ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、**ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止する**よう指導するものとする。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対してツキノワグマ保護管理計画に基づき迅速かつ安全な放獣が実施できるように、体制等の整備に努めるものとする。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような方法で埋設するなど適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。捕獲物等が、鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

**ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めることとする。**

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、必要に応じ捕獲のデータについての報告を求めるものとする。**また、錯誤捕獲の情報についても収集に努める。**

特に、傷病鳥獣の保護捕獲については、鳥獣保護センターとの連携によりデータを収集し、保護管理の基礎資料としての活用に努めるものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ないなど、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとする。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

ア 許可権者

(第10表)

許可権者	鳥獣種もしくは捕獲方法等	備考
知事	(ア) 希少鳥獣(規則第4条別表第2)以外の鳥獣 (イ) かすみ網を使用する以外の猟法による対象鳥獣の捕獲等	
環境省中国四国地方環境事務所長	(ア) 国指定鳥獣保護区内での鳥獣の捕獲等 (イ) 希少鳥獣(規則第4条別表第2)の捕獲等 (ウ) かすみ網を使用する猟法による捕獲	許可基準等は別途国の定める規定による

イ 許可基準

(ア) 研究の目的及び内容

次のaからdまでのいずれにも該当するものであること。

- a 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- b 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- c 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。
- d 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

(イ) 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

(ウ) 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数(羽、頭、個)。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数(羽、頭、個)とする。

(エ) 期間

1年以内。

(オ) 区域

必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域(当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。)並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

(カ) 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- a 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。
- b 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

(キ) 捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

a 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

b 個体識別のため、指切り、ノースタッグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。

c 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。

(ク) その他

特定計画を策定した鳥獣については、この基準に加え、同計画書に記載された内容によることとする。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

ア 許可権者

上記(1) 学術研究に同じ

イ 許可基準

(ア) 許可対象者

国若しくは県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

(イ) 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

(ウ) 期間

1年以内。

(エ) 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

(オ) 方法

原則として、網、わな又は手捕とする。

4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとし、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

ア 鳥獣による被害の状況

中山間地域をはじめとする過疎化・農林業従事者の高齢化、また、こうした状況を背景とした耕作放棄地の増加等の社会・経済活動の変化及び森林等の生息環境の変化など様々な要因により、農林水産業被害は依然として高い水準で発生しており、被害総額は近年4～5億円で推移している。

鳥類の被害は減少傾向にあるが、カワウによる水産業被害は**高い水準で推移**している。一方、獣類による被害は**増加に転じており**、全体の約7割を占めている。イノシシによる被害は**突出しており**、近年には、ニホンジカによる被害が**急増**している。

地域別には、イノシシによる被害は全県下に及んでいる。ニホンジカによる被害は、勝英地域で約7割を占めるなど県東部が中心であるが、**近年には西部に拡大傾向**にある。また、ニホンザルは県西部を中心に**井笠**、新見、高梁及び真庭地域で**9割近く**を占めている。カワウについては県北部での被害が増加している。

【参考】〔全県の被害額〕

(単位：千円)

年	鳥類					獣類					合計
	カス類	スズメ類	カワウ	その他	計	イノシシ	サル	シカ	その他	計	
平元	99,459	58,308	--	117,004	274,771	69,118	18,092	--	117,110	204,320	479,091
10	74,750	34,327	5,300	58,465	172,842	218,890	25,861	24,092	55,767	324,610	497,452
18	49,211	12,746	54,240	31,686	147,883	168,862	18,687	45,870	41,753	275,172	423,055
19	41,458	12,608	57,010	82,681	193,757	158,378	22,415	33,200	36,432	250,425	444,182
20	36,772	10,717	66,650	29,590	143,729	139,736	26,495	39,192	28,251	233,674	377,403
21	22,740	9,074	66,239	28,565	126,618	148,498	26,296	52,698	26,585	254,077	380,695
22	36,852	5,221	58,947	35,534	136,554	177,989	35,870	83,614	32,645	330,118	466,672
	(8%)	(1%)	(13%)	(7%)	(29%)	(38%)	(8%)	(18%)	(7%)	(71%)	(100%)

〔平成22年の県民局・支局別被害額〕

(単位：千円)

局	鳥類					獣類					合計	
	カス類	スズメ類	カワウ	その他	計	イノシシ	サル	シカ	その他	計	金額	%
備前	1,571	180	200	4,832	6,783	17,225	2,948	450	2,678	23,301	30,084	6
東備	1,800	1,080	1,050	650	4,580	27,200	510	8,500	2,900	39,110	43,690	9
備中	2,320	0	7,000	710	10,030	4,913	3	0	1,756	6,672	16,702	4
井笠	5,386	729	0	985	7,100	40,418	12,000	0	5,110	57,528	64,628	14
高梁	5,027	1,631	3,287	2,525	12,470	27,735	5,969	81	3,226	37,011	49,481	11
新見	607	0	800	790	2,197	9,980	8,735	0	936	19,651	21,848	5
美作	1,352	701	15,810	12,927	30,790	16,414	0	8,039	4,438	28,891	59,681	13
真庭	764	400	23,200	6,259	30,623	5,740	4,575	6,345	1,291	17,951	48,574	10
勝英	18,025	500	7,600	5,856	31,981	28,364	1,130	60,199	10,310	100,003	131,984	28
計	36,852	5,221	58,947	35,534	136,554	177,989	35,870	83,614	32,645	330,118	466,672	100

(イ) 農林水産業被害以外の被害

ニホンジカの食害により、県北部の一部地域では下層植生が衰退しており、今後、地域の生態系に悪影響を及ぼしかねない。

また、ツキノワグマやニホンジカ、イノシシ等の人里への出没は日常生活の安全をも脅かし始めており、また、農林水産業被害の増加が農業者等の生産意欲の減退及び耕作放棄等の拡大をもたらすなど2次被害を引き起こしている。



イ 被害防除対策

被害の特に深刻なニホンジカやイノシシについて、特定計画に基づく狩猟期間の延長やくくりわなの輪の規制緩和、捕獲頭数の制限解除等により狩猟圧の向上を図るとともに、**鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が策定する被害防止計画との整合を図りながら、次のような対策を実施するものとする。**

狩猟者の確保（狩猟免許制度の普及啓発等）

有害鳥獣捕獲の推進（被害実態の把握、捕獲体制の充実、一斉捕獲期間の設定、効果的な捕獲の推進津尾）

防護対策の推進（被害実態の把握、地域ぐるみでの効果的な防護柵の整備と維持管理、未収穫作物など誘因物除去等）

(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

ア 予察表

(第11表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
イノシシ	稲・芋類・豆類・タケノコ等	←							→					←	→	県下一円
ニホンジカ	豆類・野菜・稲・植林木	←													→	県東部等の生息地域
ニホンザル	豆類・芋類・果樹・シイタケ	←													→	県西部等の生息地域
ヌートリア	稲・根菜類	←							→							県下一円
ノウサギ	スギ、ヒノキ									←					→	県中北部の造林地帯
タヌキ	豆類・芋類・野菜	←													→	県下一円
スズメ類	稲				←					→						県下一円
カラス類	果物・野菜・航空機	←													→	県下一円
カワウ	淡水魚等	←								→						県下一円
ドバト	豆類・飼料作物	←													→	県下一円
カモ類	養殖川・レンコン	←	→						←						→	県南部
ヒヨドリ	果樹・果物	←								→						県下一円
トビ	航空機	←													→	岡山空港, 岡南飛行場

イ 予察表に係る方針等

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（予察捕獲）は、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い被害があり、被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときのみ許可するものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

予察捕獲に当たっては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘察し、適正に実施するものとする。

(3) 鳥獣の適正管理の実施

ア 方針

ニホンジカ、イノシシについては、中山間地域における耕作放棄地の拡大など生息環境の変化等から生息数の増加や生息分布の拡大等による農林業被害が著しく、被害区域も拡大傾向にあることから、積極的な個体数調整を図る必要がある。

このため特定計画を作成し、狩猟期間の延長やニホンジカの捕獲頭数の制限解除等の規制緩和により、狩猟による捕獲圧の向上を図ることとする。

イ 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

(ア) 防除方法の検討

各地域ごとの被害状況等を調査・分析し、県、市町村、農業従事者等地域住民、狩猟関係団体等の関係者が一体となって、効果的・効率的な被害防止対策と駆除活動等の総合的な対策を推進するものとする。

(イ) 個体数管理の実施

捕獲実績や各種モニタリングに基づき、生息分布や及び密度などの生息状況の把握に努めるものとする。

(第12表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備 考
ニホンジカ	平成24年度 、 平成28年度	ニホンジカ保護管理計画に基づき、生息密度及び農林業被害の低減を図るため、狩猟期間の延長や捕獲頭数の制限解除等による狩猟捕獲を促進するほか、効果的な防除対策や有害捕獲を推進する。 併せて、ライトセンサスや糞塊法調査、出猟カレンダー調査、狩猟者等への聞き取りなど各種モニタリングによる生息状況の把握及び計画の検証に努める。	第3期ニホンジカ保護管理計画
イノシシ	平成24年度 、 平成28年度	イノシシ保護管理計画に基づき、生息密度及び農作物被害の低減を図るため、狩猟期間の延長等による狩猟捕獲を促進するほか、効果的な防除対策や有害捕獲を推進する。 併せて、出猟カレンダー調査や狩猟者等への聞き取りなど各種モニタリングによる生息状況の把握及び計画の検証に努める。	第3期イノシシ保護管理計画

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

ア 方針

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が発生しているか又はそのおそれがあり、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとし、捕獲にあたっては、迅速かつ的確に行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

イ 許可権者

(第13表)

許可権者	鳥獣種もしくは捕獲方法等	備考
各市町村長	カワウ、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アオサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヒドリガモ、トビ、キジバト、カワラバト(ドバト)、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ニホンザル、タヌキ、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア及びノウサギの捕獲等に限る。	
各県民局長	上記市町村長権限以外で次のもの (ア)希少鳥獣(規則第4条別表第2)以外の鳥獣 (イ)かすみ網を使用する以外の猟法による対象鳥獣の捕獲等	
環境省中国四国地方環境事務所長	(ア)国指定鳥獣保護区内での鳥獣の捕獲等 (イ)希少鳥獣(規則第4条別表第2)の捕獲等 (ウ)かすみ網を使用する猟法による捕獲	許可基準等は別途国の定める規定による

ウ 許可基準

有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲等又は採取等の許可をする場合の基準は、次の方針により、許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域、方法等を設定するものとする。

(ア)許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された、次の要件を何れも満たす者とする。

- a 銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。
- b 当該申請前1ヶ年間に岡山県の狩猟者登録を受けた者であること。

ただし、農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、シカその他の鳥獣を捕獲し適切に処分できる場合は、次の要件を何れも満たしていれば、狩猟者登録を受けていない者にも許可できるものとする。

- ・ わな猟免許を所持する者であること。
- ・ 狩猟事故共済事業又は捕獲に係る損害賠償保険に加入していること。

また、住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、小型の鳥獣を捕獲し適切に処分できる場合は、狩猟免許を受けていない者にも許可できるものとする。

なお、法人(法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。)に対する許可に当たっては、当該法人の従事者には上記a及びbの要件を何れも満たす者を選任することとする。

ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。

また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者台帳を整備させるものとする。

「環境大臣の定める法人」とは、具体的に次のとおりである

農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会



(イ) 鳥獣の種類・数

- a 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。
- b 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次の(a)又は(b)に該当する場合のみ対象とするものとする。
  - (a) 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合
  - (b) 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合
- c 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数(羽、頭、個)であるものとする。ただし、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、a～cは適用しない。

(ウ) 期間

- a 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とするものとする。  
ただし、被害等の発生が予察される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。
- b 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。
- c 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟(法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。)又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応するものとする。
- d 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。

(エ) 区域

- a 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とするものとする。
- b 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合には、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等効果的に実施されるよう市町村に指導するものとする。また、被害等が周辺の県にまたがって発生する場合には、関係県が共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、県間の連携を図るものとする。
- c 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。特に、集団渡来地の保護区など鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防除対策の重点的な実施とともに、個体数調整の推進を図るものとする。

(オ) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。

なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を採用し、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

ア 方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施するものとする。特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。

(ア) 捕獲隊の編成

県下各市町村には有害鳥獣駆除班が編成されているが、イノシシ、ニホンジカ等による農林業被害等が激甚な地域については、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るよう指導するものとする。その際、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来の取組に加え、技術の優れた者や出勤可能な者の加入促進など、新たな担い手を育成する取組についても指導するものとする。

(イ) 関係者間の連携強化

被害防除対策に関する関係者が連携した円滑な捕獲実施のため、農林水産被害防止対策推進会議を中心となって関係部局の連携を密にするとともに、地域においても県民局、市町村、農林水産業団体等による対策会議等を生かし、効果的な被害防除対策を推進する。

(ウ) 被害防止体制の充実

特に被害等が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、有害鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等の防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備など、地域ぐるみでの取組の推進については市町村が中心となって指導するものとする。

イ 指導事項の概要

(ア) 捕獲等実施者は、原則として被害地と同一市町村内に居住する者とするが、駆除班の編成上必要な場合にはその周辺に居住する者も認めるものとし、捕獲等の依頼に応じて迅速に従事できる者であること。

(イ) 捕獲等実施者は、捕獲等に従事する場合は、関係法令及び許可内容を遵守するとともに、鳥獣捕獲等許可証又は従事者証を携行し、有害鳥獣捕獲等に従事する旨を表示した腕章等を着用すること。

(ウ) 捕獲許可期間は、鳥獣類とも原則として3カ月以内とする。ただし、ニホンジカ及びイノシシについては、この限りではない。

(エ) 捕獲区域は、原則として大字を単位とした区域を基準としつつ、被害状況や当該鳥獣の生息状況を勘案の上、効果的な区域とする。

5 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

有害鳥獣捕獲に係る許可基準等に準じるものとし、特定計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

6 その他特別の事由の場合

(1) 許可権者

(第14表)

許可権者	鳥獣種もしくは捕獲方法等	備考
環境省中国四国 地方環境事務所 長	ア 国指定鳥獣保護区内での鳥獣の捕獲等 イ 希少鳥獣(規則第4条別表第2)の捕獲等 ウ かすみ網を使用する猟法による捕獲	許可基準等は別途 国の定める規定に よる
知 事	下記の条件で、その捕獲等対象地域が複数の県民局にわたる場合	
各県民局長	ア 希少鳥獣(規則第4条別表第2)以外の鳥獣 イ かすみ網を使用する以外の猟法による対象鳥獣の捕獲等	
各市町村長	傷病により保護を要する鳥獣の保護を目的とする場合で次に該当するもの ア 希少鳥獣(規則第4条別表第2)以外の鳥獣 イ かすみ網を使用する以外の猟法による対象鳥獣の捕獲等	

(2) 許可基準

ア 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

(ア) 許可対象者： 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員及び国又は地方公共団体から委託を受けた者。

(イ) 鳥獣の種類・数： 必要と認められる種類及び数(羽、頭、個)。

(ウ) 期間： 1年以内。

(エ) 区域： 申請者の職務上必要な区域。

(オ) 方法： 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

イ 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

(ア) 許可対象者： 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者。

(イ) 鳥獣の種類・数： 必要と認められる種類及び数(羽、頭、個)。

(ウ) 期間： 1年以内。

(エ) 区域： 必要と認められる区域。

(オ) 方法： 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ウ 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

(ア) 許可対象者： 博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

(イ) 鳥獣の種類・数： 必要最小限の種類及び数(羽、頭、個)。

(ウ) 期間： 6か月以内。

- (エ) 区域： 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- (オ) 方法： 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

#### エ 愛玩のための飼養の目的

愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めないこととする。

#### オ 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止

- (ア) 許可対象者： 鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。
- (イ) 鳥獣の種類・数： 人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数(羽、個)とし、放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。
- (ウ) 期間： 6か月以内。
- (エ) 区域： 原則として、住所地と同一都道府県内の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。)。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- (オ) 方法： 網、わな又は手捕。

#### カ 鵜飼漁業への利用

- (ア) 許可対象者： 鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。
- (イ) 鳥獣の種類・数： 必要最小限。
- (ウ) 期間： 6か月以内。
- (エ) 区域： 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- (オ) 方法： 手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

#### キ 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

- (ア) 許可対象者： 祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)
- (イ) 鳥獣の種類・数： 必要最小限。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする(致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。)
- (ウ) 期間： 30日以内。
- (エ) 区域： 原則として、規則第7条1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- (オ) 方法： 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

#### ク 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の用途も考慮した上で判断するものとする。

## 7 鳥類の飼養登録

### (1) 方針

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることにかんがみ、次の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。

ア 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。

イ 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢、行動の敏捷性等高齢個体の特徴を視認するなど、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。

ウ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。

エ 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより、1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないようにすること。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるものとする。

### (2) 飼養適正化のための指導内容

飼養を目的とする違法な捕獲は、主として繁殖期及び春・秋の渡来期を中心に行われている事例が多いので、この時期を重点的に取締める。特に、かすみ網については所持・販売が禁止されており、これを用いた違法捕獲の取締りを強化する。また、ペットショップ等には、機会あるごとに店頭販売物を監視して違反物の早期発見に努める。

## 8 販売禁止鳥獣等

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可するものとし、販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

ア 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。

イ 捕獲したヤマドリ等の食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

銃猟に伴う危険を予防のため、市街地その他住宅が密集している場所、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所及び公道沿線等銃猟に危険が伴うと予想される場所において、第10次鳥獣保護事業計画終了時点で、61箇所(30,265ha)を銃猟禁止区域に指定している。

本計画においても、引き続き銃猟に伴う危険の予防のため、本計画期間中に期間満了を迎える24箇所(8,234ha)の銃猟禁止区域を特定猟具使用禁止区域(銃猟)として再指定するとともに、地域の実情を踏まえながら積極的に指定するものとする。(経ヶ丸(485ha、井原市)を新たに指定する。)

なお、わな猟に伴う危険を予防するための区域については、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所等わな猟による事故発生のおそれの高い区域について、地域の実情等を踏まえながら指定に努めることとする。(経ヶ丸(485ha、井原市)を新たに指定する。)

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第15表)

		既指定特定 猟具禁止 区域(A)		本計画期間に指定する 特定猟具使用禁止区域					本計画期間に区域拡大する 特定猟具使用禁止区域					
				24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28
銃猟に伴う 危険を予防 するた めの 区域	箇所	61	箇所	1					1					
	面積	ha 30,265	変動 面積	ha 485					485					
わな猟に伴う 危険を予 防するた めの 区域	箇所	0	箇所	1					1					
	面積	ha 0	変動 面積	ha 485					485					

		本計画期間に区域減少する 特定猟具使用禁止区域					本計画期間に廃止または期間満了 により消滅する特定猟具使用禁止区域					計画期 間の増減 (減:)*	計画終了時 の特定猟具 使用禁止区 域**		
		24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27			28	計(E)
銃猟に伴う 危険を予 防するた めの 区域	箇所	1					1			1			1	0	61
	面積	31					31			45			45	409	30,674
わな猟に伴う 危険を予 防するた めの 区域	箇所													1	1
	面積													484	484

\* 箇所数については (B)-(E)  
面積については (B)+(C)-(D)-(E)

\*\* 箇所数については (A)+(B)-(E)  
面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

## (3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第16表)

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考
平成24年度	井原市井原町、笹賀町、高屋町 岡山市東区西大寺中野 備前市閑谷 赤磐市奥吉原 備前市笹目 赤磐市可真上 和気町岩戸 浅口市寄島町寄島 井原市美星町大倉 笠岡市東大戸 久米南町下初、中初	経ヶ丸(銃猟) 金岡西(銃猟) 閑谷(銃猟) 熊山山(銃猟) 牛中(銃猟) 山陽・可真(銃猟) 天神山(銃猟) 寄島(銃猟) 大倉(銃猟) 西ノ森(銃猟) 久米南美しい森(銃猟)	ha 485 100 140 15 10 985 150 192 125 140 29	24.11.1~ 34.10.31 " " " " " " " " " "	新設 再指定 " " " " " " " " " 区域減少	井原市井原町、 笹賀町、高屋町	経ヶ丸 (くくりわな)	ha 485	24.11.1~ 34.10.31	新設
計		1ヶ所	2,371				1ヶ所	485		
平成25年度計	倉敷市連島町	連島(銃猟)	ha 635	25.11.1~ 35.10.31	再指定					
計		1ヶ所	635							
平成26年度	備前市伊部 高梁市川端町 津山市沼、大田、志戸部他	大滝山(銃猟) 臥牛山(銃猟) 津山弥生住居跡(銃猟)	ha 340 165 437	26.11.1~ 36.10.31 " "	再指定 " "					
計		3ヶ所	942							
平成27年度	岡山市南区飽浦 真庭市蒜山上長田 美咲町書副、百々、羽に	北浦(銃猟) 蒜山高原(銃猟) 柵原イコパーク(銃猟)	ha 340 2,176 85	27.11.1~ 37.10.31 " "	再指定 " "					
計		3ヶ所	2,601							



年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考
平成28年度	岡山市北区川入 岡山市北区長野 岡山市中区平井 岡山市南区浦安 倉敷市藤戸町、串田、粒江、曾原 高梁市落合町 真庭市中、草加部	吉備中山(銃猟) 備中稲荷(銃猟) 旭川(銃猟) 岡南飛行場(銃猟) 藤戸(銃猟) 深山(銃猟) 旭川中流(銃猟)	ha 577 120 226 73 804 275 95	28.11.1～ 38.10.31 " " " " " "	再指定 " " " " " "					
計		7ヶ所	2,170							
計		25ヶ所	8,719					485		

## 2 特定猟具使用制限区域の指定

法第35条第1項に規定する特定猟具の使用制限区域は、特に休猟区解除後の区域について、狩猟者の集中的入猟が予想される場合の危険防止等の観点から、特定猟具の使用の制限が必要な区域について指定することができることとされているが、過去の状況から判断して特に必要が認められないため、本計画期間中には指定しないものとする。

## 3 猟区設定のための指導

### (1) 方針

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、設定の認可に当たっては次の点を十分考慮するものとする。

- ア 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ているなど、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認めるものとする。
- イ 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、所管する都道府県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。
- ウ 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。

### (2) 設定指導の方法

猟区を活用した狩猟初心者の育成について、必要に応じて狩猟団体等とも連携し、積極的な取組を進めるものとする。



#### 4 指定猟法禁止区域

##### (1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地から必要な区域について指定するものとし、特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等の現状を把握、分析し、関係機関及び土地所有者等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。なお、現在、法第12条第2項に基づく鉛製銃弾使用禁止区域にあっては、現行規制の評価を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進めていくものとする。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集、分析を行い、関係機関、土地所有者、占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を検討する。

##### (2) 指定計画

###### ア 全体計画

(第17表)

年 度	指定猟法の種類	箇所数	面 積	備 考
平成24年度	鉛製散弾の使用禁止	1	1.6 ha	

###### イ 個別計画

(第18表)

年 度	指定猟法の種類	区域名称	面 積	存続期間	備 考
平成24年度	鉛製散弾の使用禁止	尾坂池鉛散弾使用禁止区域	1.6 ha	指定なし	法第12条第2項に基づく鉛散弾規制地域からの移行

###### ウ 法第12条第2項に基づき指定している鉛製散弾使用禁止区域

(第19表)

区 域 名	面 積	指定年次	指定猟法禁止区域への移行	備 考
尾坂池鉛散弾規制地域	1.6 ha	平成13年4月～	平成24年11月	

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

個体数の著しい増加又は分布域の拡大により農林水産業被害等が深刻化している鳥獣があるなかで、生息環境の悪化等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣も存在している。これらの鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図る必要があると認められるものについて、科学的知見を踏まえ専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りながら作成するものとする。

計画においては保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護管理事業を総合的に講じ、計画的な保護管理対策を推進するものとし、もって、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図り、人と鳥獣との適切な関係の構築に資するものとする。特に広域に分布、移動する鳥獣について、地域の実情を踏まえながら、関係県との連携や情報の共有等による広域的な保護管理の実施に努めるものとする。

なお、下記以外の鳥獣については、必要に応じて作成の検討を行うものとする。

(第20表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成23年度	県民の安全・安心の確保を第一に、併せてツキノワグマの地域個体群の安定的維持を図る	ツキノワグマ	平成24年度～平成28年度	県下全域 (島嶼部を除く)	・狩猟の禁止
平成23年度	生息密度の低減や農林業被害の軽減等を図りながら、ニホンジカの個体群を長期的・安定的に維持する。 ・生息密度の低減 ・生息分布域の縮減 ・農林業被害の軽減	ニホンジカ	平成24年度～平成28年度	県下全域	・狩猟期間の延長 ・捕獲頭数制限の解除 ・くくりわなの輪の直径制限の緩和
平成23年度	生息密度の低減や農作物被害の軽減を図りながら、イノシシの個体群を長期的・安定的に維持する。 ・生息密度の低減 ・農作物被害の軽減	イノシシ	平成24年度～平成28年度	県下全域	・狩猟期間の延長 ・くくりわなの輪の直径制限の緩和

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移及び農林水産物への被害状況等を把握し、鳥獣の保護対策、有害鳥獣の捕獲対策及び適正な狩猟の推進に資するものとする。

調査の実施にあたっては、関係団体等の協力を得て、長期的な資料の収集、分析に努めることとする。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

鳥獣の保護繁殖及び生息環境の整備に資するため、野生鳥獣の生息状況を把握するものとする。

(2) 鳥獣生息分布調査

必要に応じて、関係団体等の協力を得て、既存資料や捕獲報告等の活用、アンケート調査・聞き取り調査及び現地調査等により、主要な鳥類及び獣類種類の分布状況、繁殖状況等について把握する。

(3) 希少鳥獣等保護調査

(第21表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
ツキノワグマ	平成24～ 28年度	特定鳥獣保護管理計画に基づき、出没情報の収集に努め、聞き取り・痕跡調査を行うとともに、必要に応じて捕獲による個体調査及び耳標等の装着によるモニタリング調査を行い、生息状況、個体数、行動圏、習性等について把握する。	県内一円	通年

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

(第22表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県内の渡来地 (児島湖・阿部池、百間川、錦海、旭川ダム、日生諸島、玉島・水島沖、笠岡干拓、新成羽川ダム、美穀湖、湯原湖、深山公園、旭川、吉井川、日古木大池、寄島干拓 15か所)	平成24 ～28年度	毎年現地において、種類別の個体数調査を行う。 一斉調査： 1月中旬(全国一斉調査日)	調査地の保護区等指定状況 鳥獣保護区 5箇所 特定猟具禁止区域(銃猟) 7箇所 その他 3箇所

3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

ア 既指定の鳥獣保護区等における鳥獣の生息環境を維持・改善するための資料となる生息状況、生息環境及び被害状況調査等を実施する。

イ 鳥獣保護区等の指定効果を把握するための鳥獣の生息状況調査等を実施する。

4 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟の適正化に資するため、狩猟鳥獣の捕獲状況及び目撃情報を把握するものとする。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

(第23表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容・調査方法	備考
主な狩猟鳥獣	平成24 ～28年度	狩猟者の捕獲報告にあるメッシュ番号により狩猟鳥獣の捕獲位置を示し、分布や密度を推定して鳥獣の管理の基礎資料とする。 イノシシ、ニホンジカについては、保護管理計画に基づくモニタリング調査及び出猟カレンダー調査を実施する。	

(3) 放鳥効果測定調査

(第24表)

対象種類	調査年度	放鳥数	標識		調査方法	備考
			標識の種類	装着数		
キジ	平成24 ～28年度	羽 14,000	足環	羽 14,000	足環の回収による	

(4) 狩猟実態調査

必要に応じて、狩猟者に対し、鳥獣の生息状況、捕獲状況、出猟状況及び鳥獣保護と狩猟制度等についてアンケート調査を行う。

5 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす鳥獣の防除対策に資するため、生息状況等を把握するものとする。

(2) 調査の概要

(第25表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
イノシシ ニホンジカ	平成24 ～28年度	生息状況調査： アンケート、痕跡、ライトセンサス法、糞塊法及び出猟カレンダー調査等により生息密度の推移を把握する。 生息環境調査： 森林の植生等の生息環境を調査する。 被害発生状況調査： 農林作物の被害状況を調査する。	特定計画によるモニタリングの実施

第八 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣保護事業の適切な実施のため、鳥獣保護管理担当職員を配備する。

(2) 設置計画

(第26表)

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
環境文化部自然環境課		3	3		3	3	鳥獣保護及び狩猟に関する事務全般
備前県民局農林水産事業部森林企画課		2	2		2	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣捕獲許可事務に関する事</li> <li>・ 鳥獣保護区等の指定等に関する事</li> <li>・ 鳥獣保護区特別保護地区の許可事務に関する事</li> <li>・ 狩猟免許に関する事</li> <li>・ 狩猟者登録に関する事(県外者登録を除く)</li> <li>・ 鳥獣保護事業計画の推進に関する事</li> <li>・ 特定鳥獣保護管理計画の推進に関する事</li> <li>・ 放鳥事業に関する事</li> <li>・ 鳥獣保護関係諸調査に関する事</li> <li>・ 鳥獣保護員の勤務、その他指導に関する事</li> <li>・ 狩猟違反取り締まりに関する事</li> <li>・ 愛鳥思想の普及啓発に関する事</li> <li>・ その他鳥獣保護及び狩猟に関する事務</li> </ul>
東備地域森林課		1	1		1	1	
備中県民局農林水産事業部森林企画課		2	2		2	2	
井笠地域森林課		1	1		1	1	
高梁地域森林課		1	1		1	1	
新見地域森林課		1	1		1	1	
美作県民局農林水産事業部森林企画課		2	2		2	2	
真庭地域森林課		1	1		1	1	
勝英地域森林課		1	1		1	1	

(3) 研修計画

(第27表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容・目 的	備 考
野生生物研修	環 境 省	5 月	1	全 国	1	野生生物保護管理に関する事	鳥獣行政担当職員等
鳥獣保護業務担当者研修会	岡 山 県	4、9 月	2	全 県	15	鳥獣保護及び狩猟に関する事	鳥獣行政担当職員等

2 鳥獣保護員

(1) 方針

鳥獣の保護管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣保護への熱意を有する者を鳥獣保護員として委嘱し、地域に密着した活動が可能となるよう県下全域に配置することにより鳥獣保護行政の円滑な推進を図るものとする。

(2) 設置計画

(第28表)

基準設置数 (A)	平成23年度末		年度計画						
	人員(B)	充足率(B/A)	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)	充足率(C/A)
78 人	89 人	114 %	人	人	人	人	人	89 人	114 %

(3) 年間活動計画

(第29表)

活動内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鳥獣保護施設の管理 狩猟登録者の指導 有害鳥獣捕獲の指導 鳥獣生息調査等の補佐 鳥獣保護思想の普及 法第76条に規定する司法警察員への連絡 法第75条の規定による立入検査	←		→				←					→	岡山県鳥獣保護員業務要領に基づき、猟期間中は週2回、その他の期間は月1回、年間39日以上勤務する。
	←							←				→	
	←		→					←				→	
	←		→					←				→	
	←											→	
	←											→	
	←											→	

(4) 研修計画

県民局において、鳥獣保護員の資質の維持と向上を図るため研修を行う。また、必要に応じて自己研修に必要な図書等の配布を行う。

(第30表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護員研修会	県民局	10月	1回	県民局管内	15~30	法令等の所要の知識の習得を図る。	

3 保護管理の担い手の育成

鳥獣の保護管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体数管理のための捕獲等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者の確保及び育成が図られるよう免許更新の機会等にその講習を行うものとする。また、近年の狩猟者の動向は、減少・高齢化が進んでおり、新たな狩猟免許所持者の確保が急務となっている。こうした中、「わな免許」の取得者が増加傾向にあり、狩猟免許試験の休日開催や、その周知及び講習会の開催等、狩猟免許制度について狩猟関係団体と連携し普及啓発を行うものとする。

4 鳥獣保護センター等の設置

傷病鳥獣の保護のため、既設の鳥獣保護センター（池田動物園、県自然保護センター）の機能と体制の充実に努めるものとする。特に、拠点施設である池田動物園の野生鳥獣保護専用施設においては、専属の看護職員を配置し、他のセンターとの連携を図りながら、傷病鳥獣の治療・看護をはじめ、ヒナや出生直後の幼獣の誤認救護防止等野生鳥獣の取り扱い等の正しい知識の普及啓発にも努めるものとする。

5 取締り

(1) 方針

鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護員の動員体制を整備し、狩猟の取り締まり・指導にあたるほか、岡山県警察本部、(社)岡山県猟友会の狩猟指導員の協力を得て、人身事故・法令違反の絶無、狩猟マナーの向上を目指して積極的な指導取り締まりを行うものとする。

(2) 年間計画

(第31表)

事 項	実 施 時 期												備 考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
違法捕獲、違法飼養取締り 狩猟禁止区域での狩猟取締り 無登録者、登録証不携帯取締り 違法猟具の使用取締り 狩猟捕獲報告	←											→	鳥獣保護員、市町村、所轄警察署との連携を密にし、指導取締りを行うものとする。

6 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。



## 第九 その他

### 1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

- ・ イノシシ、シカ、カワウ等一部の野生鳥獣の生息分布等が拡大増加傾向にあり、鳥獣による生態系や農林水産業等への被害が依然として深刻な状況にある。一方で、ツキノワグマなど地域的に絶滅のおそれのある鳥獣等も存在している。
- ・ 特に被害の深刻なニホンジカやイノシシについて特定計画を策定し、狩猟期間の延長やくくりわなの輪の規制緩和、捕獲頭数の制限解除等により狩猟圧の向上を図るとともに、**鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が策定する被害防止計画との整合を図りながら**被害防除対策に取り組み、個体数の長期的・安定的な維持を図っている。
- ・ ツキノワグマについては、**県民の安全・安心の確保を第一に**、地域住民や市町村など地域の幅広い関係者の理解・協力のもと、人身被害防止対策や農林業被害防止対策を積極的に推進し、地域個体群の安定的維持を図っている。
- ・ また、カワウ等の広域的に分布、移動する鳥獣については、生息・被害状況等を踏まえ関係県の連携による広域的な鳥獣保護管理の取組が課題となっている。さらに、適切な鳥獣保護管理を推進していくために、専門的な知識、技術、経験を有する人材の育成・確保が必要となっている。
- ・ 鳥獣保護区等の指定については、鳥獣による農林水産業被害等の深刻化などを背景に新規指定が困難な状況となっている。
- ・ 鳥獣保護事業実施の補助者として鳥獣保護員を配置しているが、鳥獣保護管理についての助言・指導等さらなる専門性の確保が求められている。
- ・ 狩猟は、自然の恵みを享受するとともに、有害鳥獣捕獲等を通じて、バランスのとれた生態系の維持など鳥獣保護管理に重要な役割を果たしているが、その担い手である狩猟者について高齢化、減少傾向にあり、鳥獣保護管理に関する知識・技術の向上を図りつつ適切な人数の確保を図ることが必要となっている。また、事故や法令違反防止にむけて、猟具の適切な取扱い、安全確保、法令遵守等の一層の適正化が求められている。
- ・ 違法な飼養、傷病鳥獣の誤認救護、安易な餌付けの問題等が生じており、鳥獣の個体の取扱いの適正化に向けた一層の取組みが課題となっている。
- ・ **高病原性鳥インフルエンザのような鳥獣と人に感染する人獣共通感染症のみならず、口蹄疫のような家畜と野生鳥獣に感染し、人には感染しない感染症についても、野生鳥獣への影響、社会的及び経済的な影響が大きく、関心が高まっており、鳥獣に関する専門的な知見に基づく情報提供等の役割が求められている。**

### 2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取り扱い 該当なし

### 3 狩猟の適正管理

狩猟者は、科学的・計画的な保護管理を図るための鳥獣の個体数管理並びに鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害の防止を図るための捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）の担い手という役割も果たしている。このため、法第39条に基づく狩猟免許、法第55条に基づく狩猟者登録等の制度の適切な実施を通じて狩猟者の育成・確保を図るとともに、狩猟者に対して法を始めとする関係法令の遵守及び狩猟事故の未然防止等危険の予防についての指導の徹底に努め、狩猟の適正化を図るものとする。

また、狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を、必要に応じてきめ細かに実施するよう努めるものとする。



4 入猟者承認制度に関する事項  
該当なし

5 傷病鳥獣救護の基本的な対応

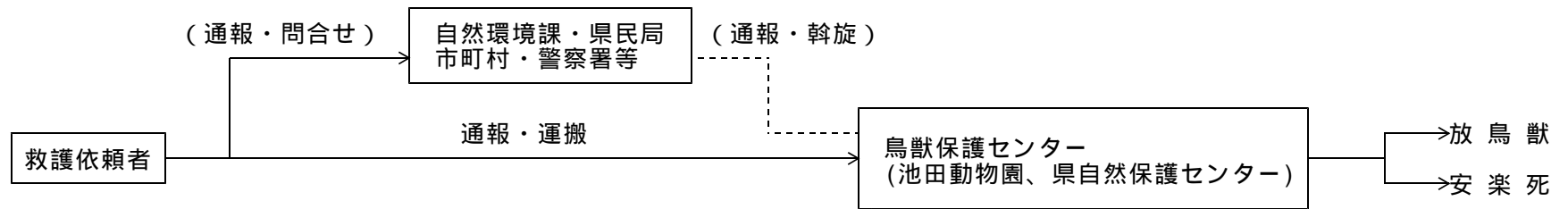
近年、イノシシ、シカ、カラス、ドバト等特定種の生息数が増加し、生活環境や農林水産業等への被害が拡大するなか、動物愛護思想の高まりから、狩猟及び有害捕獲対象鳥獣や救護することが野生復帰の障害となる鳥類の卵、ヒナや出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認した救護依頼が増加している。

このため、救護対象鳥獣は、原則として狩猟鳥獣及び希少種以外の鳥類のヒナ、卵は除くものとする。

傷病鳥獣の保護センターへの搬送は、原則として救護依頼者が行うものとし、市町村、県等の行政機関はその通報、及び斡旋等の支援活動を行うものとする。

油汚染事故等で大量の救護が予想される場合は、県、市町村、消防防災担当部局及び鳥獣保護センターとの緊密な連絡体制を整備し、迅速な救護活動を支援するとともに、野生復帰不可能個体についても適切な取り扱いを指導する。

〔傷病鳥獣救護の体制〕



6 安易な餌付けの防止

(1) 方針

鳥獣への安易な餌付けにより、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害及び農作物被害等を誘因することとなり、生態系や鳥獣保護管理への影響が生じるおそれがある。

このため、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣による被害の発生状況を踏まえて、安易な餌付けが野生鳥獣に及ぼす影響等について、県民、観光事業者・観光客等に対する普及啓発等に努めるものとする。

また、不適切な生ゴミの処理、未収穫作物の放置等が結果として鳥獣への餌付けにつながり、被害を誘引することになること等について地域社会等での普及啓発にも努めるものとする。

(2) 年間計画

(第32表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
安易な餌付け防止 生ゴミの適切な処理や 未収穫作物の放置の防止	←												→	広報誌、 チラシ ホームページ等	一般県民 農業者等

7 感染症への対応

野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び県内の関係機関との連絡体制を整備しておくものとする。

高病原性鳥インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」及び「死亡野鳥・放棄野鳥対応マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。さらに、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を適切に実施する。

また、その他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとする。

8 普及啓発

(1) 鳥獣の保護管理についての普及等

ア 方針

野鳥保護の一環として、愛鳥週間等を活用して広く野鳥保護思想の普及啓発を図るものとする。また、傷病鳥獣の保護について、鳥獣保護センターの充実を図るとともに、野生鳥獣の取り扱い等の正しい知識の普及啓発に努めるものとする。

イ 事業の年間計画

(第33表)

事業内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
広報活動(マスメディア等) 人とみどりや野鳥のつどい 県内各地探鳥会 愛鳥作品の募集 愛鳥作品の展示	←→	←→					←→			←→			各地域野鳥の会の協力 愛鳥ポスター、写真 "

ウ 愛鳥週間行事等の計画

(第34表)

平成24～28年度	
愛鳥週間行事等	県下各地において、野鳥の会等の関係団体の協力を得て、地域住民や小中学校児童生徒等を対象とした探鳥会、講演会、食餌木の植栽等を行う。 小中高生を対象とした愛鳥ポスターを募集し、各地で展示会を開催する。

(2) 野鳥の森等の整備

野鳥をはじめとして昆虫や植物を含む自然環境の保全を図りながら自然の中で野鳥にふれあうことにより、体験的に自然の仕組みを学び、豊かな情操を養うことができる場として整備した「野鳥の森」の活用を進める。

(第35表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設整備の概要	利用の方針	備考
三徳園 小鳥の森	昭和43	岡山市竹原	ha 4	探鳥路360m、ハートバース5基、食餌木2,885本、食餌台10基	野鳥観察の場 として活用	三徳 鳥獣保護区
県立 森林公園	昭和50	鏡野町上斎原	334	遊歩道21km、林間園地5箇所	〃	森林公園 鳥獣保護区*
大平山 野鳥の森	昭和53 ~55	瀬戸内市 邑久町虫明	12	探鳥路1,251m、ハートバース7基、食餌木3,361本、食餌台3基、 野鳥観察舎1棟、案内板6基、解説板9基、ハンジ7基、指導標4基	〃	大平山 鳥獣保護区
21世紀の森	昭和56	吉備中央町 吉川	30	野鳥観察舎1棟、自然観察道4,600m	〃	吉備高原 鳥獣保護区
恩原湖 野鳥の森	昭和61 ~62	鏡野町上斎原	35	探鳥路2,000m、駐車場530㎡、食餌木550本、食餌台6基、 野鳥観察舎2棟、案内板6基、解説板6基、便所1棟、広場1,670㎡、 指導標11基、ハンジ7基	〃	恩原湖 鳥獣保護区
高妻山 野鳥の森	昭和63 ~平成元	矢掛町矢掛	70	探鳥路520m、駐車場1,503㎡、食餌木253本、指導標4基、野鳥観 察舎1棟、案内板1基、解説板2基、便所1棟、広場400㎡、ハンジ2基	〃	高妻山 鳥獣保護区*
たけべ 野鳥の森	平成2	岡山市 建部町田地子	55	木道15.8m、指導標2基、野鳥観察舎1棟、案内板2基、解説板6基、 便所1棟、給餌台30基、ハンジ15基	〃	たけべの森 鳥獣保護区
岡山県自然 保護センター	平成3	和気町田賀	100	センター棟、湿性植物園、虫の原っぱ、昆虫の森等	〃	自然保護センター 鳥獣保護区
天神山 野鳥の森	平成4 ~5	高梁市 成羽町坂本	50	探鳥路1,769m、駐車場200㎡、指導標10基、休憩舎1棟、案内板3 基、解説板1基、便所1棟、給餌台10基、ハンジ6基、ハートバース3基	〃	成羽天神山 鳥獣保護区*
津谷 野鳥の森	平成6 ~7	美作市右手	9	探鳥路1,149m、野鳥観察舎1棟、休憩舎1棟、案内板2基、 解説板3基、指導標7基、ハンジ7基	〃	梶並右手 鳥獣保護区
児島湖ふれ あい野鳥 親水公園	平成14	玉野市八浜	0.2	野鳥観察舎1棟、水質浄化施設1基、ビオトープ整備、植樹	〃	児島湖 鳥獣保護区

\*は特別保護地区

(3) 法令の普及徹底

ア 方針

鳥獣に関する法令について広く県民に周知徹底を図る。

イ 年間計画

(第36表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
希少鳥類の保護	←				→									県・市町村の広報誌 テレビ・ラジオ、新聞 ポスター、パンフレット ホームページ	一般県民 狩猟登録者等
かすみ網の所持等	←												→		
飼養の適正化	←												→		
有害鳥獣捕獲制度 鳥獣保護法の遵守	←				→								←		

ニホンジカ保護管理計画新旧対照表

現行計画（第2期）

次期計画（第3期）案

第2期ニホンジカ保護管理計画書

第3期ニホンジカ保護管理計画書

平成19年4月  
(平成21年4月 一部変更)

岡山県

平成24年4月

岡山県

ニホンジカ保護管理計画新旧対照表

現行計画（第2期）	次期計画（第3期）案
<p style="text-align: center;">目 次</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p>
<p>1 計画策定の目的及び背景 . . . . . P 1</p>	<p>1 計画策定の目的及び背景 . . . . . P</p>
<p>2 保護管理すべき鳥獣の種類 . . . . . P 1</p>	<p>2 保護管理すべき鳥獣の種類 . . . . . P</p>
<p>3 計画の期間 . . . . . P 1</p>	<p>3 計画の期間 . . . . . P</p>
<p>4 保護管理が行われるべき区域 . . . . . P 1</p>	<p>4 保護管理が行われるべき区域 . . . . . P</p>
<p>5 保護管理の目標 . . . . . P 2</p>	<p>5 保護管理の目標 . . . . . P</p>
<p>( 1 ) 現状 . . . . . P 2</p>	<p>( 1 ) 現状 . . . . . P</p>
<p>ア 生息環境</p>	<p>ア 生息環境</p>
<p>イ 生息動向及び捕獲状況等</p>	<p>イ 生息動向及び捕獲状況等</p>
<p>ウ 農林業被害及び防除対策の状況</p>	<p>ウ 農林業被害及び防除対策の状況</p>
<p>エ 狩猟の状況</p>	<p>エ 狩猟の状況</p>
<p>( 2 ) 保護管理の目標 . . . . . P 8</p>	<p>( 2 ) 保護管理の目標 . . . . . P</p>
<p>( 3 ) 目標を達成するための施策の基本的考え方 . . . . . P 8</p>	<p>( 3 ) 目標を達成するための施策の基本的考え方 . . . . . P</p>
<p>6 数の調整に関する事項 . . . . . P 9</p>	<p>6 数の調整に関する事項 . . . . . P</p>
<p>( 1 ) 個体数管理の考え方 . . . . . P 9</p>	<p>( 1 ) 個体数管理の考え方 . . . . . P</p>
<p>( 2 ) 個体数管理の方法 . . . . . P 9</p>	<p>( 2 ) 個体数管理の方法 . . . . . P</p>
<p>ア メスジカの狩猟獣化</p>	<p>ア 1日当たり捕獲頭数の制限</p>
<p>イ メスジカの1日の捕獲頭数の緩和</p>	<p>イ 狩猟期間</p>
<p>ウ 猟期延長</p>	<p>ウ くくりわなの輪の直径の規制</p>
<p>エ 有害鳥獣捕獲の推進</p>	
<p>オ 狩猟者の確保</p>	
<p>7 被害防除対策に関する事項 . . . . . P 10</p>	<p>7 被害防除対策に関する事項 . . . . . P</p>
<p>( 1 ) 狩猟者の確保</p>	<p>( 1 ) 狩猟者の確保</p>
<p>( 2 ) 有害鳥獣捕獲の推進</p>	<p>( 2 ) 有害鳥獣捕獲の推進</p>
<p>( 3 ) 防護対策の推進</p>	<p>( 3 ) 防護対策の推進</p>
<p>8 生息地の保護及び整備に関する事項 . . . . . P 10</p>	<p>8 生息環境の保護及び整備に関する事項 . . . . . P</p>
<p>9 その他保護管理のために必要な事項 . . . . . P 10</p>	<p>9 その他保護管理のために必要な事項 . . . . . P</p>
<p>( 1 ) モニタリング等の調査研究 . . . . . P 10</p>	<p>( 1 ) モニタリング等の調査研究 . . . . . P</p>
<p>( 2 ) 計画の実施体制 . . . . . P 10</p>	<p>( 2 ) 計画の実施体制 . . . . . P</p>
<p>( 3 ) その他 . . . . . P 10</p>	<p>( 3 ) その他 . . . . . P</p>

## ニホンジカ保護管理計画新旧対照表

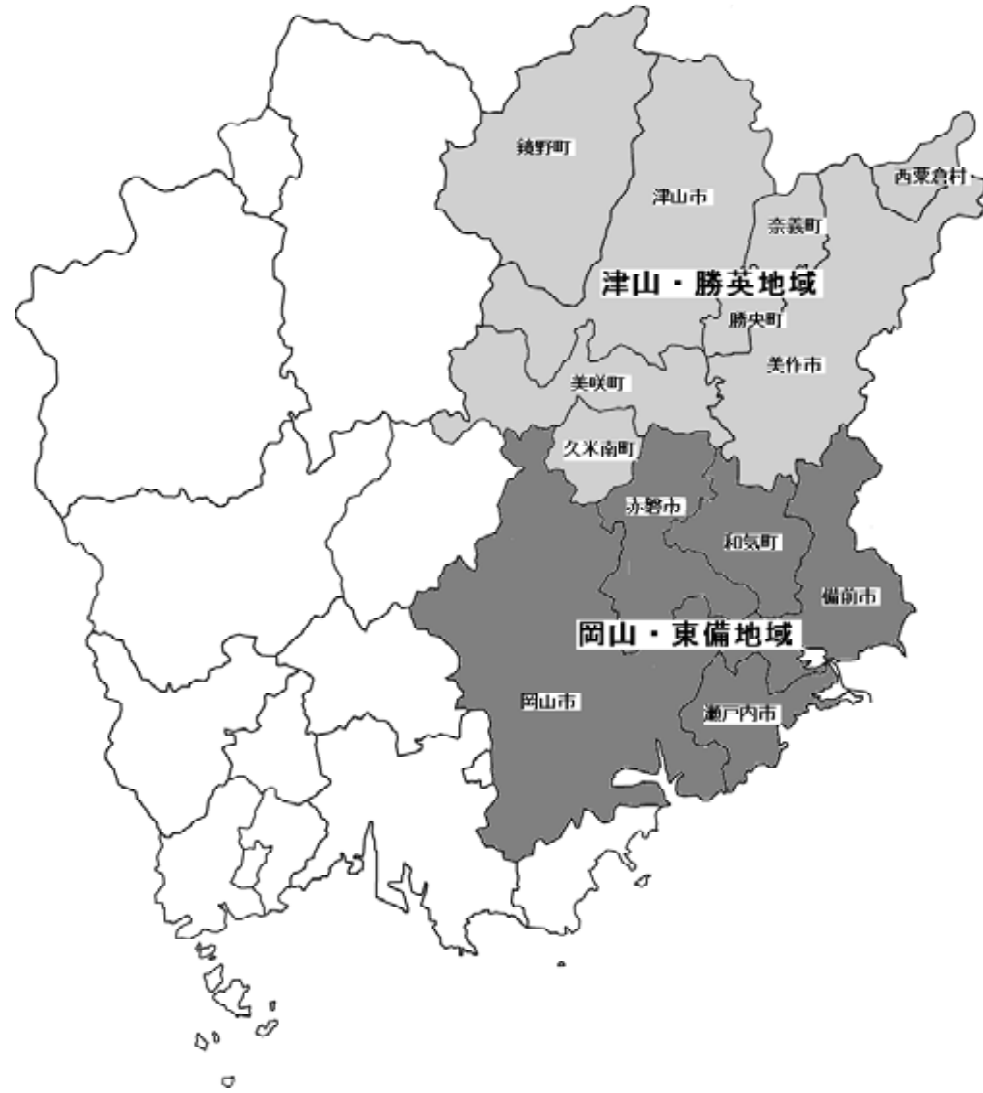
現 行 計 画 （ 第 2 期 ）	次 期 計 画 （ 第 3 期 ） 案
<p><b>1 計画策定の目的及び背景</b>  本県におけるニホンジカの農林業被害は、平成4年から発生しはじめ、特に県北東部、県東部において被害額が多く、イノシシの被害と相まって経営意欲の減退につながるなど深刻化している。  一方、本県におけるニホンジカの生息は古くから知られており、貴重な狩猟資源として、自然環境を構成する要素として生態系の中で重要な役割を果たしている。  ニホンジカをはじめとする野生鳥獣は国民、県民の共有の財産であり、絶滅させてはならない。人と野生鳥獣の共生がもとめられる今、生物多様性の観点に配慮しながら、健全なシカ個体群の維持を目的に保護管理を行っていくことが必要となっている。  このため、岡山県は平成15年度に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）に基づきニホンジカ保護管理計画を策定し、人とニホンジカの軋轢を軽減し、個体群の長期的・安定的な維持を図ることを目的に、メスジカの狩猟獣化、1日の捕獲頭数の緩和及び被害防除対策等の各種施策を実施してきたところである。  この第1期計画が上位計画である第9次鳥獣保護事業計画の計画期間である平成19年3月31日をもって、計画期間が終了するため、前期計画に基づく対策の効果を検証し、その結果を踏まえて、法第7条第1項の規定に基づく第2期ニホンジカ保護管理計画を策定するものである。</p> <p><b>2 保護管理すべき鳥獣の種類</b>  ニホンジカ（以下「シカ」という。）</p> <p><b>3 計画の期間</b>  平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5カ年とする。  （第10次鳥獣保護事業計画期間内 平成19年度～平成23年度）  ただし、計画期間内であっても、モニタリング調査の結果等により、必要に応じて計画の改定等を検討することとする。</p> <p><b>4 保護管理が行われるべき区域</b>  現にシカが生息分布し農林業被害が発生している地域、及び今後分布拡大の可能性が高く、被害発生のおそれのある地域を包含した市町村（6市6町1村）の区域（図-1）</p> <p>備前県民局管内：岡山市、瀬戸内市、備前市（ただし鹿久居島を除く）、赤磐市、和気町</p> <p>美作県民局管内：津山市、鏡野町、久米南町、美咲町、美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村</p>	<p><b>1 計画策定の目的及び背景</b>  本県におけるニホンジカの農林業被害は、平成4年から発生しはじめ、特に県北東部、県東部において<b>顕著である。さらに近年、生息範囲が県西部へ拡大しており、現在では県下全域で生息が確認されており、イノシシの被害とも相まって農業者等の経営意欲の減退につながるなど深刻化している。</b>  一方、本県におけるニホンジカの生息は古くから知られており、貴重な狩猟資源として、自然環境を構成する要素として生態系の中で重要な役割を果たしている。<b>このため県民共有の財産として、生物多様性の観点に配慮しながら、ニホンジカの個体群を維持することも必要である。</b>  <b>このような現状を踏まえ、岡山県は平成15年度から「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）」に基づきニホンジカ保護管理計画を策定している。人とニホンジカの軋轢を軽減し、個体群の長期的・安定的な維持を図ることを目的に、メスジカの狩猟獣化、捕獲頭数の制限緩和及び狩猟期間の延長等により捕獲圧を高めるほか、各種の被害防除対策等を実施してきた。さらに、平成20年には「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下、「特措法」という。）」が施行され、被害防除等の取組を促進してきたところであるが、捕獲頭数は増加したものの、農林業被害は依然として高い水準に留まり、またその範囲も拡大している。</b>  <b>第2期計画が平成24年3月31日をもって終期を迎えることから、これまでの対策効果や生息状況等の調査結果を踏まえ、また、特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画との整合性も勘案しながら、第3期ニホンジカ保護管理計画を策定する。</b></p> <p><b>2 保護管理すべき鳥獣の種類</b>  ニホンジカ（以下「シカ」という。）</p> <p><b>3 計画の期間</b>  平成<b>24</b>年4月1日から平成<b>29</b>年3月31日までの5カ年とする。  （第<b>11</b>次鳥獣保護事業計画期間内 平成<b>24</b>年度～平成<b>28</b>年度）</p> <p><b>4 保護管理が行われるべき区域</b>  <b>岡山県全域</b></p>

ニホンジカ保護管理計画新旧対照表

現行計画（第2期）

次期計画（第3期）案

図 - 1 ニホンジカ保護管理計画区域図



(削除)

5 保護管理の目標

(1) 現状

ア 生息環境

本県におけるシカの主な生息地域は、県北東部の真庭市及び新庄村を除く美作県民局管内（以下「津山・勝英地域」という。）から玉野市及び吉備中央町を除く備前県民局管内（以下、「岡山・東備地域」という。）にまたがる地域である。

県北東部の津山・勝英地域では、兵庫鳥取県境付近には標高 1,000 m を超える山々が連なり、針葉樹の人工造林地が多く、80 % を超える人工林率となっている地域もある。なお、中国山地近くの地域では多くの積雪を伴う。

また、県東部の岡山・東備地域では、標高 500 m 以下の丘陵地帯から瀬戸内海岸部へと続き、比較的温暖な瀬戸内気候の地域である。隣接する兵庫県境は分水嶺であるものの、地形的に遮断する程標高の高い山地ではなく、地形的には連続した丘陵地帯であり、人工林率は約 17 % と他と比べ低くアカマツ林を中心とした地域が広がっている。(図 - 2)

5 保護管理の目標

(1) 現状

ア 生息環境

県北部の兵庫県鳥取県境付近には標高1,000mを超える中国山地の山々が連なり、中南部は500m前後の丘陵地帯から瀬戸内海沿岸の平野部に至るまでの多様な地形を形成している。また、中南部の兵庫県境付近は、地形的に遮断するような山地ではなく、概して連続した丘陵地帯である。

県土面積の約7割を森林が占めており、中国山地から瀬戸内海にかけて多様な気候や地形等の自然的条件、利用形態によって様々な森林を形成している。

北部では、積雪の多い中国山地の奥山にはブナ林が見られるほか、ヒノキ・スギが植栽された人工林率の高い地域が多く、比較的温暖な気候の中南部では、アカマツを主体とする森林が多い。(図 - 1)



ニホンジカ保護管理計画新旧対照表

現行計画（第2期）

図 - 2 : 市町村別人工林率



- 凡 例 -

70%以上
50%～70%満
30%～50%未満
30%未満

（資料：岡山県森林・林業統計 H17）

次期計画（第3期）案

図 - 1 : 市町村別人工林率



凡 例

80%以上
70～80%未満
50～70%未満
30～50%未満
30%未満

（資料：岡山県森林・林業統計 H23.3）

イ 生息動向及び捕獲状況等

（ア）生態

シカは主にコナラ林やアカマツ林、スギ・ヒノキ造成地や里山など、明るい開けた森林に生息している。食性は、アセビ、トベラ、ナギなどの特定種を除くほとんどの植物種を食べる。

シカは集団性が強く「群れ」をつくって生活する。オスとメスは、通常、別々の群れをつくるが、繁殖期にはオスの群れは分解し、順位の高いオスはなわばりを形成する。オスはなわばりの中にメスの群れを囲い、一夫多妻の群れ、すなわち「ハーレム」をつくる。

また、1産1子で、毎年5～7月に子供を産む。繁殖率は餌条件に影響される。栄養条件のよい個体は、2歳から繁殖を開始し、4歳以降は毎年繰り返す。最長寿命はオスで10～13歳、メスで12～15歳、死亡率は、子供で30～50%、オトナで10～15%である。

（イ）生息分布等

岡山県が調査研究機関に委託して調査した結果によると、県内のシカの生息状況は図-3のとおりと推定されている。

津山・勝英地域では、兵庫県境に近い市町村を中心に個体数密度が高くなっており、西に行くに従い個体数密度が低くなっていることから、兵庫県と連続した個体群であると考えられる。

岡山・東備地域についても兵庫県境に近い市町村を中心に個体数密度が高くなっている。これは、津山・勝英地域の密度の高い個体群との距離が20～30km程度と近く、中国縦貫自動車道以外の地形的に遮断する要因が見あたらないことや、兵庫県内に西播磨地域にかけて密度の高い地域が存在することからして、孤立した個体群ではなく周辺地域の個体群と連続した個体群であると考えられる。

なお、生息分布の状況は平成14年度の状況（図-4）と比較して、傾向としては大きく変わっていないが、アンケート調査によれば、高密度地域が増加傾向にある。

イ 生息動向及び捕獲状況等

（ア）生態

シカは、コナラ林やアカマツ林、スギ・ヒノキ造成地、里山など、明るい開けた森林に生息している。食性は、アセビ、トベラ、ナギ等の特定種を除く、ほとんどの植物種を食べる。

シカは集団性が強く、「群れ」をつくって生活する。オスとメスは通常、別々の群れをつくる。繁殖期にはオスの群れは分解し、順位の高いオスがなわばりを形成してメスの群れを囲い、一夫多妻の群れ、すなわち「ハーレム」をつくる。

1産1仔で毎年5～7月に仔を産み、繁殖率は餌条件に影響される。栄養条件のよい個体は2歳から繁殖を開始し、4歳以降は毎年繰り返す。最長寿命は、オスで10～13歳、メスで12～15歳であり、死亡率は幼獣で30～50%、成獣で10～15%である。

（イ）生息分布等

シカの生息分布は、第2期計画策定時には美作県民局管内から備前県民局管内にまたがる県東部地域が中心であった。しかし、鳥獣保護員や農林業従事者等への聞き取り調査によると、生息状況は平成18年度時点と比べて、高密度な地域が徐々に増加する傾向にあるとともに、生息範囲も県全域に拡大している。

兵庫県西部の県境近くには、南北にわたって生息密度の高い地域が存在すること、また、生息密度は兵庫県境に近い市町村を中心に高く、西に行くに従い低くなっていることから、県内に生息するシカは兵庫県と連続した個体群であると考えられる。

ニホンジカ保護管理計画新旧対照表

現行計画（第2期）

図 - 3 シカ生息状況図(H18)

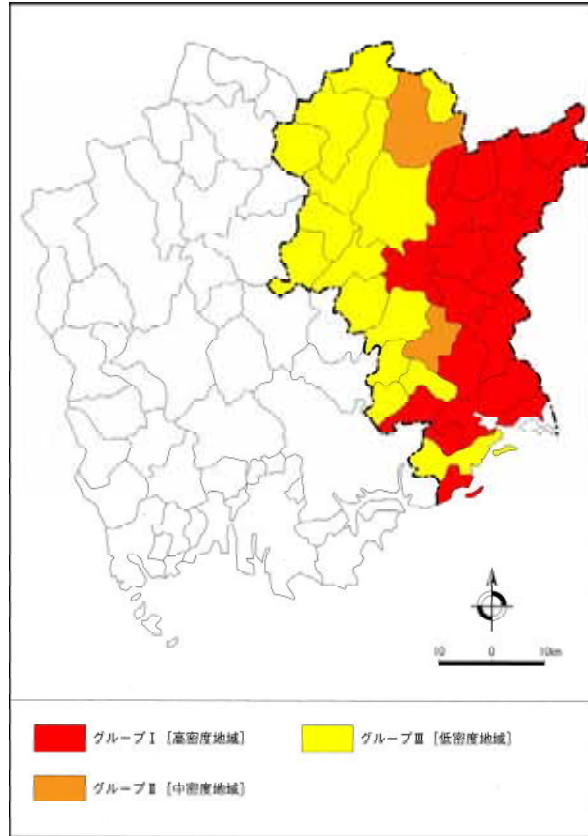
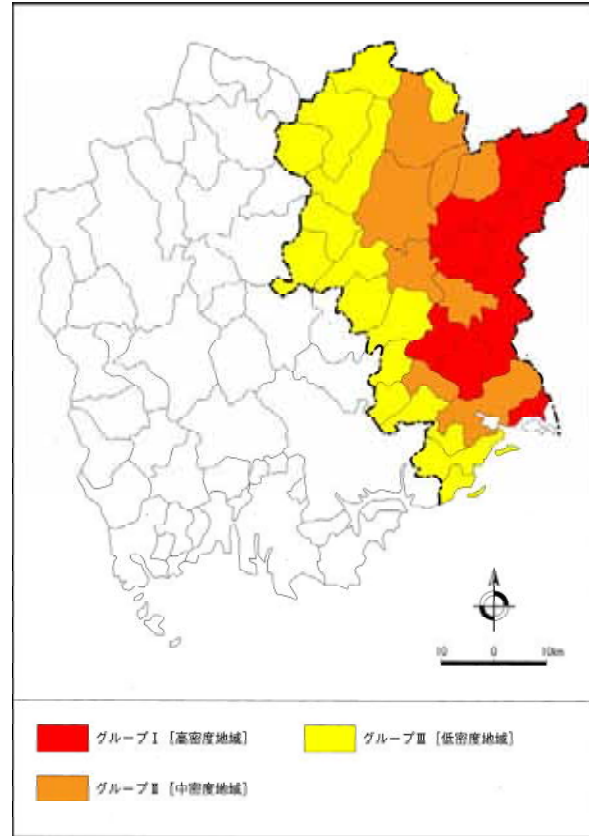
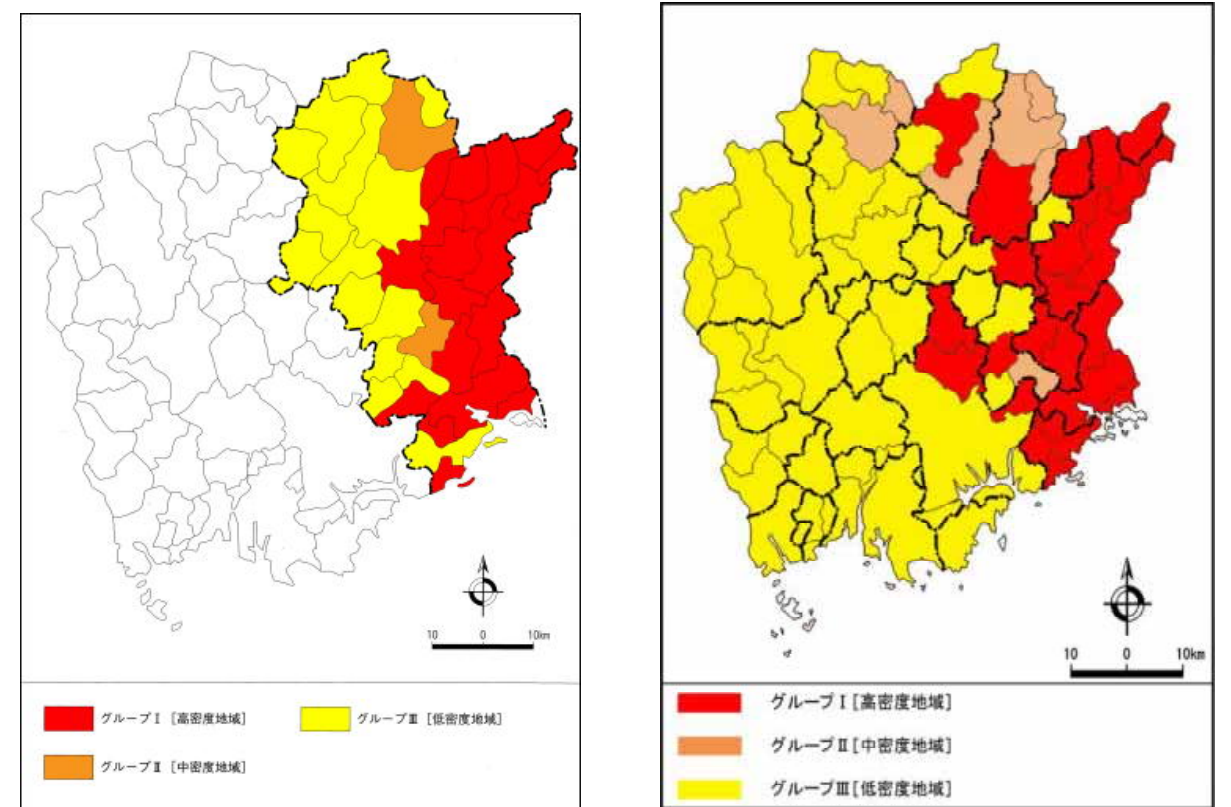


図 - 4 シカ生息状況図(H14)



次期計画（第3期）案

図 - 2 シカ生息状況図



（平成18年度）

（平成22年度）

（県自然環境課資料）

（ウ）捕獲状況

捕獲状況については、捕獲数は年々増加傾向にあり、特に平成15年度に第1期計画を策定し、メスジカの狩猟解禁及び1日の捕獲頭数の緩和をした結果、平成15年度の総捕獲数及びメスジカの捕獲数が平成14年度と比較し、大きく増加した（総捕獲数：約1.4倍増、メスジカ捕獲数：約3.5倍）。その後も捕獲数は年々増加傾向にあり、特に個体数管理に影響のあるメスジカの捕獲数も増加を続け、平成17年度には、メスジカの捕獲数が747頭となり、総捕獲数では1,700頭を超えた。

（図 - 5、別表1）

（ウ）捕獲状況

捕獲状況については、捕獲数は年々増加傾向にある。第1期計画では、メスジカの狩猟解禁及び1日当たり捕獲頭数の制限を緩和したところ、捕獲数は倍増した。さらに、第2期計画では狩猟期間を延長したほか、くくりわなの輪の直径規制を緩和した結果、平成22年度には4,556頭まで増え、平成14年度と比べ4倍以上となっている。（図 - 2）

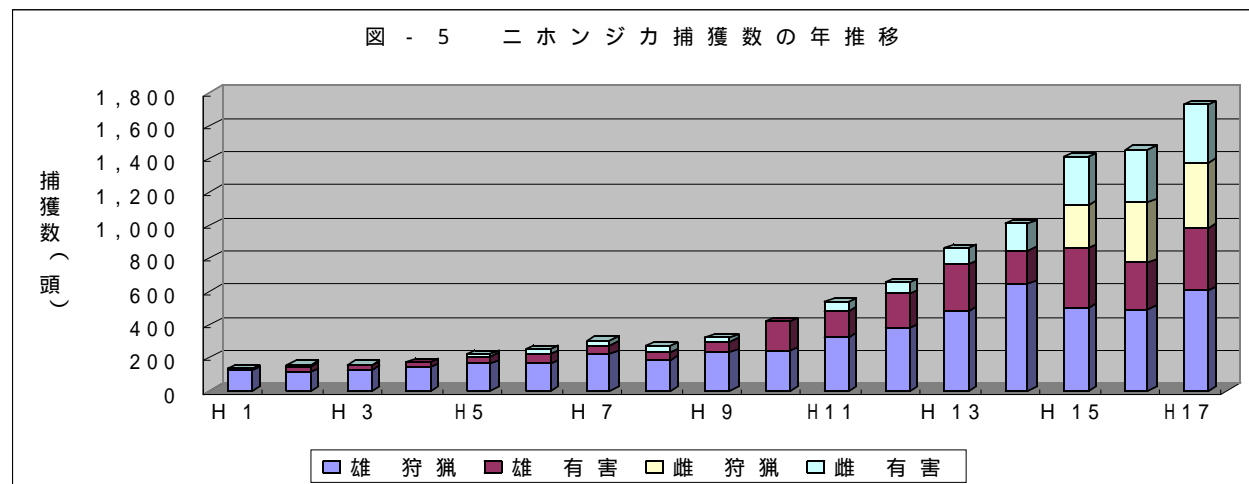
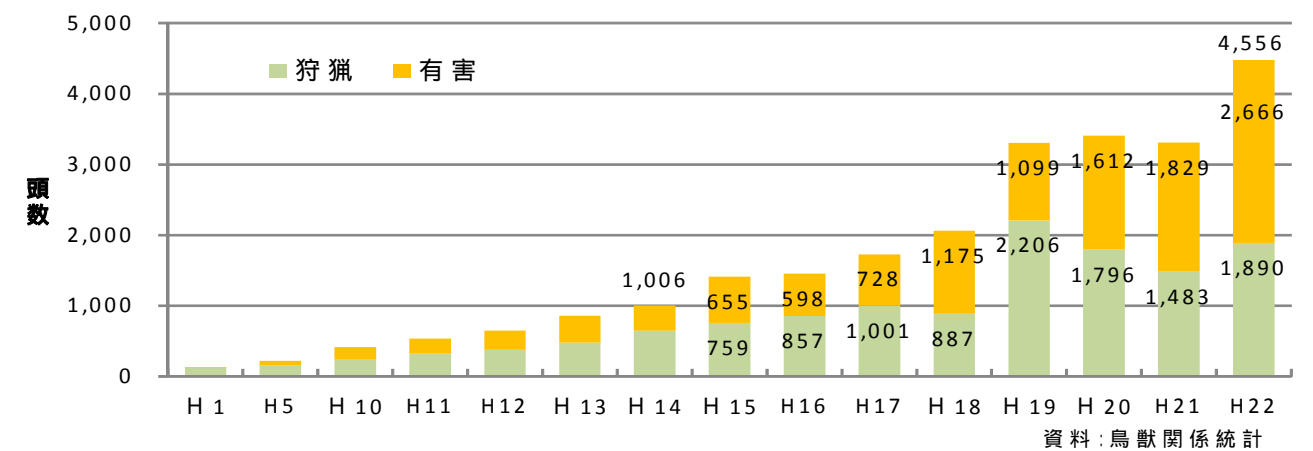


図 - 2 ニホンジカ捕獲数の年推移



資料：鳥獣関係統計



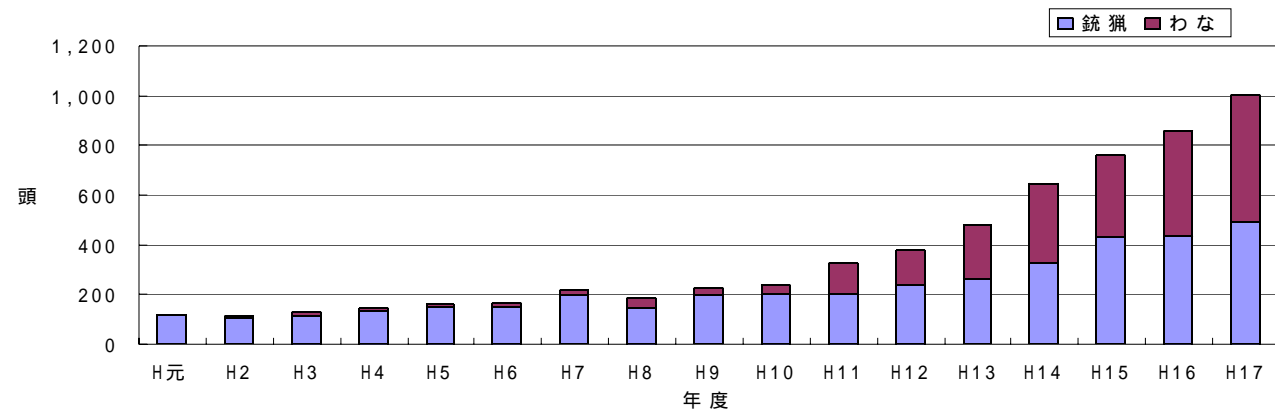
ニホンジカ保護管理計画新旧対照表

現行計画（第2期）

また、狩猟による猟法別（わな・銃猟）のシカ捕獲数についてみると、銃猟による捕獲数は増加傾向にはあるが、全体に占める割合は平成7年度までは約9割を占めていたものが、平成17年度には約5割に減少している。

一方、わな猟による捕獲数は飛躍的に増加しており、平成17年度には、500頭を超え、平成10年度の約13倍にもなっている。全体に占める割合も平成13年度以降シカ猟全体の4割以上を占め、平成17年度には5割を超えている。わな猟の増加が有害捕獲も含め、近年のシカ捕獲数の増加に大きく影響していると思われる。（図-6、別表2）

図-6 狩猟によるシカの猟法別捕獲数



平成17年度の捕獲場所の分布をみると、狩猟・有害捕獲ともに生息域と同様の分布状況を示しており、兵庫県境に近い場所での捕獲数が多い傾向にある。（図-7、8）

図-7 狩猟による捕獲状況

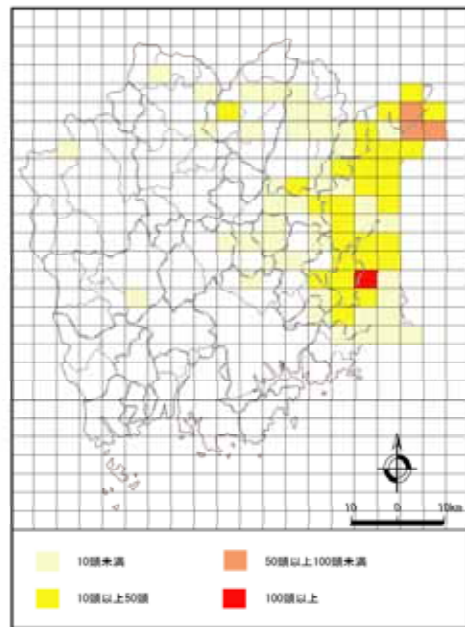
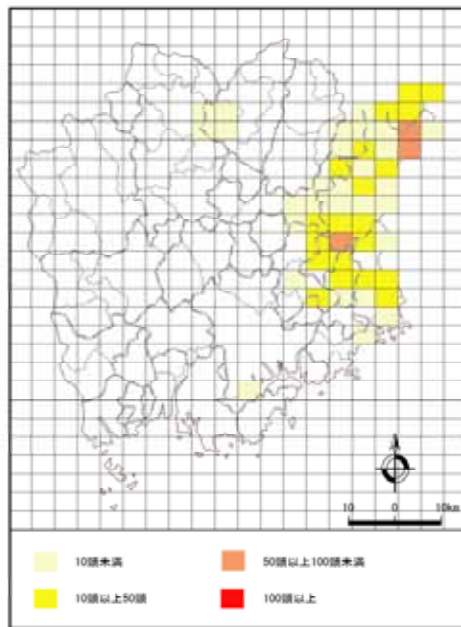


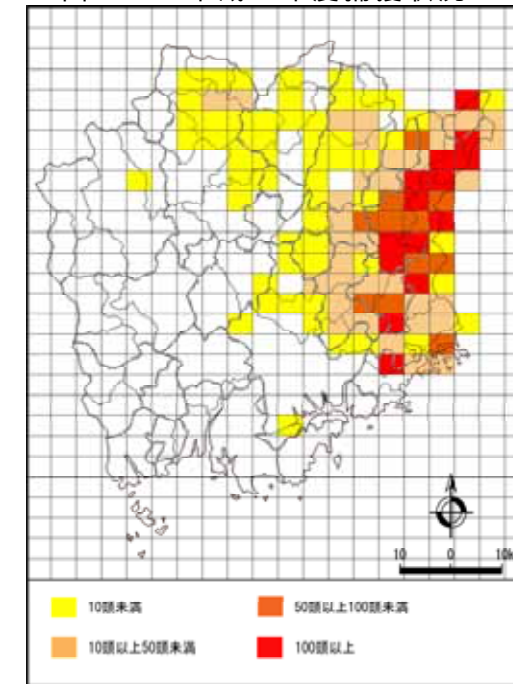
図-8 有害による捕獲状況



次期計画（第3期）案

一方、分布を見ると、兵庫県境近くでの捕獲数が多い傾向にあり、聞き取り調査による生息状況と同様の分布を示している。（図-3）

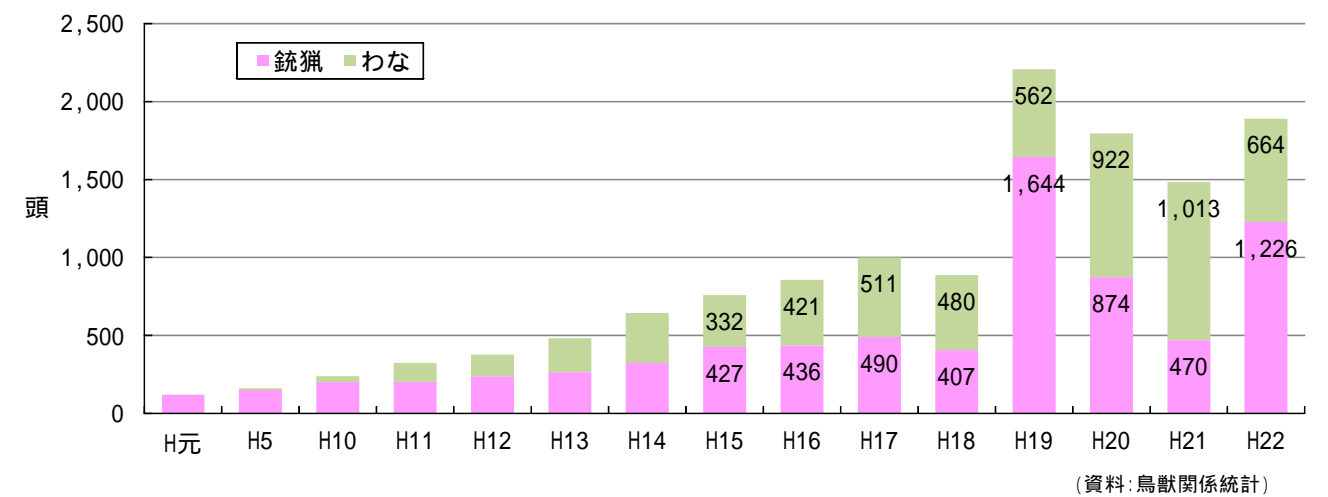
図-3 平成22年度捕獲状況



（県自然環境課資料）

また、狩猟による猟法別（わな・銃猟）の捕獲数について全体的に見ると、銃猟、わな猟とも増加傾向にあるが、その割合については年度毎のバラツキが大きい。なお、平成19年度に銃猟での捕獲数が大幅に増えているのは、第2期計画で狩猟期間の延長等を始めた影響と考えられる。（図-4）

図-4 狩猟によるシカの猟法別捕獲数



（資料：鳥獣関係統計）

ニホンジカ保護管理計画新旧対照表

現行計画（第2期）

ウ 農林業被害及び防除対策状況

農林業被害については勝英地域を中心に、平成4年から発生し、以後増加傾向にあったが、平成14年度以降減少傾向に転じている。（図-9、-10、別表3）

被害額が、第1期計画策定後に減少傾向となったのは、先に述べた個体数調整も一因として考えられるが、防護柵設置等の被害防止対策が効果を上げた結果と考えられる。

ただし、林業被害額が大きく減少しているのは、近年人工造林面積が減少傾向にあることから、植栽面積の減少も一つの理由と考えられる。

被害の内訳は、平成17年度には農業被害約1千9百万円、林業被害約1千6百万円であり、農業被害は水稻、野菜、豆類、芋類、果樹等と多岐にわたり、林業被害はスギ、ヒノキで苗木の食害や皮剥による被害が発生している。

被害防除については、イノシシによる被害防除と併せて、農地を中心に電気柵、トタン板等による防護柵が設置され、計画区域内での平成2年から防護柵の設置助成による実績が、総延長1,452km（H18見込み含む）に達している。

造林苗木の食害については、大面積の造林地を柵で囲うのは、物理的に困難であり、苗木を筒状のカバー内に入れ食害の防除を図る等の取り組みも行われていたが、成長とともにカバーから出た部分の食害をうけることや、積雪時に苗木の転倒につながるなど、効果的な対策がない状態にあり、被害対策はほとんど行われていない。

図-9 ニホンジカによる農業被害額の年推移

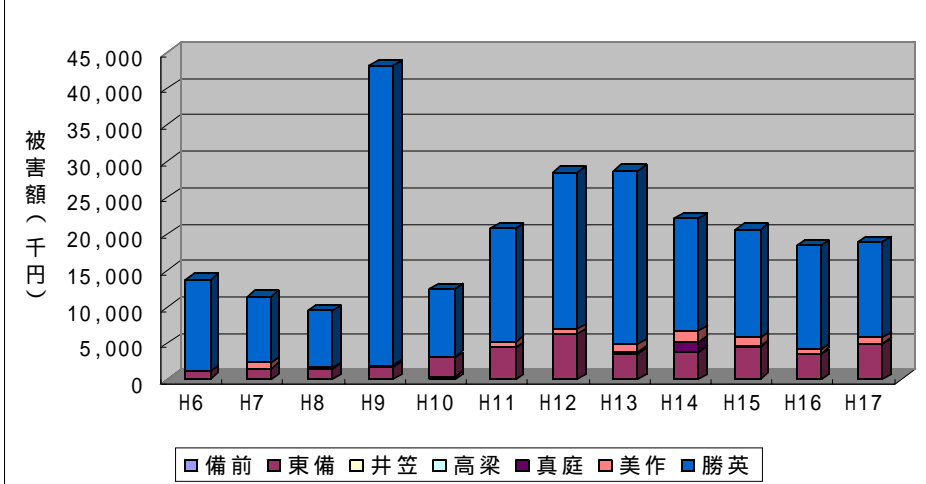
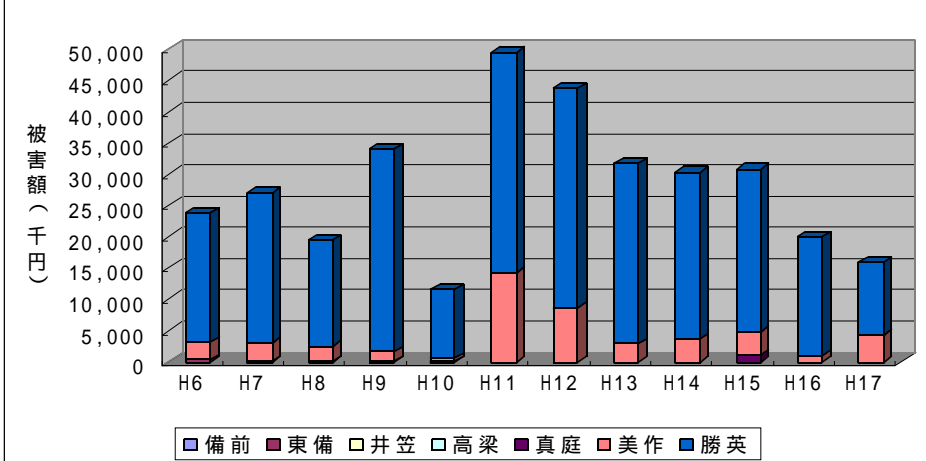


図-10 ニホンジカによる林業被害額の年推移



次期計画（第3期）案

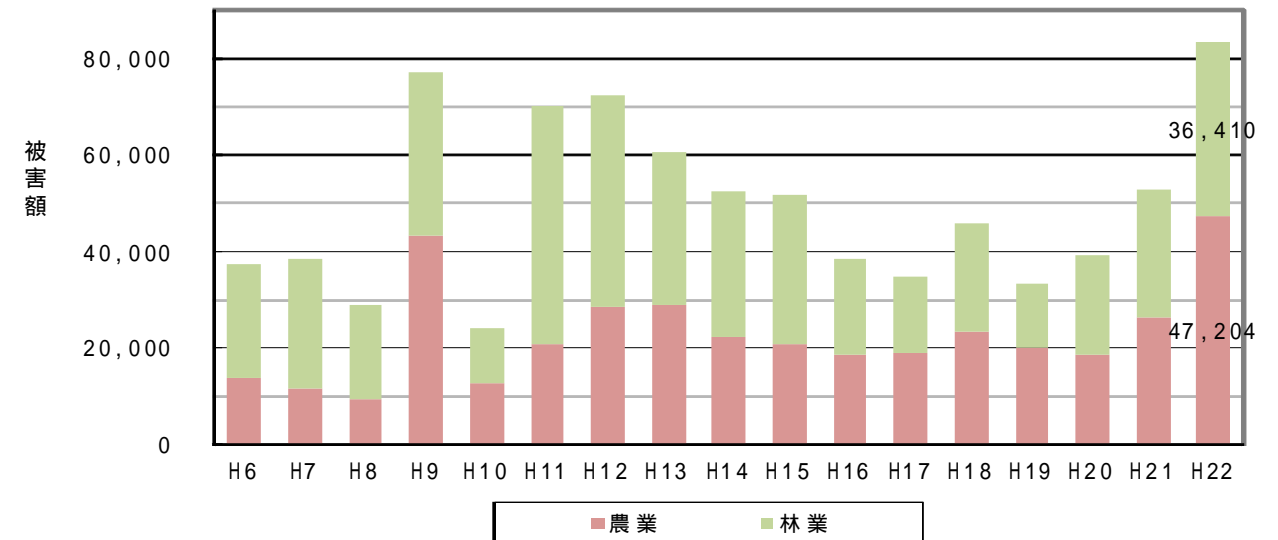
ウ 農林業被害及び防除対策の状況

農林業被害については勝英地域を中心に、平成4年から発生し、増加傾向にあったが平成14年以降減少傾向に転じ、平成21年以降に再び増加傾向が顕著になっている。地域別で詳細に見ると、平成21年から真庭地域の林業被害が常態化しつつある。

農業被害について、被害額が平成15年以降に減少傾向にあったのは、捕獲数の増加も一因であるが、防護柵の設置など被害防止対策が効果を上げた結果と考えられる。被害防止については、イノシシ被害の対策と併せて、電気柵、トタン板等の防護柵が設置され、その実績は総延長3,650km（H22）にまで達している。しかし、水稻、野菜、豆類、芋類、果樹等と多岐にわたる被害は引き続き深刻な状況であり、平成22年には約4千7百万円の被害が発生している。

林業被害については、農業と同様に一時期減少したが、ヒノキやスギの植栽面積が減り、造林苗木の食害が減ったのが一つの理由と考えられる。変わって、近年、皮剥被害が目立ちつつある。大面積の造林地を柵で囲うことは物理的に困難なこともあり、被害対策はほとんど行われていない中、平成22年には約3千6百万円の被害が発生している。（図-5）

図-5 ニホンジカによる農林業被害額の推移



(県自然環境課資料)

ニホンジカ保護管理計画新旧対照表

現 行 計 画 （ 第 2 期 ）

次 期 計 画 （ 第 3 期 ） 案

エ 狩猟の状況

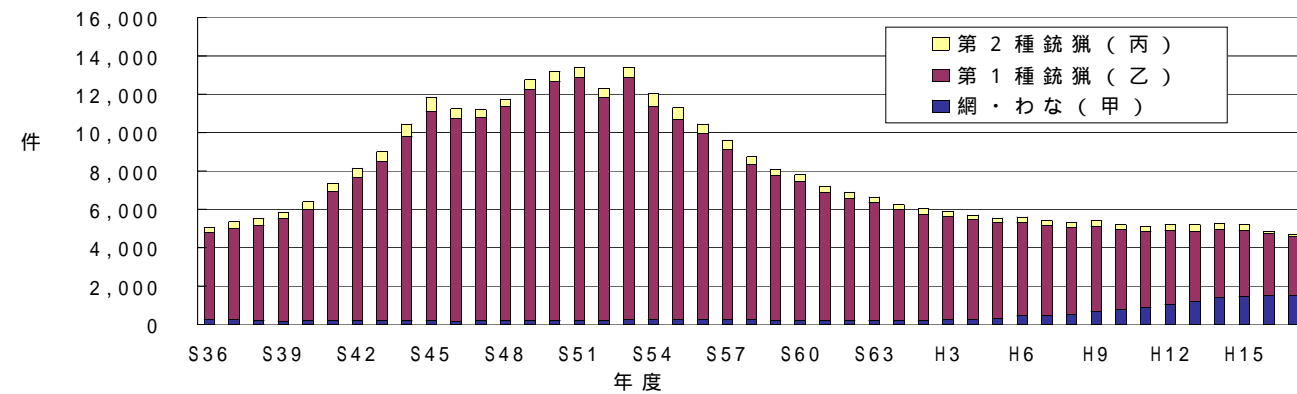
(ア) 狩猟者登録数

狩猟者登録数は、昭和36年度以降増加し、昭和49年から昭和54年にかけては、12,000件を超え、昭和51年度の13,417件がピークとなった。その後、減少を続け、平成17年度には、約1/3の4,706件となっている。

特に、第1種銃猟登録者（旧乙種）の減少が著しく、平成17年度には、昭和51年の12,634件の約1/4の3,126件となった。登録数全体では約7割を占めている。

一方、網・わな猟登録者（旧甲種）は、200件程度で推移していたが、平成以降増加傾向にあり、平成8年度には全体の1割を超え、平成17年度には1,492件となり、約3割を占めている。（図-11、別表-4）

図 - 11 狩猟者登録数の推移



(イ) 狩猟免許交付状況

狩猟免許者は、昭和50年度の13,180件から、平成5年度には6,725件と半減しており、その後も減少している。

年齢別には、20・30代の減少が著しく、平成17年度には、60歳以上が半数を超えている。（表-5）

表 - 5 年齢別狩猟免許交付状況 (単位: 件、( )は%)

区分	計	20~29才	30~39才	40~49才	50~59才	60才以上
昭和50年度	13,180	2,569(20)	3,831(29)	3,892(30)	1,643(12)	1,245(9)
昭和55年度	13,726	1,549(11)	3,879(28)	3,892(29)	3,170(23)	1,236(9)
平成元年度	7,534	113(2)	1,174(16)	2,503(33)	2,279(30)	1,465(19)
平成5年度	6,725	97(2)	702(10)	2,292(34)	1,971(29)	1,663(25)
平成10年度	6,135	70(1)	262(4)	1,319(22)	2,110(34)	2,374(39)
平成16年度	5,876	63(1)	198(3)	606(10)	2,136(37)	2,873(49)
平成17年度	5,807	69(1)	202(4)	543(9)	1,995(34)	2,998(52)

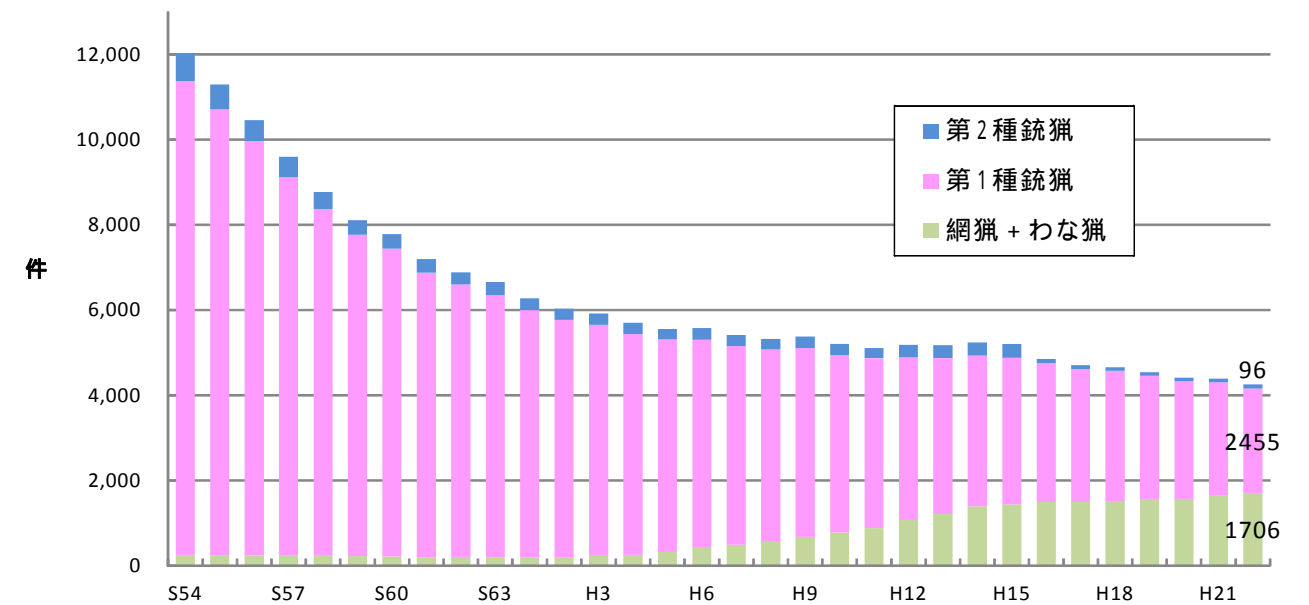
(資料: 鳥獣関係統計)

エ 狩猟の状況

(ア) 狩猟者登録数

狩猟者登録数は減少傾向にある。特に、第1種銃猟登録者の減少が著しい。一方、「網・わな猟」の登録者数は増加している。（図-6）

図 - 6 狩猟者登録者の推移

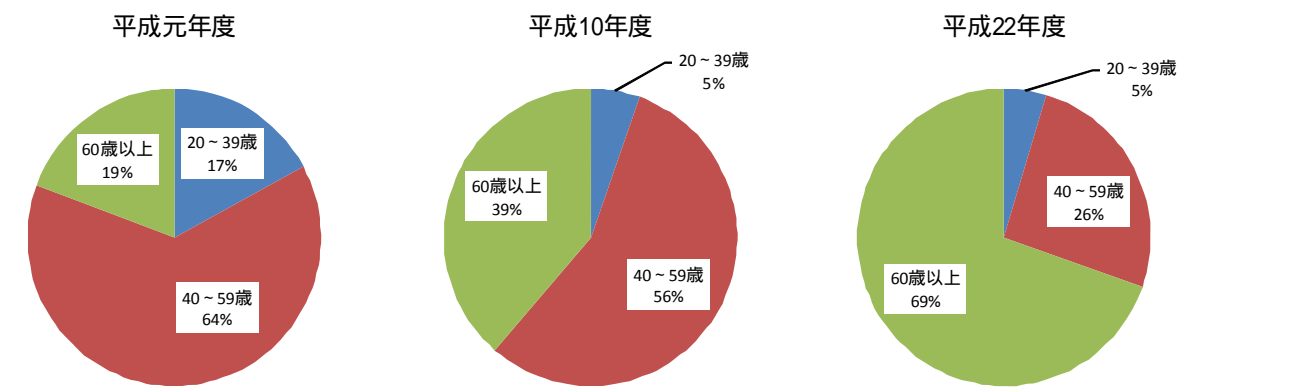


(資料: 鳥獣関係統計)

(イ) 狩猟免許保持者の年齢構成

狩猟免許保持者は高齢化が年々進んでおり、平成22年度には60歳以上が約7割を占めている。（図-7）

図 - 7 狩猟免許保持者の年齢構成



(資料: 鳥獣関係資料)



ニホンジカ保護管理計画新旧対照表

現行計画（第2期）	次期計画（第3期）案
<p>(2) 保護管理の目標                      第1期計画において、適正な生息数の目標水準を設定し、メスジカの狩猟獣化及びメスジカの1日の捕獲頭数の緩和などの個体数調整を行ってきたが、平成15～18年度のモニタリングの結果では、調査手法により若干のバラツキはあるものの、ここ数年における生息個体数は、微増若しくは横這いで推移していると推定され、生息数の半減との目標は達成できていない。                      また、モニタリング等の結果に第1期計画の目標を変更すべき事情もないことから、人とシカの軋轢を軽減し、個体群の長期的・安定的な維持を図るために第1期計画で設定した適正生息数の目標水準を継続して使用する。                      なお、生息数については、各種の方法によりモニタリングを行い、相対的な調査を行うこととするが、実態については、不明な点が多いため、生息数（密度）の変化、農林業被害、捕獲数等を総合的に検討・見直しを行いながら適切な目標個体数の設定に努めるものとする。                      &lt;目標&gt;                      ・各方法で得た現在の推定値、及びルートセンサスの結果などの指標を100として、約50%の水準に相当する個体数の管理目標とする。                      ・生息密度の高い地域を中心に狩猟圧を高くし、その地域の生息密度を1個体/km<sup>2</sup>程度に低減を図る。                      ・生息分布域が、現状から拡大するのを防止する。</p> <p>(3) 目標を達成するための施策の基本的な考え方                      シカによる農林業被害については、平成15年度以降減少傾向にはあるが、獣類でイノシシに次ぐ高い被害額である状況は変わらない。                      本計画では、このような人との軋轢を軽減し、個体群の長期・安定的な維持を図るため、保護管理の目標を設定し、個体数の減少や生息密度の低減に繋がるメスジカの捕獲、総合的な被害防止対策及び森林生態系の保全を積極的に推進していく。さらに、シカの個体数、生息密度及び生息分布域をモニタリングによつて的確に把握するとともに、計画の実施状況や各施策による効果の評価・検証を行い、その結果を本計画に反映させることとする。</p> <p>【シカ保護管理計画のフロー】</p>	<p>(2) 保護管理の目標  <b>生息密度の低減や農林業被害の軽減等を図りながら、シカの個体群を長期的・安定的に維持する。</b>                      &lt;目標&gt;                      ・生息密度の低減（狩猟者による「目撃効率」等により状況把握する）                      ・生息分布域の縮減                      ・農林業被害の軽減                        目撃効率は、狩猟者が出猟した際に目撃した頭数を出猟日数で除したもので、「出猟カレンダー調査」により把握する。</p> <p>(3) 目標を達成するための施策の基本的な考え方                      シカによる農林業被害については、<b>一時期減少傾向にあったが、平成21年度からは増加傾向が顕著であり、獣類ではイノシシに次ぐ深刻な状況にある。</b>                      このため、<b>生息密度の低減等に向けて狩猟等による捕獲圧を高めるほか、関係部局が連携して、総合的な被害防止対策及び森林生態系の保全を積極的に推進していく。</b>                      一方、シカの生息密度や分布域等については、<b>絶えず変動し続けるものであるため、モニタリングを引き続き実施し、その推移を的確に把握するよう努めるとともに各種施策による効果の評価・検証を行い、その結果を本計画に反映させていくこととする。</b></p> <p>【シカ保護管理計画のフロー】</p>

ニホンジカ保護管理計画新旧対照表

現 行 計 画 （ 第 2 期 ）	次 期 計 画 （ 第 3 期 ） 案
<p><b>6 数の調整に関する事項</b></p> <p>(1) 個体数管理の考え方          生息密度の低減と被害防除対策による施策を総合的に講じる。          メスジカの狩猟解禁と、捕獲頭数制限の緩和することに加え、狩猟期間を延長することにより、より狩猟圧を高め、生息密度を減少させるものとし、さらに生息分布域が現状から拡大するのを防止するため生息数、被害の少ない地域も包含するよう周辺地域も含めて狩猟圧を高めることとする。          狩猟圧のコントロールと併せて有害鳥獣捕獲を推進するものとし、メスジカの捕獲に重点をおくとともに、関係市町村が協力した広域一斉捕獲を奨励する。          なお、個体群全体（他県を含む）での生息数存続可能最小個体数（MVP:1000頭）以上を確保するよう留意しながら実施するものとする。</p> <p>(2) 個体数管理の方法</p> <p>ア 1日の捕獲頭数の緩和          1日の捕獲可能頭数をオスジカ1頭、メスジカ2頭の合計3頭までとする。          よって、1日の捕獲数のパターンは、オス1頭メス2頭の計3頭、メスのみ2頭、オスメス各1頭の計2頭、オスのみ1頭、メスのみ1頭となる。</p> <p>イ 猟期延長          シカに対する捕獲圧（狩猟圧）を高めるため、狩猟期間を延長し、現行の11月15日から翌年2月15日までを11月15日から翌年2月末日までとする。          なお、期間設定については、同一個体群のいる兵庫県における設定状況及び本県のイノシシでの猟期延長の状況等を勘案した。</p> <p>ウ くくりわなの輪の直径の規制の緩和          くくりわなの輪の直径に関する規制を15cm以下に緩和する。</p> <p>エ 有害鳥獣捕獲の推進          被害防止対策としての有害鳥獣捕獲は、一定の効果も認められ、今後も各地域の被害実態に応じて、市町村、農業従事者等地域住民、有害駆除班、狩猟関係団体らとの連携のもと、適正かつ計画的・効果的に実施する。          被害実態の把握          捕獲体制の充実（狩猟関係団体との協力体制の強化等）          有害鳥獣捕獲によるメスジカの捕獲を推進          地域が連携した広域一斉捕獲の推進（一斉捕獲期間の設定等）</p> <p>オ 狩猟者の確保          近年の狩猟者の動向は、減少・高齢化が進んでおり、新たな狩猟免許所持者の確保に努める必要がある。          こうしたなか、「網・わな猟免許」の取得者が増加傾向にあり、捕獲数の増加に大きく影響している。被害対策の一環として農林業従事者自らが捕獲できるよう、狩猟免許取得を奨励し、野生鳥獣に関する知識と捕獲技術を高め、効率かつ安全な捕獲活動を推進することとする。          狩猟免許制度の普及啓発（狩猟免許試験の周知及び講習会・セミナーの開催等）          平成19年度から、わな猟のみを行うとしている者については、「網・わな猟免許」が区分され、「わな猟免許」のみの取得が可能となり、免許取得の負担が軽減されることから、特に「わな猟免許」の取得促進のための普及啓発を行う。</p>	<p><b>6 数の調整に関する事項</b></p> <p>(1) 個体数管理の考え方          捕獲数は年々増加しているにも関わらず、農林業被害の額や発生範囲は何れも増大傾向にあって、非常に深刻な状況にある。          このため、狩猟期間の延長や捕獲頭数制限の解除等によって、狩猟による捕獲圧をさらに高めるとともに、メスジカの重点捕獲を奨励することなどにより、生息密度の低減を図ることとする。</p> <p>(2) 個体数管理の方法</p> <p>ア 1日<b>当たり</b>捕獲頭数の<b>制限</b>          1日<b>当たり</b>捕獲頭数の<b>制限を解除し、無制限</b>とする。</p> <p>イ 狩猟<b>期間</b>          狩猟期間を<b>1か月間</b>延長し、11月15日から翌年<b>3月15日</b>までとする。</p> <p>ウ くくりわなの輪の直径の規制          くくりわなの輪の直径に関する規制を15cm以下に緩和する。</p> <p>(次項へ移動)</p> <p>(次項へ移動)</p>

ニホンジカ保護管理計画新旧対照表

現行計画（第2期）	次期計画（第3期）案
<p><b>7 被害防除対策に関する事項</b>  シカによる農林業被害を軽減するためには、捕獲を強化するだけでなく、捕獲以外の手段である被害防除も重要である。  防護柵等設置については、一定の効果があるものの、設置技術・知識不足から十分な効果が得られていない状況や管理面での課題等も生じている。  耕作地周辺での侵入防止対策とともに、生息環境の改善、誘因物除去等の対策を講じるなど、市町村、農業従事者等地域住民、農業関係団体ら地域が一体となった総合的な被害防止対策を実施する。  被害実態の把握  集落等地域が一体となって取り組む防除体制の構築促進  シカの生態・行動特性を踏まえた効果的な防護柵の整備及び維持管理  新たな防除技術に関する情報の収集と普及（セミナーの開催等）  地域指導者の育成や関係機関及び団体の連携強化等</p>	<p><b>7 被害防除対策に関する事項</b>  <b>特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画との整合を図りながら、次のような対策を実施する。</b>  <b>（1）狩猟者の確保</b>  近年、狩猟者は、<b>全体的には減少するとともに高齡化が進んでいるため</b>、新たな狩猟者の確保<b>に向けた狩猟免許制度の普及啓発</b>に努める必要がある。  <b>一方、農業従事者を中心として「わな猟免許」の取得者が増加傾向にあり</b>、捕獲数の増加に大きく影響している。<b>このため、被害対策の一環として、農林業従事者自らが捕獲できるよう狩猟免許の取得を引き続き奨励し、野生鳥獣に関する知識と捕獲技術の向上及び効率的かつ安全な捕獲活動を推進することとする。</b>  <b>狩猟免許制度の普及啓発（狩猟免許試験の周知及び講習会・セミナーの開催等）</b>  <b>（2）有害鳥獣捕獲の推進</b>  被害防除対策としての有害鳥獣捕獲は、一定の効果も認められ、今後も各地域の被害実態に応じて、市町村、農林業従事者等地域住民、有害鳥獣駆除班及び狩猟関係団体らの連携のもと、適正かつ計画的・効果的に実施する。  被害実態の把握  捕獲体制の充実（狩猟関係団体との協力体制の強化等）  メスジカの捕獲を推進  一斉捕獲期間の設定  <b>効果的な捕獲の推進（耕作地周辺の被害原因となる個体の捕獲等）</b>  <b>（3）防護対策の推進</b>  農林業被害を軽減するためには、捕獲を強化するだけでは<b>その効果は期待できない</b>。  捕獲以外の手段である<b>被害防止対策として</b>、耕作地周辺での侵入防止対策をはじめ、生息環境の改善や誘因物除去<b>など</b>、市町村、農業従事者等地域住民、農業関係団体ら地域が一体となった、<b>地域ぐるみでの総合的な被害防止対策が重要である。</b>  被害実態の把握  集落等地域が一体となって取り組む防除体制の構築促進  シカの生態・行動特性を踏まえた効果的な防護柵の整備及び維持管理  新たな防除技術に関する情報の収集と普及（セミナーの開催等）  地域指導者の育成や関係機関及び団体の連携強化等</p>
<p><b>8 生息環境の保全、整備に関する事項</b>  対象鳥獣の種類にかかわらず、鳥獣保護区等の野生鳥獣保護地域の指定により生息環境の保護・保全を図るとともに、長期的には、<b>個体数増加の引き金になるようなシカ生息地での草地造成や皆伐跡地の下草の繁茂などの餌量増加を避けるため</b>、耕作放棄地の草原化の防止、長伐期施業及び伐採面積の細分化等の推進を図る。  また、集落周辺に生じている冬期の「緑草帯」が、シカを里地へ引き寄せ、<b>個体数増加の一因となっている現状がある</b>ので、<b>地域が一体となった取り組みによってこれら被害発生要因及び個体数増加要因の除去に努めるよう普及啓発を行う。</b></p>	<p><b>8 生息環境の保全及び整備に関する事項</b>  鳥獣の種類に関わらず、鳥獣保護区等の野生鳥獣保護地域の指定によって生息環境の保護・保全を図るとともに、長期的には、<b>個体数増加の引き金になるようなシカ生息地における餌量増加を避けるため</b>、耕作放棄地の草原化の防止、長伐期施業<b>や</b>伐採面積の細分化等の推進を図る。  また、集落周辺に生じている冬期の「緑草帯」がシカを里地へ引き寄せ、<b>個体数増加の一因となっている現状がある</b>ので、<b>地域が一体となった取組によって個体数増加及び被害発生</b>の<b>要因</b>除去に努めるよう普及啓発を行う。</p>



ニホンジカ保護管理計画新旧対照表

現 行 計 画 （ 第 2 期 ）	次 期 計 画 （ 第 3 期 ） 案
<p><b>9 その他保護管理のために必要な事項</b></p> <p>(1) モニタリング等の調査研究            本計画を実施し、フィードバック管理するため、モニタリングする事項を次のとおりとする。            ア 被害調査            イ 生息状況調査（聞き取り調査、ライトセンサス等）            ウ 雌雄別捕獲頭数、捕獲箇所等の把握            なお、数の調整に関する事項については、フィードバック管理により、次段階へ移行若しくは、規制強化等について、計画中においても検証し、施策の内容について変更する必要が生じる可能性もある。</p> <p>(2) 計画の実施体制            本計画を推進するため、学識経験者、農林業等、狩猟、自然保護団体、調査研究機関、関係行政機関で構成する「岡山県野生鳥獣保護管理対策協議会」において、モニタリング調査結果等を検証し、本計画の評価を行い、必要に応じて保護管理目標及び保護管理対策の見直しを行う。</p> <p>(3) その他            本計画を推進していく上で、隣接する兵庫県と情報交換を行うなど円滑な連携に努める。</p>	<p><b>9 その他保護管理のために必要な事項</b></p> <p>(1) モニタリング等の調査研究            本計画を<b>検証</b>し、フィードバック管理するため<b>次の事項を調査する</b>。  <b>ア 農林業等被害の状況（対象作物・規模等）</b>  <b>イ 生息状況調査（聞き取り調査、ライトセンサス等）</b>  <b>ウ 狩猟及び有害鳥獣捕獲による捕獲状況（性別・頭数・場所・方法等）</b>  <b>エ 出猟カレンダー調査（狩猟者による目撃情報の収集）</b></p> <p>(2) 計画の実施体制            本計画を推進するため、学識経験者、農林業等・狩猟・自然保護団体、調査研究機関、関係行政機関で構成する「岡山県野生鳥獣保護管理対策協議会」において、モニタリング調査結果等を検証し、本計画の評価を行い、必要に応じて保護管理目標及び保護管理対策の見直しを行う。</p> <p>(3) その他            本計画を推進していく上で、隣接する兵庫県と情報交換を行うなど円滑な連携に努める。</p>

イノシシ保護管理計画新旧対照表

現行計画（第2期）

次期計画（第3期）案

第2期イノシシ保護管理計画書

第3期イノシシ保護管理計画書

平成19年4月

平成24年4月

岡山県

岡山県

イノシシ保護管理計画新旧対照表

現行計画（第2期）	次期計画（第3期）案
目次	目次
1 計画策定の目的及び背景 . . . . . P 1	1 計画策定の目的及び背景 . . . . . P
2 保護管理すべき鳥獣の種類 . . . . . P 1	2 保護管理すべき鳥獣の種類 . . . . . P
3 計画の期間 . . . . . P 1	3 計画の期間 . . . . . P
4 保護管理が行われるべき区域 . . . . . P 1	4 保護管理が行われるべき区域 . . . . . P
5 保護管理の目標 . . . . . P 1	5 保護管理の目標 . . . . . P
(1) 現状 . . . . . P 1	(1) 現状 . . . . . P
ア 生息環境	ア 生息環境
イ 生息動向及び捕獲状況等	イ 生息動向及び捕獲状況等
ウ 農作物被害及び防除対策の状況	ウ 農作物被害及び防除対策の状況
エ 狩猟の状況	エ 狩猟の状況
(2) 保護管理の目標 . . . . . P 13	(2) 保護管理の目標 . . . . . P
ア 管理地域区分	ア 管理地域区分
イ 保護管理目標	イ 保護管理目標
(3) 目標を達成するための施策の基本的な考え方 . . . . . P 13	(3) 目標を達成するための施策の基本的な考え方 . . . . . P
6 数の調整に関する事項 . . . . . P 14	6 数の調整に関する事項 . . . . . P
(1) 個体数管理の考え方 . . . . . P 14	(1) 個体数管理の考え方 . . . . . P
(2) 個体数管理の方法 . . . . . P 14	(2) 個体数管理の方法 . . . . . P
ア 猟期延長	ア 1日当たり捕獲頭数の制限
イ 有害鳥獣捕獲の推進	イ 狩猟期間
ウ 狩猟者の確保	ウ くくりわなの輪の直径の規制
7 被害防除対策に関する事項 . . . . . P 15	7 被害防除対策に関する事項 . . . . . P
	(1) 狩猟者の確保
	(2) 有害鳥獣捕獲の推進
	(3) 防護対策の推進
8 生息地の保護及び整備に関する事項 . . . . . P 15	8 生息環境の保全及び整備に関する事項 . . . . . P
9 その他保護管理のために必要な事項 . . . . . P 15	9 その他保護管理のために必要な事項 . . . . . P
(1) モニタリング等の調査研究 . . . . . P 15	(1) モニタリング等の調査研究 . . . . . P
(2) 計画の実施体制 . . . . . P 15	(2) 計画の実施体制 . . . . . P
(3) その他 . . . . . P 15	(3) その他 . . . . . P

## イノシシ保護管理計画新旧対照表

現行計画（第2期）	次期計画（第3期）案
<p><b>1 計画策定の目的及び背景</b>  本県では、近年、中山間地域を中心にイノシシ、シカ等の獣類を主体とした農林水産被害が深刻化しており、4～5億円程度で推移している。そのうち、イノシシの被害は、約半数を占め、新たな地域での被害も見られている。  その原因として、中山間地域をはじめとする過疎化・農林業従事者の高齢化、また、こうした状況を背景とした耕作放棄地の増加等の社会・経済活動の変化及び生息環境の変化等様々な要因による分布区域の拡大等が指摘されている。  このため、被害防止対策として、市町村との連携のもと、防護柵・捕獲柵の設置や有害鳥獣駆除活動を奨励しているところであるが、被害は依然として高い水準で発生しており、被害軽減のためのさらなる対策を講じることが課題となっている。  また、イノシシは、日本に古くから生息し、貴重な狩猟資源として、自然環境を構成する要素として生態系の中で重要な役割を果たしている。  このような現状を踏まえ、イノシシの保護管理の目標を設定し、個体数管理や被害防止対策を総合的に実施し、農作物被害を軽減させるとともに、人と野生鳥獣との共生を図っていくことが必要となっている。  このため、岡山県は平成18年度に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）に基づきイノシシ保護管理計画を策定し、農作物被害を軽減させるとともに人との共生を図ることを目的に各種施策を実施しているところである。  この第1期計画が上位計画である第9次鳥獣保護事業計画の計画期間である平成19年3月31日をもって計画期間が終了するため、法第7条第1項の規定に基づく第2期イノシシ保護管理計画を策定するものとする。  なお、第1期計画の計画期間が1年間であったため、その対策の効果を十分に検証できないため、今改定においては計画期間のみ改定することを基本とするが、今後モニタリング調査等の結果を踏まえ、必要に応じて計画の改定等を検討することとする。</p> <p><b>2 保護管理すべき鳥獣の種類</b>  イノシシ</p> <p><b>3 計画の期間</b>  平成19年4月1日から平成24年3月31日までとする。  （第10次鳥獣保護事業計画期間内 平成19年度～平成23年度）  ただし、計画期間内であっても、モニタリング調査の結果等により、必要に応じて計画の改定等を検討することとする。</p> <p><b>4 保護管理が行われるべき区域</b>  岡山県全域（但し、備前市鹿久居島を除く。）</p> <p><b>5 保護管理の目標</b>  （1）現状  ア 生息環境  （ア）地形・気候・植生状況  本県は、県土面積711千haで、北部の鳥取県境付近には、標高1,000mを超える中国山地の山々が連なり、中南部は500m前後の丘陵地帯から瀬戸内海沿岸の平野部に至るまでの多様な地形を形成している。  北部の降水量は、1,600～2,000mm程度で、中国山地近くの地域では積雪による降水量が多く、中南部は、比較的温暖な瀬戸内海型気候で、降水量は、1,000～1,400mm程度と少なくなっている。（図-1）  中国山地から瀬戸内海にかけて多様な気候、地形等の自然的条件や利用形態により、様々な森林を形成しており、その面積は、485千haで県土の約7割を占めている。北部では、中国山地の奥山にはブナ林が見られるが、ヒノキ・スギ等が植栽され、人工林率の高い地域が多くなっている。また、中南部では、アカマツ林を主体とする森林が形成されている。（図-2）</p>	<p><b>1 計画策定の目的及び背景</b>  本県では、近年、中山間地域を中心にイノシシ、シカ等の獣類を主体とした農林水産被害が深刻化しており、4～5億円程度で推移している。そのうち、イノシシの被害は約半数を占め、新たな地域での被害も見られている。  その原因として、中山間地域をはじめとする過疎化や農林業従事者の高齢化、また、こうした状況を背景とした耕作放棄地の増加等の社会・経済活動の変化及び生息環境の変化など、様々な要因による分布域の拡大等が指摘されている。  このため、被害防除対策として、市町村との連携のもと、防護柵・捕獲柵の設置や有害鳥獣駆除活動を奨励しているところであるが、被害は依然として高い水準で発生しており、被害軽減のため更なる対策を講じることが課題となっている。  一方、イノシシは、日本に古くから生息し、貴重な狩猟資源として、自然環境を構成する要素として生態系の中で重要な役割を果たしている。  このような現状を踏まえ、岡山県では平成18年度から「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）」に基づきイノシシ保護管理計画を策定し、<b>狩猟期間の延長やくくりわなの規制緩和等による個体数管理や被害防除対策を総合的に実施してきた。さらに、平成20年には「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下、「特措法」という。）」が施行され、被害防除等の取組を促進してきたところであるが、捕獲頭数は増加したものの、農作物被害は依然として高い水準に留まっている。</b>  第2期計画が平成24年3月31日をもって終期を迎えることから、これまでの対策効果や生息状況等の調査結果を踏まえ、また、特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画との整合性も勘案しながら、第3期イノシシ保護管理計画を策定する。</p> <p><b>2 保護管理すべき鳥獣の種類</b>  イノシシ</p> <p><b>3 計画の期間</b>  平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5カ年とする。  （第11次鳥獣保護事業計画期間内 平成24年度～平成28年度）</p> <p><b>4 保護管理が行われるべき区域</b>  岡山県全域</p> <p><b>5 保護管理の目標</b>  （1）現状  ア 生息環境  （ア）地形・気候・植生状況  本県は、北部の鳥取県境付近には標高1,000mを超える中国山地の山々が連なり、中南部は500m前後の丘陵地帯から瀬戸内海沿岸の平野部に至るまでの多様な地形を形成している。  <b>県土面積の約7割を森林が占めており、中国山地から瀬戸内海にかけて多様な気候や地形等の自然的条件、利用形態によって様々な森林を形成している。</b>  北部では、<b>積雪の多い中国山地の奥山にはブナ林が見られるほか、ヒノキ・スギが植栽された人工林率の高い地域が多く、比較的温暖な気候の中南部では、アカマツを主体とする森林が多い。</b>（図-1）</p>



イノシシ保護管理計画新旧対照表

現行計画（第2期）

図 - 1 年降水量分布図 (mm)

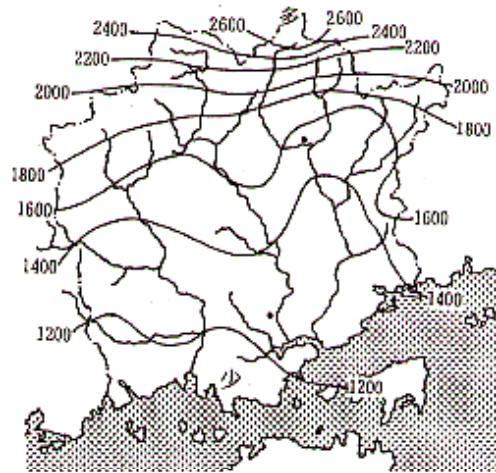
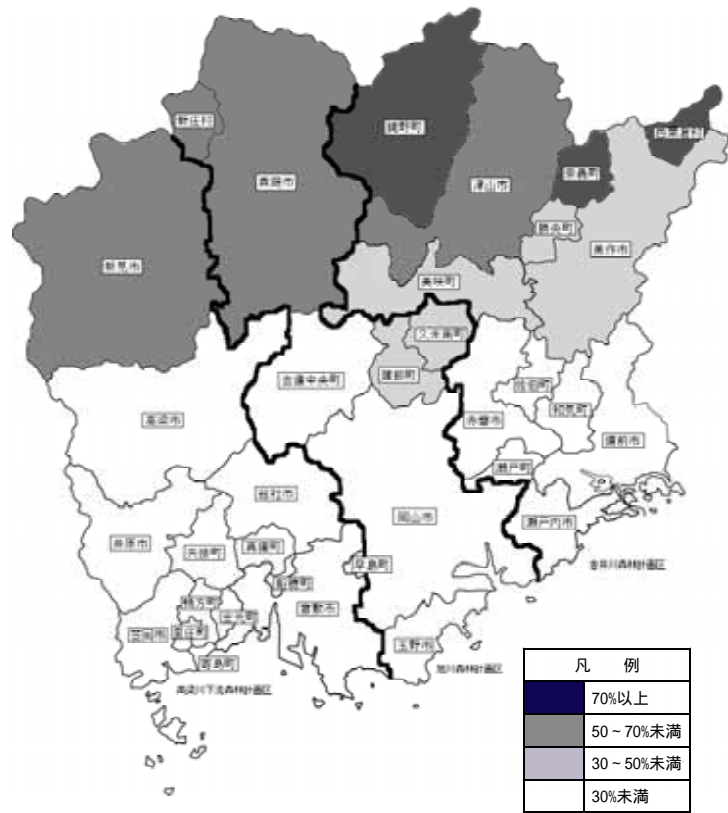


図 - 2 市町村別人工林率



(資料：岡山県森林・林業統計(H17))

(イ) 耕作地及び耕作放棄地面積の推移

被害対象となる耕作地とイノシシ生息に適した環境を提供する耕作放棄地の面積の推移をみると、平成17年における県内の耕作地面積は約52,000haで、昭和50年と比較して58%に減少している。また、平成17年における県内の耕作放棄地面積は約5,800haで、昭和50年と比較して約1.5倍に増加している。

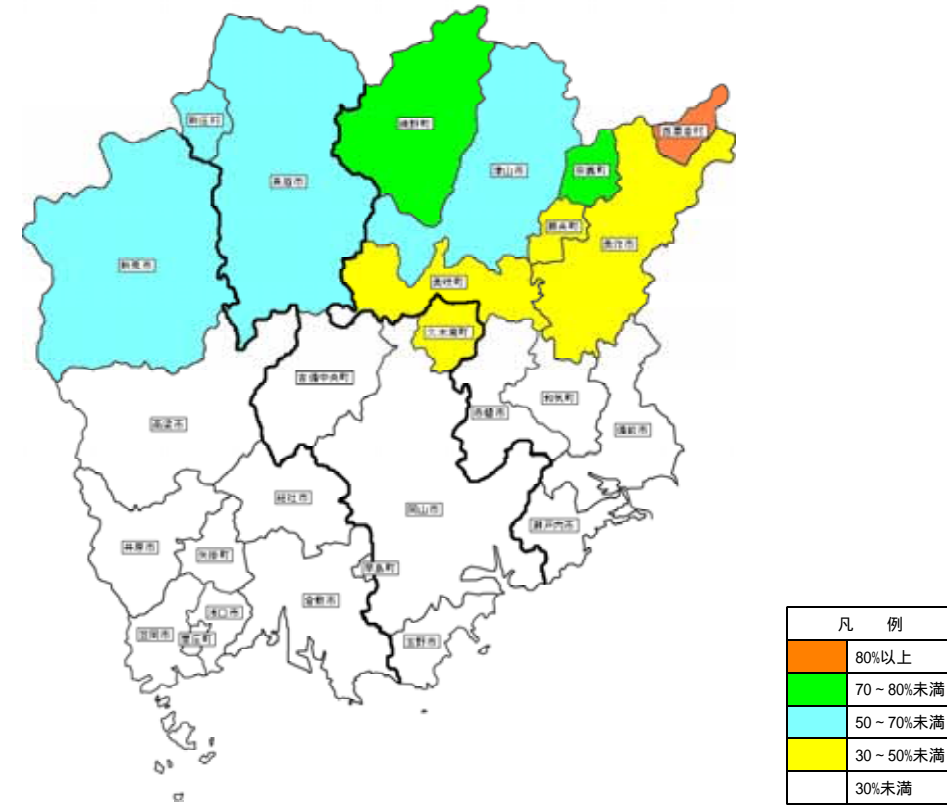
表 - 1 耕作地及び耕作放棄地面積の推移 (単位：ha)

区分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
耕作地	88,571	82,218	77,444	70,810	64,226	58,105	51,747
耕作放棄地	3,970	3,927	3,590	4,960	4,665	5,812	5,847

(資料：農林業センサス)

次期計画（第3期）案

図 - 1 市町村別人工林率

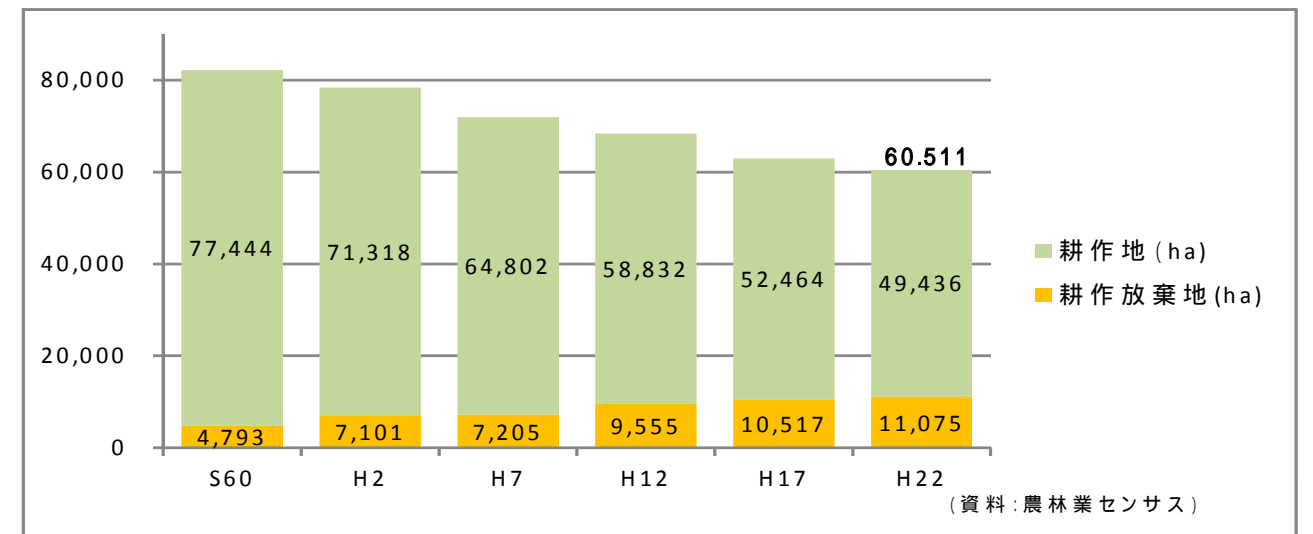


(資料：岡山県森林・林業統計(H23.3))

(イ) 耕作地及び耕作放棄地面積の推移

被害対象となる耕作地面積の推移を見ると、平成22年の耕地面積は約49,000haで、昭和60年と比べて約3分の2まで減少している。一方、イノシシの生息環境に適した耕作放棄地は、平成22年には約11,000haまで増加して昭和60年の2倍以上となっており、全体の約2割を占めている。(図 - 2)

図 - 2 耕作地及び耕作放棄地の面積の推移



(資料：農林業センサス)

イノシシ保護管理計画新旧対照表

現行計画（第2期）

次期計画（第3期）案

イ 生息動向及び捕獲状況等

(ア) 生態

イノシシは、主に里山に生息し、活動は、本来昼行性であるが、人間活動の影響により二次的に夜行性となったとされる。

通常雄は単独で行動するが、雌は雌を中心とした母系社会をつくり行動し、1頭～数頭の成獣雌とその子で構成されている。多くの子を見かけることがあるのは共同で子育てを行っているためとされる。

生後1年半で性成熟に達し、雌は晩秋から冬に発情し、分娩は5～6月頃がピークとなる。1回の分娩で2～7頭、平均4～5頭を産むが、若齢での生存率が低く1才まで成長するのは半数に過ぎない。また、春の分娩に失敗した場合などには、秋にも子を産むことがある。

食性は水稻、イモ、根茎、タケノコなどの植物食に加え、幼虫やミミズ、カエル等の小動物等様々な環境で食料を得ることのできる雑食性である。このため繁殖力に優れているとされている。

また、嗅覚・聴覚・運動能力・学習能力に優れ、1mを超える高さを飛び越え、障害物の下をくぐり抜け、鼻の力も強い。

(イ) 生息分布等

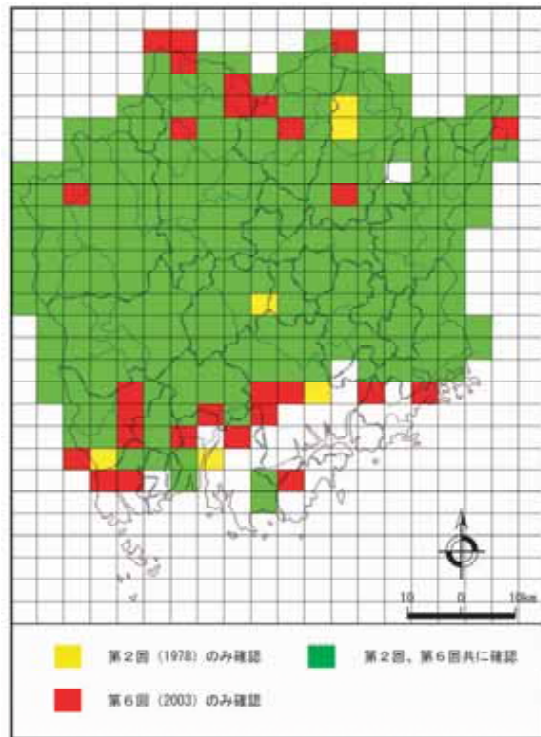
環境省の「種の多様性調査 哺乳類分布調査報告書」によれば、イノシシの生息区画数は、本県の総区画数337区画（5km×5km/区画）のうち、第2回（1978年）調査252区画（生息区画率74.8%）に対し、第6回（2003年）調査では272区画（同80.7%）と生息区画が増加しており、北上または南下し、拡大している。（図-3）

また、聞き取り調査（調査概要P18）からも、昭和40年代以前から県内に広く分布していたが、年々分布域拡大の傾向が伺える。（図-4）

生息数については、調査手法が確立しておらず、数の推定は困難であるが、聞き取り調査では、中北部から南東部にかけて生息密度が高いと感じている地域があった。

図-3 自然環境保全基礎調査による県内分布

図-4 生息初認年代分布（省略）



イ 生息動向及び捕獲状況等

(ア) 生態

イノシシは、主に里山に生息し、活動は本来昼行性であるが、人間活動の影響により二次的に夜行性となったとされる。

通常、オスは単独で行動するが、メスはメスを中心とした母系社会をつくり行動し、1頭～数頭の成獣メスとその仔で構成されている。多くの仔を見かけることがあるのは共同で子育てを行っているためとされる。

生後1年半で性成熟に達し、メスは晩秋から冬に発情し、分娩は5～6月頃がピークとなる。1回の分娩では2～7頭、平均4～5頭を産むが、若齢での生存率が低く1才まで成長するのは半数に過ぎない。また、春の分娩に失敗した場合等には、秋にも仔を産むことがある。

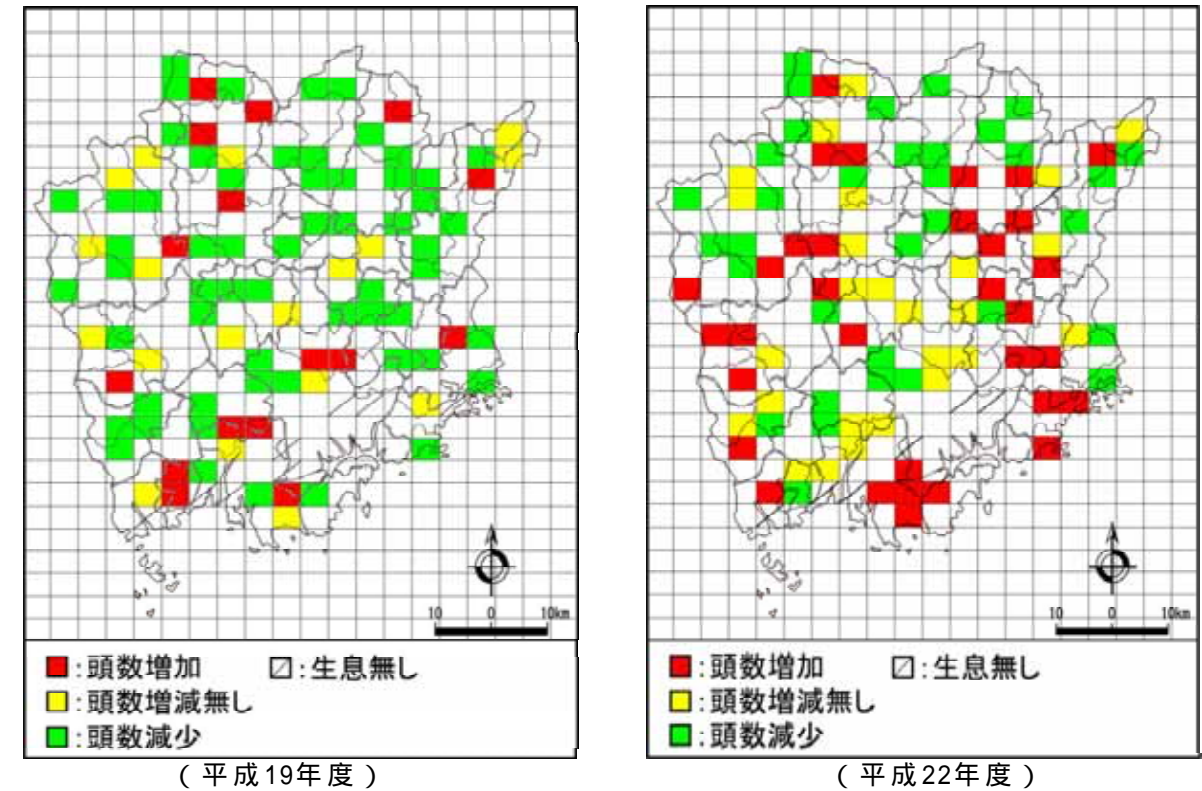
食性は雑食性で、様々な環境に応じて、水稻、イモ、根茎、タケノコ等の植物に加え、幼虫やミミズ、カエル等の小動物も食す。このため、繁殖力に優れているとされている。

また、嗅覚や聴覚、運動能力、学習能力に優れ、1mを超える高さを飛び越え、障害物の下をくぐり抜け、鼻の力も強い。

(イ) 生息分布等

生息数の増減について狩猟関係者への聞き取り調査によると、第2期計画初年度の平成19年度に比較し、まとまった範囲での増加あるいは減少は見受けられない。しかし全体としては、増えているとの回答が2倍に増加する一方、減っているとの回答が減少しているため、増加傾向にあると考えられる。（図-3、4）

図-3 イノシシの生息状況の推移



(平成22年度) (県自然環境課資料)



イノシシ保護管理計画新旧対照表

現行計画（第2期）

生息数の増減について、狩猟関係者への聞き取り調査では、「増えている」との回答が最も多かったが、「減っている」との回答数の差は僅かであり、「変わらない」との回答も比較的多かった。（図 - 5）

また、繁殖状況の目安となる幼獣の確認は比較的多く、確認される子の数は3～4頭が最も多いが、7～8頭の確認情報もあった。（図 - 6）

出没を確認する環境については、耕作地が最も多く、次いで竹林、雑木林、休耕地の順に多い傾向にあった。外観上類似した伐採跡地や草地では確認が少ないのに対し休耕地では確認が多く、耕作放棄地の増加が分布拡大の一因となっていることが考えられる。（図 - 7）

また、よく確認される時期については、農業関係者では秋とするのが最も多く、狩猟関係者では通年又は秋とする回答が多くあった。

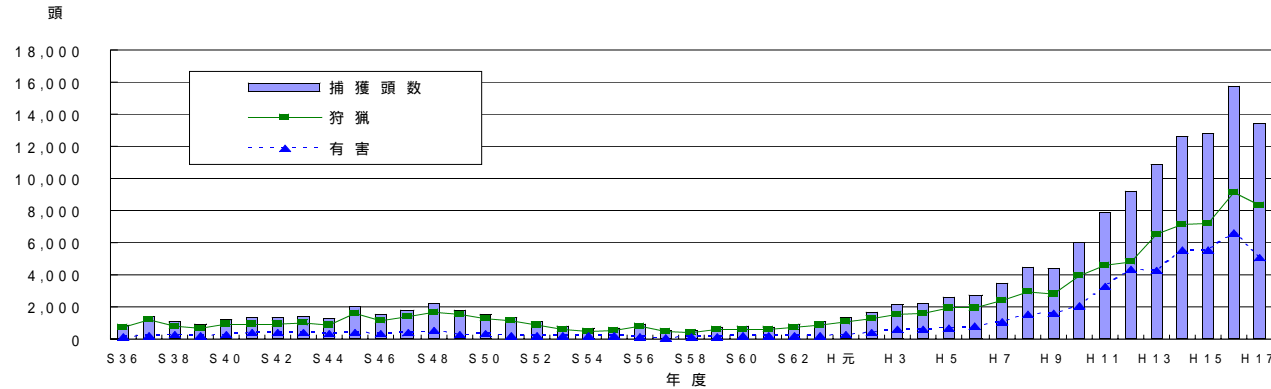
- 図 - 5 生息数の増減（省略）
- 図 - 6 群れの幼獣数（省略）
- 図 - 7 出没環境（省略）

（ウ）捕獲状況

イノシシは、狩猟と有害鳥獣捕獲により捕獲されるが、昭和40年代後半には、約2,000頭となり、昭和50年代は1,000頭以下に減少したこともあったが、平成2年度までは、2,000頭未満の捕獲数となっていた。

平成3年度に2,000頭を超えて以降、狩猟、有害捕獲ともに年々増加を続け、平成13年度には10,000頭、平成16年度には、15,000頭を超えた。（図 - 8、別表 - 1）

図 - 8 イノシシ捕獲数の推移



資料：鳥獣関係統計

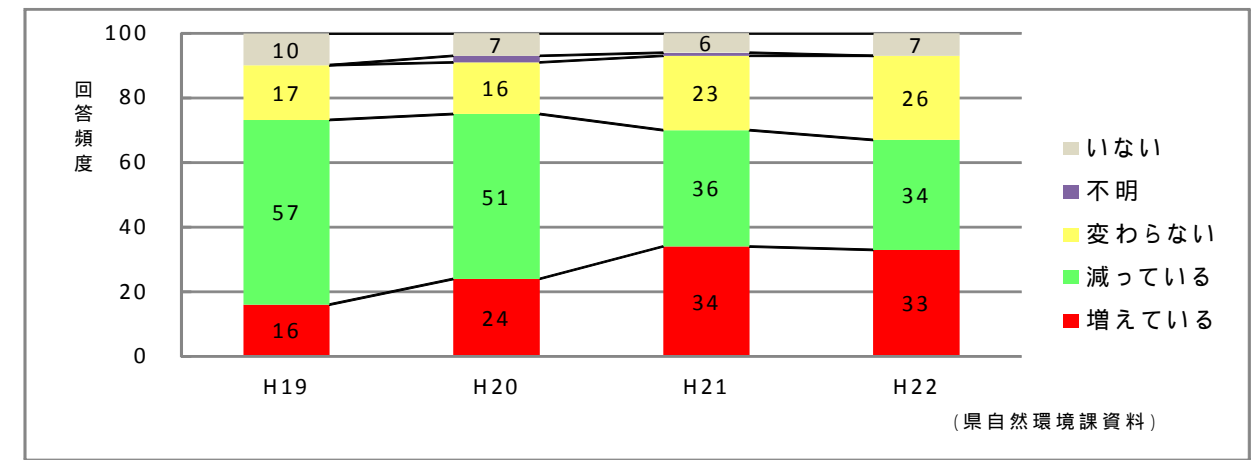
また、狩猟による猟法別（わな・銃猟）のイノシシ捕獲数についてみると、銃猟による捕獲数は、1,000～2,000頭の幅で推移しており、大きな変化はなく、近年は、ほぼ2,000頭となっているが、全体に占める割合は平成5年度までは約8割を占めていたが、平成16年度には約2割に減少している。

一方、わな猟による捕獲数は年々増加し、平成9年度には銃猟による捕獲数を上回り、平成16年度には、7,000頭を超え、平成6年度の約9倍になっている。全体に占める割合は、平成13年度以降はイノシシ猟全体の7割以上を占め増加傾向にある。わな猟の増加が有害捕獲も含め、近年のイノシシ捕獲数の増加に大きく影響しているものと思われる。（図 - 9、別表 - 2）

狩猟関係者へ捕獲方法（猟法）を聞き取り調査したところ、銃猟が全体の40%、わな猟は60%となり、その内訳はくくりわなが多く、次いで罠いわな、箱わなとなった。（図 - 10）

次期計画（第3期）案

図 - 4 イノシシ生息数の増減に係る回答状況

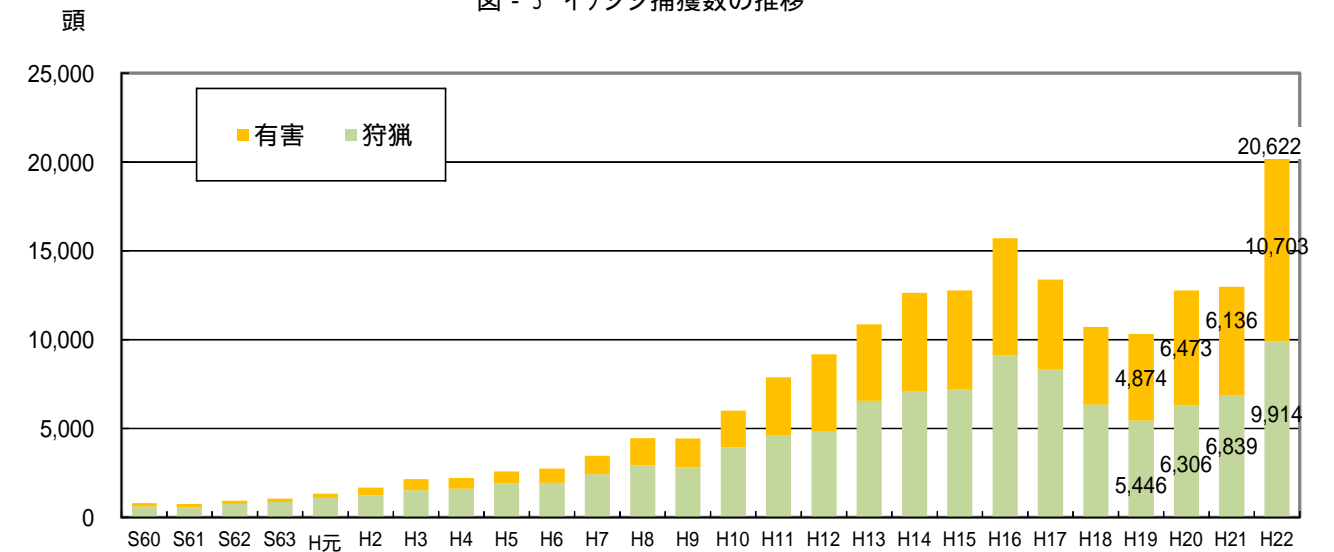


（ウ）捕獲状況

イノシシは、狩猟と有害鳥獣捕獲により捕獲されるが、平成2年度までは2,000頭未満の捕獲数となっていた。

平成3年度に2,000頭、平成13年度には10,000頭を超えて年々増加を続け、その後、一時減少したものの再び増加に転じ、平成22年度には20,000頭を超えた。（図 - 5）一方、分布を見ると、県中部での捕獲数が多い傾向で推移してきており、全般的には増加傾向にある。（図 - 6）

図 - 5 イノシシ捕獲数の推移



資料：鳥獣関係統計

イノシシ保護管理計画新旧対照表

現行計画（第2期）

図 - 9 狩猟によるイノシシの猟法別捕獲数

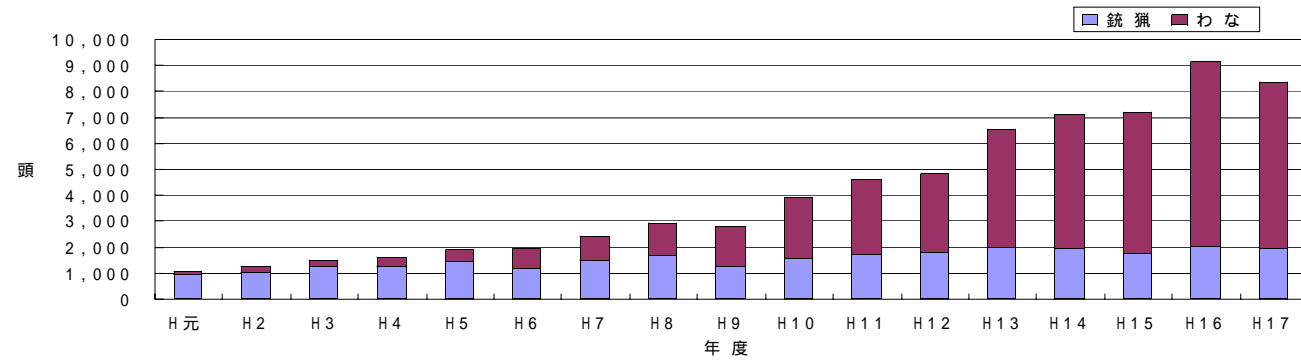
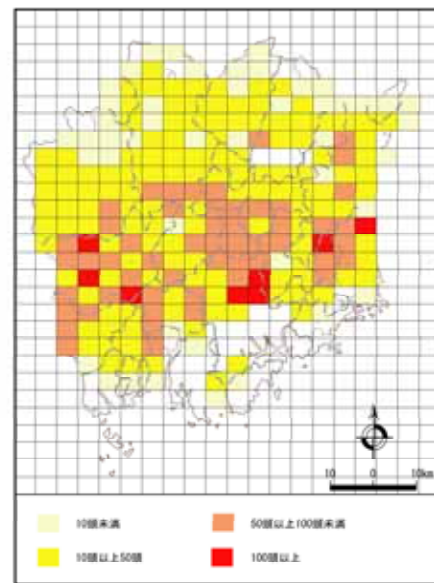


図 - 10 捕獲方法（省略）

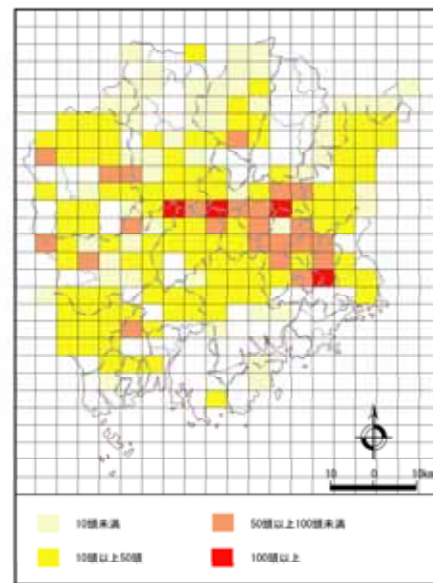
平成17年度の捕獲場所の分布をみると、狩猟・有害捕獲ともに生息域と同様の分布状況を示しているが、県中部での捕獲数が多い傾向にある。（図 - 11, 12）

図 - 11 狩猟による捕獲状況(H17)



（県自然環境課資料）

図 - 12 有害による捕獲状況(H17)



（県自然環境課資料）

また、聞き取り調査によれば、被害は古くからあったようであるが、その地域は昭和60年代までは、東西の県境付近などに点在しており、平成以降に地域の分布が拡大したようである。（図 - 14）

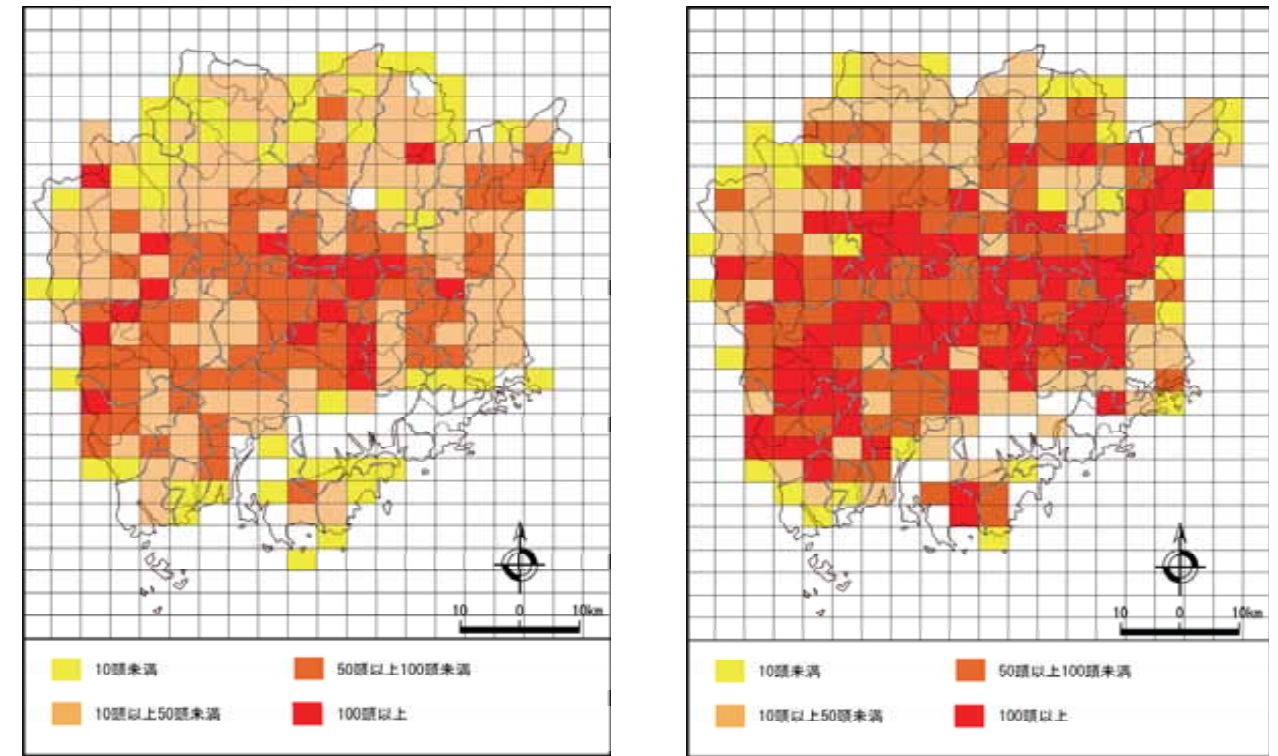
被害の増減については、増えているとの回答が半数以上を占めていた。（図 - 15）

図 - 14 被害初認年代分布（省略）

図 - 15 被害の増減傾向（省略）

次期計画（第3期）案

図 - 6 捕獲状況の経年変化



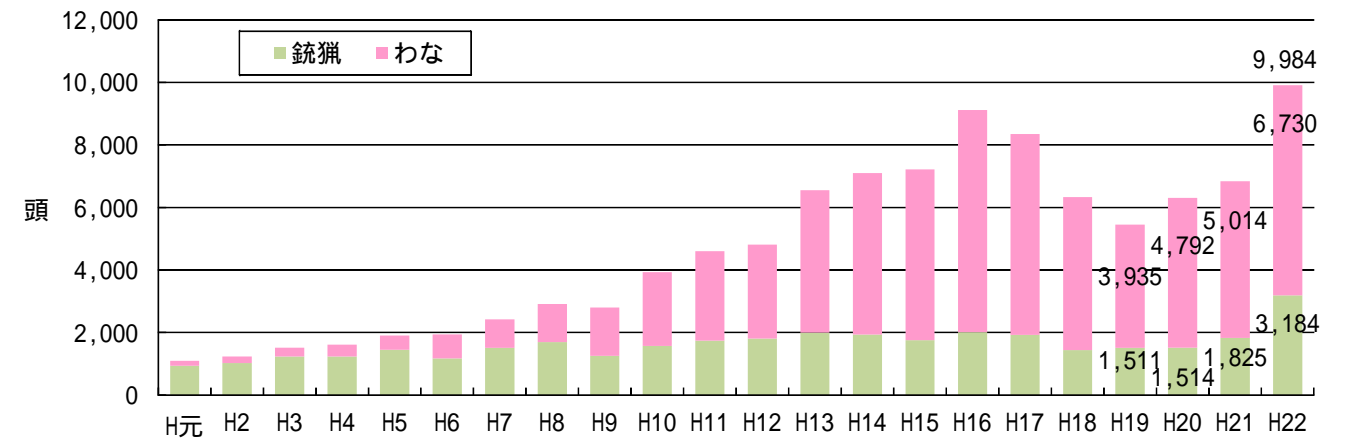
（平成18年度）

（平成22年度）

（県自然環境課資料）

また、狩猟による猟法別（わな・銃猟）の捕獲数についてみると、銃猟については横這いであるが、わな猟については一時減少しつつも、近年には増加傾向にある。わな猟の全体に占める割合は約7割となっており、わな猟の増加が近年のイノシシ捕獲数の増加に大きく影響しているものと思われる。（図 - 7）

図 - 7 狩猟によるイノシシの猟法別捕獲数



（資料：鳥獣関係統計）



イノシシ保護管理計画新旧対照表

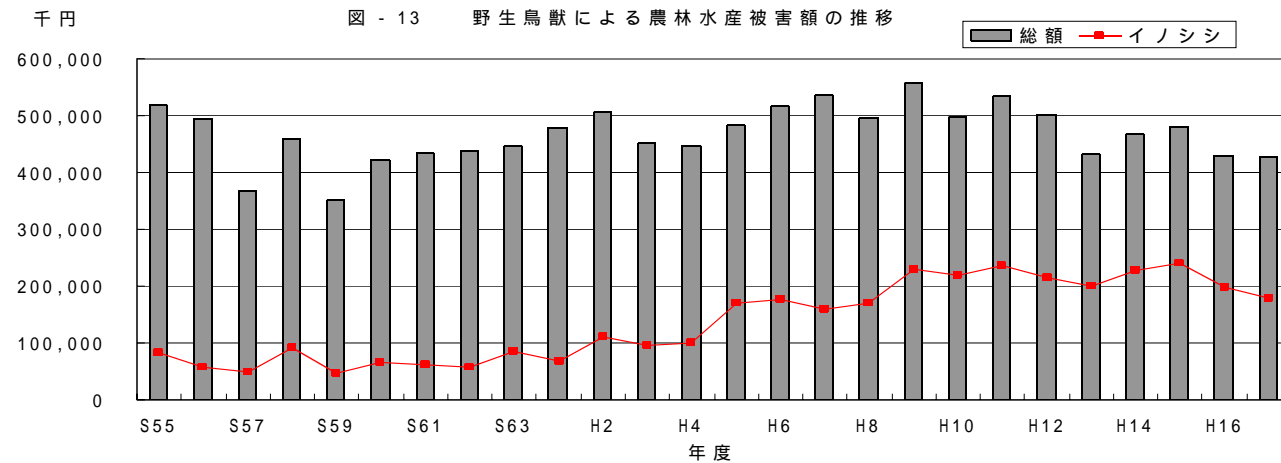
現行計画（第2期）

ウ 農作物被害及び防除対策の状況

(ア) 農作物被害の状況

野生鳥獣による被害総額については、概ね4～5億円で推移している。近年は鳥類の被害が減少傾向にある一方で、獣類による被害は横ばいを続けており、全体の約7割を占めている。

イノシシ被害については、平成元年度までは被害総額の10～20%（1億円未満）で推移していたが、平成2年度に初めて1億円を超え、それ以降増加傾向に転じ、平成9年度には2億円を超え、被害総額の40～50%（約2億円程度）で推移している。（図-13、別表-3）



(県自然環境課資料)

平成17年5月農林水産省が市町村鳥獣害対策担当者を対象に行った「鳥獣害対策に関するアンケート」の調査結果について本県(調査時34市町村)の概要を示すと、被害の傾向は、県南部も含め21市町村(62%)が増加していると回答した。被害増加の要因としては、里山・森林など生息環境の荒廃、耕作放棄地の増加がともに15市町村(複数回答有)と多数を占めている。(図-16、-17)

図-16 農作物被害の傾向 (省略)

図-17 被害増加の要因 (省略)

作物別被害について、聞き取り調査では、根菜類(イモ等)が最も多く、次いで稲、タケノコ、豆類、果樹、葉野菜であった。(図-18)

旧市町村(78)毎に平成17年度の農業共済支払金額から水田1haあたりの水稻被害額をみると、県中部で被害の割合が高くなっている。但し、県南平野部では、被害のない地域の水田面積を含んでおり、過小評価されるため注意を要する。(図-19)

図-18 作物別被害状況 (省略)

図-19 水稻被害(共済支払金)分布 (省略)

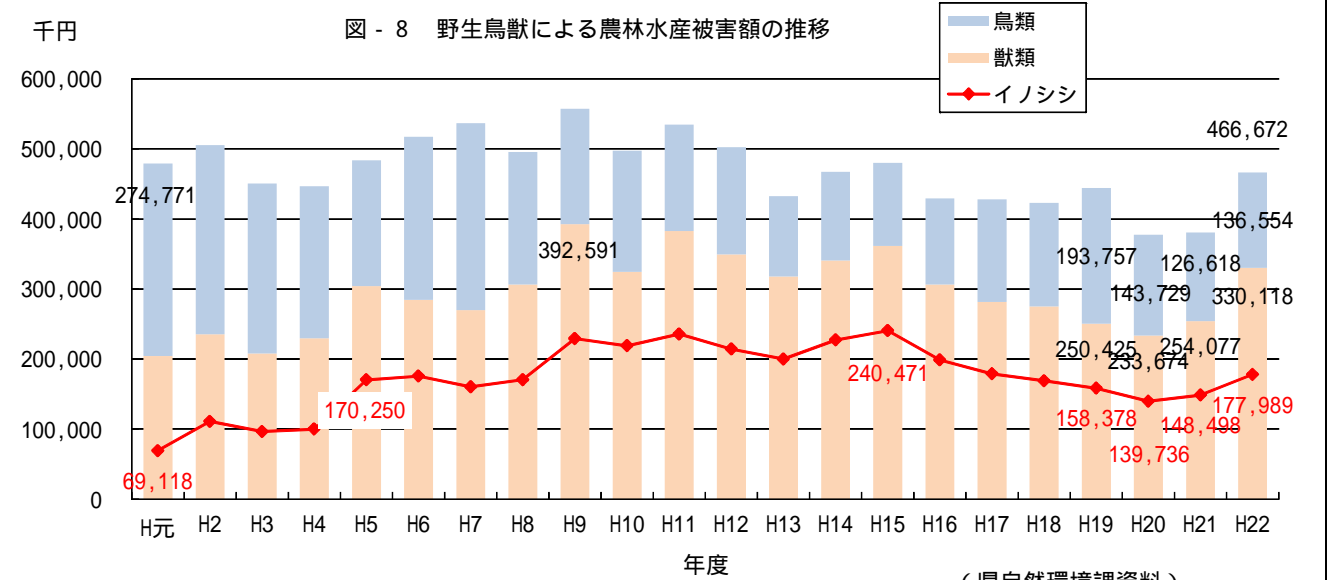
次期計画（第3期）案

ウ 農作物被害及び防除対策の状況

(ア) 農作物被害の状況

野生鳥獣による農林水産業被害の総額については、近年、4～5億円で推移している。鳥類の被害が減少傾向にある一方で、獣類による被害は増加に転じており、全体の約7割を占めている。

このうち、イノシシによる農作物被害については、平成元年までは1億円未満で推移していたが、平成5年に急増して高止まりして以来、毎年2億円程度の被害をもたらす深刻な状況が続いており、被害総額の約4割を占めている。(図-8)



(県自然環境課資料)

イノシシ保護管理計画新旧対照表

現行計画（第2期）

次期計画（第3期）案

（イ）防除対策実施状況

イノシシ等の有害鳥獣による被害防止対策について、防護柵や捕獲柵の設置や有害鳥獣駆除活動等を実施しているところである。

イノシシ等の防護柵等の設置について、本県では、昭和49年度から県単独補助事業により実施しているが、平成2～17年度までの総延長は、約2,600kmに達している。平成7年度からはトタン板・金網に、電気柵・網を補助対象に加え、近年は、電気柵が普及している。（表-2）平成13年度から取り組んでいる農作物鳥獣被害防止対策事業では、地域・集落ぐるみでの取り組みに対し支援を行っているところであるが、本事業の地域別実施状況は、32（旧）市町村で10kmを越す設置が行われている。（図-20）

有害鳥獣駆除活動については、市町村において駆除班が結成されており、被害実態に応じた適正な捕獲を行うとともに、効果を高めるため一斉捕獲を奨励し、その活動に対し支援を行っている。

捕獲柵の設置についても平成11年度より県単独補助事業を実施しており、延べ583基が導入されている。

また、聞き取り調査による被害防止対策の取り組み状況は、トタン柵設置が最も多く、次いで駆除、電気柵設置の順であった。（図-21）

表-2 防護柵・捕獲柵の設置状況（単位：m・基）

区分	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	計		
防護柵	野生鳥獣被害防止対策事業（野猪等防護柵設置事業）											農作物鳥獣被害防止対策事業					計		
	電気柵											146,085	165,014	152,833	165,188	196,108		2,597,680	
	トタン・金網	48,912	53,262	61,560	95,300	116,300	105,664	121,569	105,616	142,853	154,116	294,114	71,820	83,109	99,903	87,061			63,218
	網											13,570	19,537	16,480	7,210	11,278			
計											231,475	267,660	269,216	259,459	270,604	270,604			
捕獲柵	野生鳥獣被害防止対策事業（有害鳥獣捕獲柵設置事業）											37	47	115	140	96	78	70	583

（資料：自然環境課、農業経営課資料）

- 図-20 防護柵設置状況（省略）
- 図-21 被害防止対策状況（省略）

また、前述の農林水産省の「鳥獣害対策に関するアンケート」の調査結果において、市町村における被害対策（イノシシ以外も含む）の取り組みでは、31市町村で捕獲に対する奨励金や猟友会への委託経費を予算化し、18市町村で防護柵等の被害防止施設の整備を行っている。（図-22）

図-22 市町村の全般的な取組（省略）

これら被害防止対策や有害捕獲等の効果や課題等について、聞き取り調査で得られた意見、要望等の概要について示す。（表-3、図-23、-24）

農業関係者では、防護柵の設置については、一定の効果があるとしながら、防除（設置）技術の習得、設置費助成等への要望や地域一帯となった取り組みの必要性が求められている。有害捕獲についても効果があるとしながら、捕獲期間の延長や共同捕獲等の計画的な捕獲活動に対する要望があった。

狩猟関係者では、防護柵の設置について、一定の効果があるとし、管理面での課題について意見があった。有害捕獲についても効果があるとし、狩猟期間の延長や駆除活動の連携の必要性や体制の充実に対する要望があった。狩猟者の高齢化等による減少が憂慮され、また、個体数が減少傾向との意見もあった。

表-3 被害対策に対する聞き取り調査結果概要（省略）

図-23 防護柵設置の効果（省略）

図-24 駆除の効果（省略）

（イ）防除対策実施状況

イノシシ等の有害鳥獣による被害防止対策については、防護柵や捕獲柵の設置、有害鳥獣駆除活動等を実施しているところである。

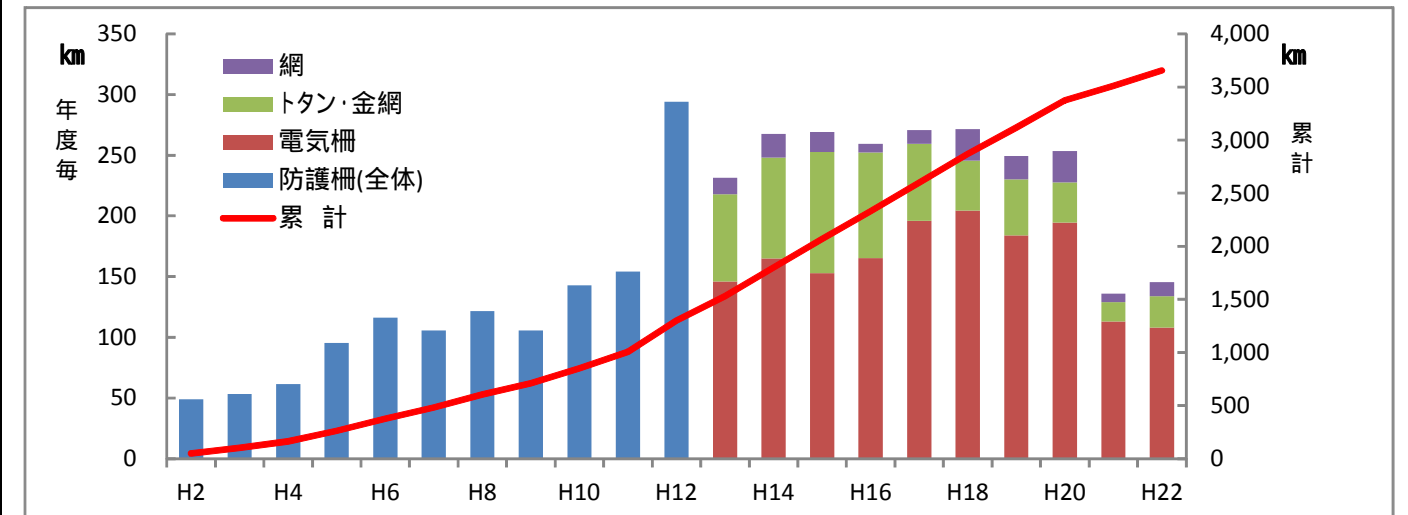
防護柵等の設置については、本県では昭和49年度から県単独補助事業により実施しているが、平成2～22年度までの総延長は約3,650kmに達している。（図-9）

平成13年度から取り組んでいる農作物鳥獣被害防止対策事業（平成19年度からは農林水産省強化対策費（農林水産部統合補助金））では、地域・集落ぐるみでの取組に対して支援を行っているところである。

有害鳥獣駆除活動については、市町村において駆除班が結成されており、被害実態に応じた適正な捕獲を行うとともに、効果を高めるため一斉捕獲を奨励し、その活動に対し支援を行っている。

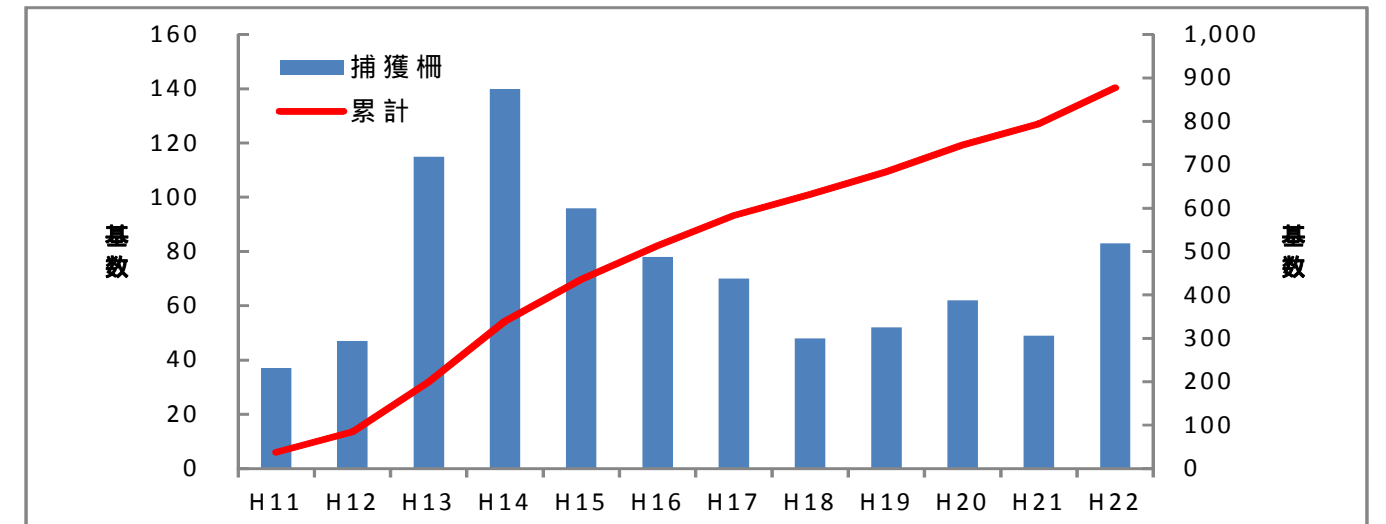
また、捕獲柵の設置についても平成11年度から県単独補助事業を実施しており、延べ877基が導入されている。（図-10）

図-9 防護柵の設置状況



（県農村振興課資料）

図-10 捕獲柵の設置状況



（県自然環境課資料）

イノシシ保護管理計画新旧対照表

現行計画（第2期）

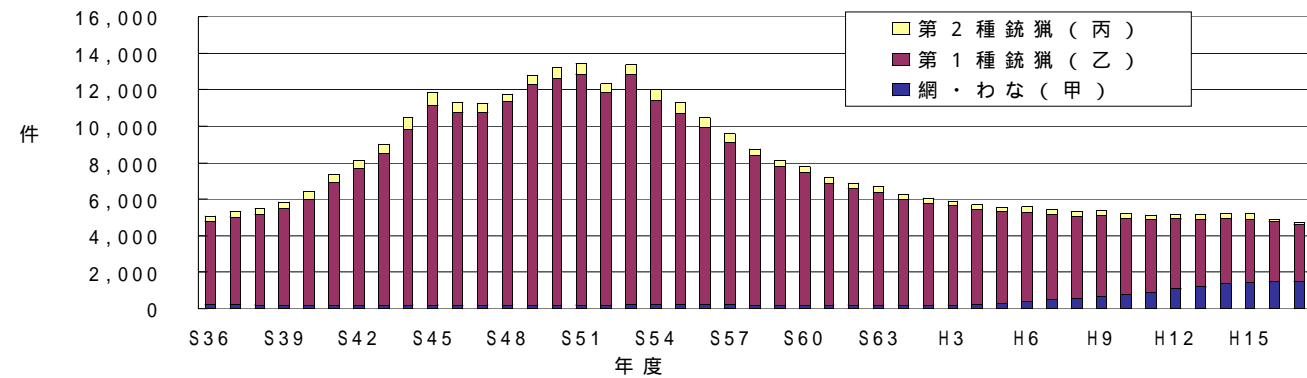
次期計画（第3期）案

エ 狩猟の状況

(ア) 狩猟者登録数

狩猟者登録数は、昭和36年度以降増加し、昭和49年から昭和54年にかけては、12,000件を超え、昭和51年度の13,417件がピークとなった。その後、減少を続け、平成17年度には、約1/3の4,706件となっている。  
特に、第1種銃猟登録者（旧乙種）の減少が著しく、平成17年度には、昭和51年度の12,634件の約1/4の3,126件となった。登録数全体では約7割を占めている。  
一方、網・わな猟登録者（旧甲種）は、200件程度で推移していたが、平成以降増加傾向にあり、平成8年度には全体の1割を超え、平成17年度には、1,492件となり、約3割を占めている。（図-25、別表-4）

図-25 狩猟者登録数の推移



(資料：鳥獣関係統計)

(イ) 狩猟免許交付状況

狩猟免許者は、昭和50年度の13,180件から、平成5年度には6,725件と半減しており、その後も減少している。  
年齢別には、20・30代の減少が著しく、平成17年度には、60才以上が半数を超え、高齢化が深刻化している。（表-5）

表-5 年齢別狩猟免許交付状況 (単位：件、( )は%)

区分	計	20~29才	30~39才	40~49才	50~59才	60才以上
昭和50年度	13,180	2,569(20)	3,831(29)	3,892(30)	1,643(12)	1,245(9)
昭和55年度	13,726	1,549(11)	3,879(28)	3,892(29)	3,170(23)	1,236(9)
平成元年度	7,534	113(2)	1,174(16)	2,503(33)	2,279(30)	1,465(19)
平成5年度	6,725	97(2)	702(10)	2,292(34)	1,971(29)	1,663(25)
平成10年度	6,135	70(1)	262(4)	1,319(22)	2,110(34)	2,374(39)
平成16年度	5,876	63(1)	198(3)	606(10)	2,136(37)	2,873(49)
平成17年度	5,807	69(1)	202(4)	543(9)	1,995(34)	2,998(52)

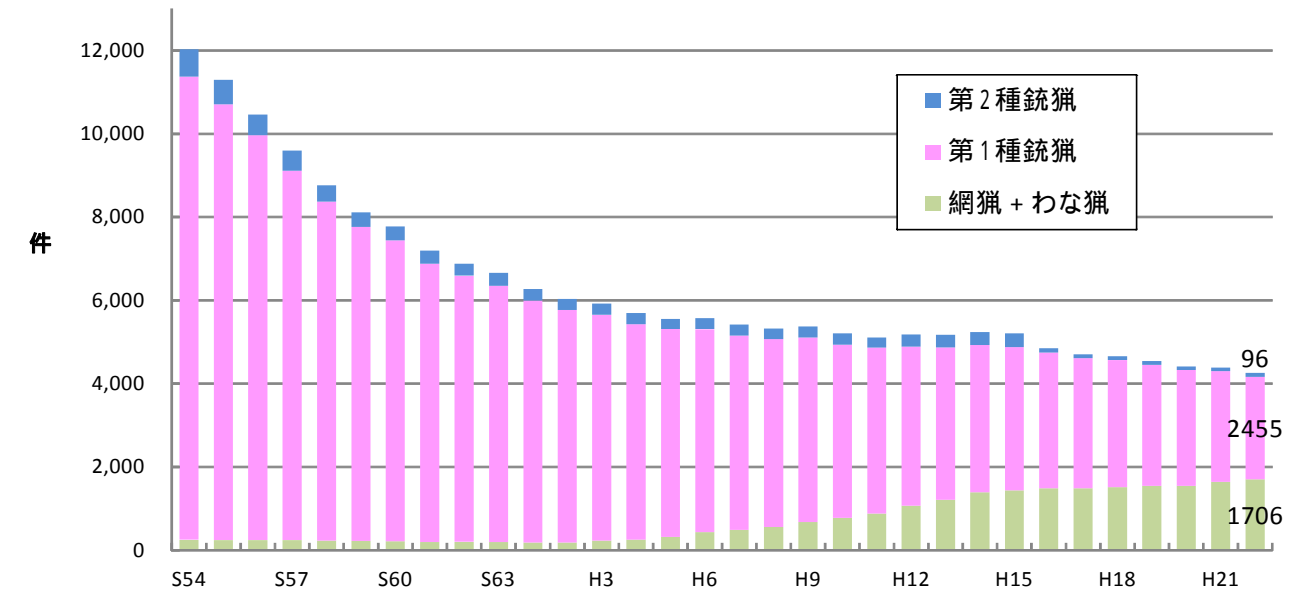
(資料：鳥獣関係統計)

エ 狩猟の状況

(ア) 狩猟者登録数

狩猟者登録数は減少傾向にある。特に、第1種銃猟登録者の減少が著しい。一方、「網・わな猟」の登録者数は増加している。（図-11）

図-11 狩猟者登録数の推移

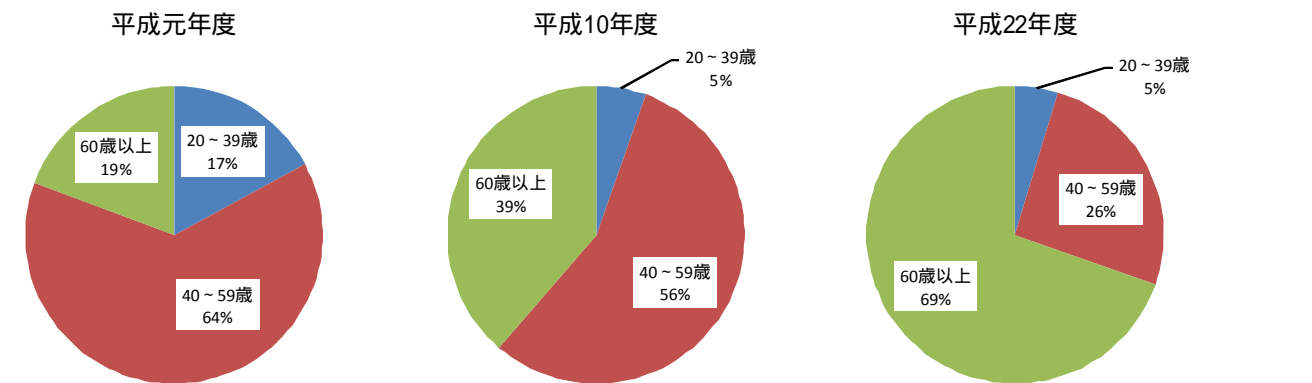


(資料：鳥獣関係統計)

(イ) 狩猟免許保持者の年齢構成

狩猟免許保持者は高齢化が年々進んでおり、平成22年度には60歳以上が約7割を占めている。（図-12）

図-12 狩猟免許保持者の年齢構成



(資料：鳥獣関係資料)



イノシシ保護管理計画新旧対照表

現行計画（第2期）	次期計画（第3期）案
<p>(2) 保護管理の目標</p> <p>ア 管理地域区分                      特定鳥獣保護管理計画においては、地域個体群を単位として行うこととされているが、イノシシは県内に広く連続して分布していることから、本計画では、地域個体群の区分は設定しない。</p> <p>イ 保護管理目標                      狩猟による捕獲を活かしつつ、農作物被害発生地区に重点をおいた効率的な有害捕獲を実施し、併せて、より計画的・効果的・総合的な被害防止対策を積極的に推進することによって、被害の軽減を図りながら、イノシシの地域個体群の安定的水準を維持することとする。                      イノシシに関しては、生息密度や個体数の推移を把握する実用的手法が未確立であり、直接的な個体数管理目標を設定することは現時点では困難である。                      このため、農作物の被害額を管理目標とし、平成元年度まで約1億円未満で推移していたが、その後増加に転じ、現在の2億円程度になったことから、当面の管理目標として、増加前のレベルの1億円以下（半減）となるように努めることとする。</p> <p>(3) 目標を達成するための施策の基本的な考え方                      イノシシの個体群は、自然環境下において、農作物被害を及ぼさない安定した状態で維持することが重要である。しかし、現状では、中山間地域をはじめとする過疎化・高齢化、耕作放棄地の増加、生息環境の変化等により、イノシシの生息域が人間活動の場と重なり合い、軋轢が生じている。                      本計画では、このような人との軋轢を軽減させるため、保護管理の目標を設定し、イノシシの捕獲及び総合的な被害防止対策を積極的に推進していく。さらに、イノシシの生息状況に関する指標となる捕獲数及び被害状況をモニタリングによつて的確に把握するとともに、計画の実施状況や各施策による軽減効果の評価・検証を行い、その結果を本計画に反映させることとする。</p>	<p>(2) 保護管理の目標  <b>生息密度の低減や農作物被害の軽減を図りながら、イノシシの個体群を長期的・安定的に維持する。</b>                      &lt;目標&gt;                      ・生息密度の低減（狩猟者による「目撃効率」等により状況把握する）                      ・農作物被害の軽減</p> <p><b>目撃効率は、狩猟者が出猟した際に目撃した頭数を出猟日数で除したもので、「出猟カレンダー調査」により把握する。</b></p> <p>(3) 目標を達成するための施策の基本的な考え方                      イノシシの個体群は、自然環境下において、農作物被害を及ぼさない安定した状態で維持することが重要である。しかし、現状では、中山間地域をはじめとする過疎化・高齢化、耕作放棄地の増加、生息環境の変化等により、イノシシの生息域が人間活動の場と重なり合い、軋轢が生じている。  <b>このため、生息密度の低減に向けて、狩猟等による捕獲圧を高めるほか、関係部局が連携して、総合的な被害防除対策を積極的に推進していく。</b>  <b>なお、イノシシに関しては、生息密度や個体数を把握する実用的手法が未確立であるが、捕獲実績やアンケート調査を引き続き実施し、その推移の把握に努めるとともに各種施策による効果の評価・検証を行い、その結果を本計画に反映させていくこととする。</b></p>
<p>【イノシシ保護管理計画のフロー】</p>	<p>【イノシシ保護管理計画のフロー】</p>

イノシシ保護管理計画新旧対照表

現 行 計 画 （ 第 2 期 ）	次 期 計 画 （ 第 3 期 ） 案
<p><b>6 数の調整に関する事項</b></p> <p>(1) 個体数管理の考え方          イノシシの捕獲は、農作物被害を防止するための有効な手段のひとつであり、捕獲数は、狩猟捕獲、有害鳥獣捕獲ともに年々増加傾向で、相当数が捕獲されているが、被害額は平成16・17年度は若干減少傾向にあるものの、横ばい傾向で、依然として2億円近い高い水準で推移している。          当面の保護管理目標である被害額を軽減（半減）させるためには、捕獲圧を高め、生息密度を減少させる必要がある。          このため、狩猟者の減少・高齢化の実態を踏まえつつも、本計画期間中においては、狩猟期間を延長し、捕獲圧の強化を図るとともに、被害状況に応じた適正な有害鳥獣捕獲を計画的・効果的に実施することにより、農作物被害の軽減に努めるものとする。          なお、個体数管理の目標の設定については、生息密度や個体数の推移を把握する実用的手法が確立されていないこと、また、繁殖率が高いため短期間に個体数の変動が生じる等から直接的な個体数管理目標を設定することは困難である。一方で、被害軽減への捕獲の一定の効果は認められているものの、捕獲頭数の増加が直接的に被害の減少につながるといった単純なものとならない現状もある。          このため、目標個体数や捕獲目標頭数の設定は行わないこととする。</p> <p>(2) 個体数管理の方法</p> <p>ア 狩猟による個体数調整          イノシシに対する捕獲圧（狩猟圧）を高めるため、引き続き<b>狩猟期間を延長し、11月15日から翌年2月末日までとする。</b>          なお、期間設定については、近県における設定状況、山菜採取、溪流釣り等山野への入込み状況等を勘案した。          また、<b>くくりわなの輪の直径に関する規制を15cm以下に緩和する。</b></p> <p>イ 有害鳥獣捕獲の推進          被害防止対策としての有害鳥獣捕獲は、一定の効果も認められ、今後も各地域の被害実態に応じて、市町村、農業従事者等地域住民、有害鳥獣駆除班、狩猟関係団体らとの連携のもと、適正かつ計画的・効果的に実施する。          被害実態の把握          捕獲体制の充実（狩猟関係団体との協力体制の強化等）          地域が連携した広域一斉捕獲の推進（一斉捕獲期間の設定等）          被害拡大地域での捕獲体制の整備          耕作地周辺の被害原因となる個体の捕獲等効果的な捕獲の推進</p> <p>ウ 狩猟者の確保          近年の狩猟者の動向は、減少・高齢化が進んでおり、新たな狩猟免許所持者の確保に努める必要がある。          こうしたなか、「網・わな免許」の取得者が増加傾向にあり、捕獲数の増加に大きく影響している。被害対策の一環として農業従事者自らが捕獲できるよう、狩猟免許取得を奨励し、野生鳥獣に関する知識と捕獲技術を高め、効率かつ安全な捕獲活動を推進することとする。          狩猟免許制度の普及啓発（狩猟免許試験の周知や講習会・セミナーの開催等）          平成19年度から、わな猟のみを行うとしている者については、「網・わな猟免許」が区分され「わな猟免許」のみの取得が可能となり、免許取得の負担が軽減されることから、特に「わな猟免許」の取得促進のための普及啓発を行う。</p>	<p><b>6 数の調整に関する事項</b></p> <p>(1) 個体数管理の考え方          イノシシの捕獲は、農作物被害を防止するための有効な手段のひとつであり、捕獲数は年々増加傾向である。しかし、被害額は漸減傾向にあるものの、依然として2億円近い高い水準で推移しており、非常に深刻な状況に変わりない。  <b>このため、狩猟期間の延長等によって狩猟による捕獲圧をさらに高め、生息密度の低減を図ることとする。</b></p> <p>(2) 個体数管理の方法</p> <p>ア <b>狩猟期間</b>          狩猟期間を<b>1か月間</b>延長し、11月15日から翌年<b>3月15日</b>までとする。</p> <p>イ <b>くくりわなの輪の直径の規制</b>          くくりわなの輪の直径に関する規制を15cm以下に緩和する。</p> <p>(次項へ移動)</p> <p>(次項へ移動)</p>

イノシシ保護管理計画新旧対照表

現 行 計 画 （ 第 2 期 ）	次 期 計 画 （ 第 3 期 ） 案
<p><b>7 被害防除対策に関する事項</b>                      イノシシによる農作物被害を軽減させるためには、捕獲を強化するだけではその効果は期待できない。                      防護柵等設置については、一定の効果があるものの、設置技術・知識不足から十分な効果が得られていない状況や管理面での課題等も生じている。                      耕作地周辺での侵入防止対策とともに、生息環境の改善、誘因物除去等の対策を講じるなど、市町村、農業従事者等地域住民、農業関係団体ら地域が一体となった総合的な被害防止対策を実施する。                      被害実態の把握                      集落等地域が一体となって取り組む防除体制の構築促進                      イノシシの生態・行動特性を踏まえた効果的な防護柵の整備及び維持管理                      耕作放棄地・未利用林の管理、誘因物除去等のイノシシ生息環境改善の実施                      新たな防除技術に関する情報の収集と普及（セミナーの開催等）                      地域指導者の育成や関係機関及び団体の連携強化等</p>	<p><b>7 被害防除対策に関する事項</b>  <b>特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画との整合を図りながら、次のような対策を実施する。</b>  <b>（１）狩猟者の確保</b>                      近年、狩猟者は、<b>全体的には減少するとともに</b>高齢化が進んでいるため、新たな狩猟者の確保<b>に向けた狩猟免許制度の普及啓発</b>に努める必要がある。                      一方、<b>農業従事者を中心として「わな猟免許」</b>の取得者が増加傾向にあり、捕獲数の増加に大きく影響している。<b>このため、被害対策の一環として、農林業従事者が自ら捕獲できるよう狩猟免許の取得を引き続き奨励し、野生鳥獣に関する知識と捕獲技術の向上及び効率的かつ安全な捕獲活動を推進することとする。</b>                      狩猟免許制度の普及啓発（狩猟免許試験の周知及び講習会・セミナーの開催等）  <b>（２）有害鳥獣捕獲の推進</b>                      被害防除対策としての有害鳥獣捕獲は、一定の効果も認められ、今後も各地域の被害実態に応じて、市町村、農林業従事者等地域住民、有害鳥獣駆除班及び狩猟関係団体らの連携のもと、適正かつ計画的・効果的に実施する。                      被害実態の把握                      捕獲体制の充実（狩猟関係団体との協力体制の強化等）                      メスジカの捕獲を推進                      一斉捕獲期間の設定  <b>効果的な捕獲の推進（耕作地周辺の被害原因となる個体の捕獲等）</b>  <b>（３）防護対策の推進</b>                      農作物被害を軽減するためには、捕獲を強化するだけではその効果は期待できない。  <b>捕獲以外の手段である被害防止対策として、耕作地周辺での侵入防止や生息環境の改善、誘因物除去など、市町村、農業従事者等地域住民、農業関係団体ら地域が一体となった、地域ぐるみでの総合的な被害防止対策が重要である。</b>                      被害実態の把握                      集落等地域が一体となって取り組む防止体制の構築促進                      イノシシの生態・行動特性を踏まえた効果的な防護柵の整備及び維持管理                      耕作放棄地・未利用林の管理、誘因物除去等のイノシシ生息環境改善の実施                      新たな防除技術に関する情報の収集と普及（セミナーの開催等）                      地域指導者の育成や関係機関及び団体の連携強化等</p>
<p><b>8 生息地の保護及び整備に関する事項</b>                      対象鳥獣の種類にかかわらず、鳥獣保護区等の野生鳥獣保護地域の指定により生息環境の保護・保全を図るとともに、長期的には人工林の間伐等による適正な森林整備や広葉樹の植栽等による多様な森林づくり等により生息環境を整え、人の生活域とイノシシの生息域とのすみ分けができる環境づくりを進める必要がある。                      また、イノシシを里地から排除する環境づくりやイノシシに魅力のない里地づくりが重要である。特に耕作放棄地や耕作地周辺の手入れの行われなくなった里山（竹林、薪炭林、農用地など）がイノシシの隠れ場や餌場となったり、未収穫作物や生ゴミなどが誘因物となっている現状があり、地域が一体となった取り組みによってこれら被害発生要因の除去に努めるよう普及啓発を行う必要がある。</p>	<p><b>8 生息環境の保全及び整備に関する事項</b>                      対象鳥獣の種類にかかわらず、鳥獣保護区等の野生鳥獣保護地域の指定により生息環境の保護・保全を図るとともに、長期的には人工林の間伐等による適正な森林整備や広葉樹の植栽等による多様な森林づくり等により生息環境を整え、人の生活域とイノシシの生息域との<b>棲</b>み分けができる環境づくりを進める必要がある。                      また、イノシシを里地から排除する環境づくりやイノシシに魅力のない里地づくりが重要である。特に耕作放棄地や耕作地周辺の手入れの行われなくなった里山（竹林、薪炭林、農用地など）がイノシシの隠れ場や餌場となったり、未収穫作物や生ゴミなどが誘因物となっている現状があり、地域が一体となった取組によってこれら被害発生要因の除去に努めるよう普及啓発を行う必要がある。</p>



イノシシ保護管理計画新旧対照表

現 行 計 画 （ 第 2 期 ）	次 期 計 画 （ 第 3 期 ） 案
<p><b>9 その他保護管理のために必要な事項</b></p> <p>(1) モニタリング等の調査研究          イノシシについては、現在のところ生息動向の把握が困難であり、生態学的な知見が少ないが、本計画を実施し、フィードバックするため、捕獲及び被害状況についてモニタリングを行う。          狩猟及び有害鳥獣捕獲による捕獲状況（頭数・場所・方法等）や農作物の被害状況（発生時期・対象作物・規模等）に関するデータ収集を市町村、狩猟関係者、農業関係者及び各団体等の協力のもとに実施する。          なお、被害額については、市町村からの報告により把握することとする。</p> <p>(2) 計画の実施体制          本計画を推進するため、学識経験者、農林業等・狩猟・自然保護団体、調査研究機関、関係行政機関で構成する「岡山県野生鳥獣保護管理対策協議会」において、モニタリング調査結果等を検証し、本計画の評価を行い、必要に応じて保護管理目標及び保護管理方策の見直しを行う。</p> <p>(3) その他          本計画を推進していく上で、隣接する兵庫県、鳥取県、広島県との情報交換を行うなど円滑な連携に努める。</p>	<p><b>9 その他保護管理のために必要な事項</b></p> <p>(1) モニタリング等の調査研究          本計画を<b>検証</b>し、フィードバック管理するため<b>次の事項を調査する</b>。  <b>ア 農作物被害の状況（対象作物・規模等）</b>  <b>イ 生息状況調査（聞き取り調査）</b>  <b>ウ 狩猟及び有害鳥獣捕獲による捕獲状況（性別・頭数・場所・方法等）</b>  <b>エ 出猟カレンダー調査（狩猟者による目撃情報の収集）</b></p> <p>(2) 計画の実施体制          本計画を推進するため、学識経験者、農林業等・狩猟・自然保護団体、調査研究機関、関係行政機関で構成する「岡山県野生鳥獣保護管理対策協議会」において、モニタリング調査結果等を検証し、本計画の評価を行い、必要に応じて保護管理目標及び保護管理対策の見直しを行う。</p> <p>(3) その他          本計画を推進していく上で、隣接する兵庫県、鳥取県、広島県との情報交換を行うなど円滑な連携に努める。</p>

ツキノワグマ保護管理計画新旧対照表

現 行 計 画 ( 第 3 期 )	次 期 計 画 ( 第 4 期 ) 案
<p>1 計画策定の目的及び背景</p> <p>(1) 目的</p> <p>ツキノワグマによる人身被害・精神被害の回避や農林業被害の軽減を図りながら、ツキノワグマ地域個体群の長期にわたる安定的維持をめざし、科学的かつ計画的な保護管理を行うことによって、人とツキノワグマの棲み分けによる共存の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 背景</p> <p>東中国地域（兵庫県北西部、鳥取県東部、岡山県東部：主として氷ノ山周辺山地、後山山系）に生息するツキノワグマは200頭前後と推定されており、環境省のレッドデータブックには「絶滅のおそれのある地域個体群」（東中国地域個体群）として位置づけられている。</p> <p>ツキノワグマは、植物食性の強い雑食性で、季節に応じてドングリ等の堅果類、ウド、アザミ等の高茎草本類、昆虫等を主食とする大型ほ乳類である。しかし、性格は比較的穏やかで、子連れのツキノワグマに突然出合った場合や手負いの状態であれば、人を攻撃することはまれである。</p> <p>一方、生息には広葉樹林を中心として広い行動圏域を必要とすることから、生息密度、繁殖率ともに低い。また、古くから狩猟獣として捕獲の対象となり、胆のうが漢方薬として珍重されたことから、生息数は減少の一途をたどるとともに、森林植生の改変や各種の開発行為による生息域の分断等による影響を大きく受けてきた。</p> <p>ツキノワグマは豊かな自然の象徴とも目され、自然環境の保全や、生物多様性の確保のパロメーターとして、また、遺伝資源の保存等学術的にも貴重な存在となっている。</p> <p>一方、人家近くへの出没などにより住民生活に精神被害を与えており、人身被害も発生していると同時に、養蜂業や果樹等の農林業への被害も生じている。</p> <p>このため、岡山県は、平成10年度に「ツキノワグマ問題検討委員会」を設けて保護管理対策のあり方を検討し、平成12年度に鳥獣保護法に基づく保護管理計画をいち早く策定し、平成12年4月1日から平成19年3月31日まで狩猟による捕獲を禁止するとともに、人とツキノワグマとの棲み分けによる共生が可能となる環境を整備することを目指してきたところである。</p> <p>この計画は、これまでの保護管理計画による成果を踏まえて、人とツキノワグマとの棲み分けを目指すため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく特定鳥獣保護管理計画を策定するものである。</p> <p>2 保護管理すべき鳥獣の種類</p> <p>ツキノワグマ（以下「クマ」という。）</p> <p>3 計画の期間</p>	<p>1 計画策定の目的及び背景</p> <p>(1) 目的</p> <p>ツキノワグマによる人身被害・精神被害の回避や農林業被害の軽減を図りながら、ツキノワグマ地域個体群の長期にわたる安定的維持をめざし、科学的かつ計画的な保護管理を行うことによって、人とツキノワグマの棲み分けによる共存の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 背景</p> <p>ツキノワグマは、植物食性の強い雑食性で、季節に応じてドングリ等の堅果類、ウド、アザミ等の高茎草本類、昆虫等を主食とする大型ほ乳類であり、豊かな自然の象徴とも言われ、自然環境の保全や、生物多様性の確保のパロメーターとして、また、遺伝資源の保存等学術的にも貴重な存在となっている。</p> <p>しかし、生息には広葉樹林を中心として広い行動圏域を必要とすることから、生息密度、繁殖率ともに低い。また、古くから狩猟獣として捕獲の対象となり、胆のうが漢方薬として珍重されたことから、生息数は減少の一途をたどるとともに、森林植生の改変や各種の開発行為による生息域の分断等による影響を大きく受け、平成3年には東中国地域（兵庫県北西部、鳥取県東部、岡山県東部：主として氷ノ山周辺山地、後山山系）に生息するツキノワグマは環境省のレッドデータブックで「絶滅のおそれのある地域個体群」（東中国地域個体群）として位置づけられ、現在に至っている。</p> <p>ツキノワグマの性格は比較的穏やかで、子連れの母グマに突然出合った場合や手負いの状態であれば、人を攻撃することはまれであるが、人家近くへの出没などにより住民生活に精神被害を与えており、養蜂業や果樹等の農林業への被害も生じている。</p> <p>このため、岡山県は、平成10年度に「ツキノワグマ問題検討委員会」を設けて保護管理対策のあり方を検討し、平成12年度に鳥獣保護法に基づく保護管理計画をいち早く策定し、狩猟による捕獲を禁止するとともに、人とツキノワグマとの棲み分けによる共存が可能となる環境を整備することを目指してきたところである。</p> <p>また、同一個体群を有する兵庫県においては平成15年度に、鳥取県においても平成19年度にそれぞれツキノワグマ保護管理計画が策定され、東中国地域個体群全体において保護管理が行われることとなった。</p> <p>3県による保護管理の取組みにより、ツキノワグマの個体数は回復しつつあると考えられるが、一方で人身被害の発生や度重なる人里への出没により、人とツキノワグマとの間に軋轢が増しており、特に平成22年度には人里への出没が多数みられ、住民に大きな不安を与えることとなった。</p> <p>この計画は、これまでの保護管理計画の取組みと現状を踏まえて、人とツキノワグマとの棲み分けを目指すため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき策定するものである。</p> <p>2 保護管理すべき鳥獣の種類</p> <p>ツキノワグマ（以下「クマ」という。）</p> <p>3 計画の期間</p>



ツキノワグマ保護管理計画新旧対照表

現行計画（第3期）	次期計画（第4期）案																																																																																																																																				
<p>平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5か年とする。</p> <p>4 保護管理が行われるべき区域                      県東部の山地が主な生息地であるが、県北西部でも確認例があり、生息域の変化が推定されること。クマの移動範囲は広域で、場合によっては生息地から大きく離れた場所にまで出没すること、誤報も含め、すべての情報に的確に対応する必要があることから、岡山県全域を計画対象区域とする。計画対象区域：岡山県全域（ただし、島嶼部を除く。）</p> <p>5 保護管理の目標                      (1) 現状                      ア 生息環境                      岡山県におけるクマの生息地は、県北の標高1,000m以下の準平原山地が多くを占めている。主な生息地である県北部地域の区域面積は322,560haで、森林面積は80%にあたる257,482haである。このうちクマの主たる生息地である広葉樹林は、森林面積の30%にあたる77,893haに過ぎない。                      さらに、残された広葉樹林も種々の開発行為等により分断されている。</p> <p>表1 ツキノワグマの主な生息地の森林面積                      単位：ha，%</p> <table border="1" data-bbox="224 786 1093 1157"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>区域面積</th> <th>森林面積</th> <th>森林割合</th> <th>広葉樹林面積</th> <th>広葉樹割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>津山市</td><td>50,636</td><td>35,414</td><td>69.9</td><td>8,261</td><td>23.3</td></tr> <tr><td>新見市</td><td>79,327</td><td>68,426</td><td>86.3</td><td>22,619</td><td>33.1</td></tr> <tr><td>真庭市</td><td>82,843</td><td>65,658</td><td>79.3</td><td>20,912</td><td>31.8</td></tr> <tr><td>美作市</td><td>42,919</td><td>32,909</td><td>76.7</td><td>13,246</td><td>40.2</td></tr> <tr><td>新庄村</td><td>6,710</td><td>6,100</td><td>90.9</td><td>2,316</td><td>38.0</td></tr> <tr><td>鏡野町</td><td>41,969</td><td>36,718</td><td>87.5</td><td>8,453</td><td>23.0</td></tr> <tr><td>勝央町</td><td>5,409</td><td>2,306</td><td>42.6</td><td>791</td><td>34.3</td></tr> <tr><td>奈義町</td><td>6,954</td><td>4,460</td><td>64.1</td><td>589</td><td>13.2</td></tr> <tr><td>西粟倉村</td><td>5,793</td><td>5,491</td><td>94.8</td><td>707</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>計</td><td>322,560</td><td>257,482</td><td>79.8</td><td>77,893</td><td>30.3</td></tr> </tbody> </table> <p>1 国有林の広葉樹面積は平成18年1月時点のもの（近畿中国森林管理局から聞き取り）                      2 民有林面積は「岡山県の森林資源 平成18年3月」による</p> <p>イ 生息動向及び捕獲状況                      岡山県が保護と被害対策の詳細な資料を収集することを目的に、ツキノワグマの生態等について専門的知識を有する調査研究機関（以下「調査研究機関」という。）に委託して平成12年度から18年度までに調査した結果によると、県内での生息数は少ない状態が続いており、平成18年度の例では鳥取県、兵庫県からの一時的な進入個体を含めて14頭が確認（うち2頭死亡）された。その多くは季節的な移動を行っており、岡山県内では一時的な侵入個体も含</p>	市町村	区域面積	森林面積	森林割合	広葉樹林面積	広葉樹割合	津山市	50,636	35,414	69.9	8,261	23.3	新見市	79,327	68,426	86.3	22,619	33.1	真庭市	82,843	65,658	79.3	20,912	31.8	美作市	42,919	32,909	76.7	13,246	40.2	新庄村	6,710	6,100	90.9	2,316	38.0	鏡野町	41,969	36,718	87.5	8,453	23.0	勝央町	5,409	2,306	42.6	791	34.3	奈義町	6,954	4,460	64.1	589	13.2	西粟倉村	5,793	5,491	94.8	707	12.9	計	322,560	257,482	79.8	77,893	30.3	<p>平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5か年とする。</p> <p>4 保護管理が行われるべき区域                      県東部の山地が主な生息地であるが、県北西部でも確認例があり、生息域の変化が推定されること、クマの移動範囲は広域で、場合によっては生息地から大きく離れた場所にまで出没することから、岡山県全域を計画対象区域とする。計画対象区域：岡山県全域（ただし、島嶼部を除く。）</p> <p>5 保護管理の目標                      (1) 現状                      ア 生息環境                      岡山県におけるクマの生息地は、県北の標高1,000m以下の準平原山地が多くを占めている。主な生息地である県北部地域の区域面積は322,560haで、森林面積は約80%にあたる257,446haである。このうちクマの主たる生息地である広葉樹林は、森林面積の約30%にあたる77,893haに過ぎない。                      さらに、残された広葉樹林も種々の開発行為等により分断されている。</p> <p>表1 ツキノワグマの主な生息地の森林面積                      単位：ha，%</p> <table border="1" data-bbox="1202 786 2072 1157"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>区域面積</th> <th>森林面積</th> <th>森林割合</th> <th>広葉樹林面積</th> <th>広葉樹割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>津山市</td><td>50,636</td><td>35,403</td><td>69.9</td><td>8,261</td><td>23.3</td></tr> <tr><td>新見市</td><td>79,327</td><td>68,484</td><td>86.3</td><td>22,619</td><td>33.1</td></tr> <tr><td>真庭市</td><td>82,843</td><td>65,633</td><td>79.2</td><td>20,912</td><td>31.8</td></tr> <tr><td>美作市</td><td>42,919</td><td>32,894</td><td>76.6</td><td>13,246</td><td>40.2</td></tr> <tr><td>新庄村</td><td>6,710</td><td>6,101</td><td>90.9</td><td>2,316</td><td>38.0</td></tr> <tr><td>鏡野町</td><td>41,969</td><td>36,665</td><td>87.4</td><td>8,453</td><td>23.0</td></tr> <tr><td>勝央町</td><td>5,409</td><td>2,305</td><td>42.6</td><td>791</td><td>34.3</td></tr> <tr><td>奈義町</td><td>6,954</td><td>4,471</td><td>64.3</td><td>589</td><td>13.2</td></tr> <tr><td>西粟倉村</td><td>5,793</td><td>5,490</td><td>94.8</td><td>707</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>計</td><td>322,560</td><td>257,446</td><td>79.8</td><td>77,893</td><td>30.3</td></tr> </tbody> </table> <p>1 国有林の広葉樹面積は平成18年1月時点のもの（岡山森林管理署から聞き取り）                      2 民有林面積は「岡山県の森林資源 平成23年3月」による</p> <p>イ 生息動向及び捕獲状況                      岡山県が保護と被害対策の詳細な資料を収集することを目的に、ツキノワグマの生態等について専門的知識を有する調査研究機関（以下「調査研究機関」という。）に委託して平成12年度から継続して行っている調査によると、県内での生息数は、年度による変動はあるものの、少ない状態が続いていると考えられていた。平成22年度には錯誤捕獲を含む延べ61頭の捕獲があり、同一個体群を有する兵庫県、鳥取県においても保護の取り組みにより個体数が増加</p>	市町村	区域面積	森林面積	森林割合	広葉樹林面積	広葉樹割合	津山市	50,636	35,403	69.9	8,261	23.3	新見市	79,327	68,484	86.3	22,619	33.1	真庭市	82,843	65,633	79.2	20,912	31.8	美作市	42,919	32,894	76.6	13,246	40.2	新庄村	6,710	6,101	90.9	2,316	38.0	鏡野町	41,969	36,665	87.4	8,453	23.0	勝央町	5,409	2,305	42.6	791	34.3	奈義町	6,954	4,471	64.3	589	13.2	西粟倉村	5,793	5,490	94.8	707	12.9	計	322,560	257,446	79.8	77,893	30.3
市町村	区域面積	森林面積	森林割合	広葉樹林面積	広葉樹割合																																																																																																																																
津山市	50,636	35,414	69.9	8,261	23.3																																																																																																																																
新見市	79,327	68,426	86.3	22,619	33.1																																																																																																																																
真庭市	82,843	65,658	79.3	20,912	31.8																																																																																																																																
美作市	42,919	32,909	76.7	13,246	40.2																																																																																																																																
新庄村	6,710	6,100	90.9	2,316	38.0																																																																																																																																
鏡野町	41,969	36,718	87.5	8,453	23.0																																																																																																																																
勝央町	5,409	2,306	42.6	791	34.3																																																																																																																																
奈義町	6,954	4,460	64.1	589	13.2																																																																																																																																
西粟倉村	5,793	5,491	94.8	707	12.9																																																																																																																																
計	322,560	257,482	79.8	77,893	30.3																																																																																																																																
市町村	区域面積	森林面積	森林割合	広葉樹林面積	広葉樹割合																																																																																																																																
津山市	50,636	35,403	69.9	8,261	23.3																																																																																																																																
新見市	79,327	68,484	86.3	22,619	33.1																																																																																																																																
真庭市	82,843	65,633	79.2	20,912	31.8																																																																																																																																
美作市	42,919	32,894	76.6	13,246	40.2																																																																																																																																
新庄村	6,710	6,101	90.9	2,316	38.0																																																																																																																																
鏡野町	41,969	36,665	87.4	8,453	23.0																																																																																																																																
勝央町	5,409	2,305	42.6	791	34.3																																																																																																																																
奈義町	6,954	4,471	64.3	589	13.2																																																																																																																																
西粟倉村	5,793	5,490	94.8	707	12.9																																																																																																																																
計	322,560	257,446	79.8	77,893	30.3																																																																																																																																

ツキノワグマ保護管理計画新旧対照表

現行計画（第3期）

めて個体数は10頭程度と推定されている。

目撃情報は年により大きな変動が見られ、一部の地域に集中する傾向がある。現地に残された痕跡や、目撃情報の内容から判断すると、同一個体がたびたび目撃されているものと考えられる。

また、平成元年から平成18年までに狩猟及び許可捕獲等で捕獲したクマは38頭で、全国や近県の捕獲数に比べれば極めて少ない。

表2 岡山県におけるクマの捕獲状況の推移

年度	狩猟	捕獲				傷病捕獲			交通事故	備考	
		有害駆除	錯誤捕獲	学術捕獲	小計	うち放獣	捕獲	うち死亡			
								うち放獣			うち放獣
平成元年		1			1						
2年	2				0						
3年					0						
4年	1	1			1					(狩猟自粛)	
5年					0						
6年		1			1						
7年					0						
8年			2		2	1					
9年					0						
10年			1		1	1					
11年				1	1	1					
12年			3		3	6	4			(狩猟禁止)	
14年			3	2	5	4					
15年			1		1	1					
16年			6	6	12	11			1		
17年					0						
18年			1	3	4	2					
計	3	3	17	15	35	25			1		

ウ 被害及び被害防止状況

県内での農林作物被害については、過去3カ年間で平成16年度に養蜂、果樹被害（被害額2,100千円）、17年度なし、18年度に養蜂、果樹に被害（調査中）が発生している。被害情報の多くが自家用のカキ、クリであることから、被害額はイノシシ、シカ等と比べると極めて少ない。果樹ではこの他にもリンゴ、ナシ、ブドウなどの果樹の食害が報告されている。

また他の地域では、林業関係の被害としてクマ剥ぎが知られているが、県内では確認されて

次期計画（第4期）案

していると推定されることから、東中国地域個体群全体の個体数は増加していると考えられる。

目撃情報は年により大きな変動が見られ、一部の地域に集中する傾向がある。現地に残された痕跡や、目撃情報の内容から判断すると、同一個体がたびたび目撃されているものもある。

また、平成元年から平成23年12月末現在までに捕獲されたクマは延べ110頭で約8割を錯誤捕獲が占めているが、近年錯誤捕獲された個体の中には人里近くでのものも増えてきている。

表2 岡山県におけるクマの捕獲状況の推移

年度	狩猟	捕獲				傷病捕獲			交通事故等	備考	
		有害駆除	錯誤捕獲	学術捕獲	小計	うち放獣	捕獲	うち死亡			
								うち放獣			うち放獣
平成元年		1			1						
2年	2				0						
3年					0						
4年	1	1			1					(狩猟自粛)	
5年					0						
6年		1			1						
7年					0						
8年				2	2	1					
9年					0						
10年			1		1	1					
11年				1	1	1					
12年			3		3	6	4			(狩猟禁止)	
13年					0						
14年			3	2	5	4					
15年			1		1	1					
16年			6	6	12	11			1		
17年					0						
18年			1	3	4	2					
19年					0						
20年			4		4						
21年			2		2						
22年			57	4	61				1		
23年			4	1	5						
計	3	3	84	20	107	25	0	0	0	2	

23年度は12月末現在

ウ 被害及び被害防止状況

生息地にある集落では、年による変動はあるものの、クマが数多く出没し、注意と緊張を強いられる精神的被害は大きいものがある。毎晩のようにクマが出没する状況から夜間の外出に制限を受け、集落周辺での度重なる目撃で子ども達の登下校時に送迎を行うなど、地域の生活面での問題も発生している。

また平成15年度には、命に別状はなかったものの、子連れのクマに遭遇した登山者が母グ

ツキノワグマ保護管理計画新旧対照表

現行計画（第3期）

いない。  
 一方、生息地にある集落では、年による変動はあるものの、クマが数多く出没し、注意と緊張を強いられる精神的被害は大きいものがある。毎晩のようにクマが出没する状況から夜間の外出に制限を受け、集落周辺での度重なる目撃で子ども達の登下校時に送迎を行うなど、地域の生活面での問題も発生している。  
 また平成15年度には、命に別状はなかったものの、子連れのクマに遭遇した登山者が母グマに頭部を引っ掻かれ、病院へ搬送される人身事故も発生した。

表3 人身事故発生状況

（平成15年度に1件発生した。それ以前は明確な人身事故の記録はない。）

年月日	時刻	場所	性別	年齢	事故の状況	障害の状態	その後の対応
H15.8.22	午前9時	美作市後山	男	51歳	山中で親子熊と鉢合わせした	頭部、顔面を引っ掻かれた。	注意喚起の強化及び有害捕獲許可(捕獲ならず)

農林業被害の防止対策としては、果樹や養蜂被害防止に効果のある電気柵の設置を進めている。また人身事故の未然防止対策として、出没情報を地域住民に対し有線放送等で迅速に伝達するとともに、注意事項を記載したパンフレットを作成し注意を喚起している。

特に頻繁に出没する地域においては、県や市町村が登山者に注意を呼びかける看板を設置するとともに、地域住民に住宅地近くの柿等の誘因物の除去やトタン巻き等を指導している。さらに調査研究機関による夜間パトロール及び追い払いを実施し、不慮の事故を回避するよう努めた。

(2) 保護管理の目標

県内に生息するクマは東中国地域個体群のごく一部を構成するもので、主群の生息する兵庫県や鳥取県と協調しながら、生息環境の整備などの保護管理の体制を整え、絶滅の危険から回避させる。

このため、生息環境に見合った適正な個体数の確保を目標とするが、当面、他県からの一時的な進入個体を含めて最低限現状(10頭)程度の生息を維持することを目標とする。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

保護管理の目標を達成するため、科学的知見を踏まえ、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りながら、生息環境の整備や被害防止対策を推進するとともに、クマに関する正しい知識の普及啓発活動等に努める。

前計画に引き続き狩猟による捕獲を禁止する他、捕獲許可に基づき捕獲する場合等の基準を定めるとともに、くくりわな等による誤捕獲の際には、安全性等を検討しつつ、忌避剤による学習をさせたうえで可能な限り放獣するものとする。

次期計画（第4期）案

マに頭部を引っ掻かれ、病院へ搬送される人身事故も発生した。  
 一方、農林業被害としては、養蜂、果樹被害が発生しており、過去3カ年間の被害額は平成20年度300千円、平成21年度500千円、22年度1,460千円である。被害情報の多くが自家用のカキ、クリであり、果樹ではこの他にもリンゴ、ナシ、ブドウなどの果樹の被害が報告されている。  
 また他県では、林業関係の被害としてクマ剥ぎが知られているが、県内では報告されていない。

表3 人身事故発生状況

（平成15年度に1件発生した。それ以前は明確な人身事故の記録はない。）

年月日	時刻	場所	性別	年齢	事故の状況	障害の状態	その後の対応
H15.8.22	午前9時	美作市後山	男	51歳	山中で親子熊と鉢合わせした	頭部、顔面を引っ掻かれた。	注意喚起の強化及び有害捕獲許可(捕獲ならず)

人身事故の未然防止対策として、出没情報を地域住民に対し有線放送等で迅速に伝達するとともに、注意事項を記載したパンフレットを作成し注意を喚起している。

特に頻繁に出没する地域においては、県や市町村が登山者に注意を呼びかける看板を設置するとともに、地域住民を対象とした学習会の開催等により、クマの習性への理解を深めるとともに住宅地近くの柿等の誘因物の除去やトタン巻き等を指導している。さらに大量出没時には調査研究機関による夜間パトロール及び追い払いの実施や、調査研究機関の県北常駐による錯誤捕獲時の迅速な対応等、不慮の事故を回避するよう努めた。

また農林業被害の防止対策としては、果樹や養蜂被害防止に効果のある電気柵の設置を進めている。

(2) 保護管理の目標

県民の安全・安心の確保を第一に、併せてクマの地域個体群の安定的維持を図る。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

保護管理の目標を達成するため、地域住民、農林業者、市町村など地域の幅広い関係者の理解・協力のもとに、人身被害防止対策及び農林業被害防止対策を積極的に推進し、県民の安全と安心の確保を図りながら、専門家による科学的知見を踏まえ、生息環境の整備や被害防止対策を推進するとともに、クマに関する正しい知識の普及啓発活動等に努める。

前計画に引き続き狩猟による捕獲を禁止する他、捕獲許可に基づき捕獲する場合等の基準を定めるとともに、くくりわな等による錯誤捕獲の際には、安全性等を検討しつつ、忌避剤による学

## ツキノワグマ保護管理計画新旧対照表

現 行 計 画 ( 第 3 期 )	次 期 計 画 ( 第 4 期 ) 案
<p>また、計画期間中は、電波発信機やマイクロチップ等によるモニタリング調査及び個体調査を実施し、クマの生息状況、行動域、習性等その生態の把握や適正な個体数の推定に努め、これらの施策に反映させることとする。</p> <p>6 数の調整に関する事項 法第12条第2項の規定により、本計画期間中の狩猟による捕獲を禁止する。 なお、クマを捕獲許可に基づき捕獲する場合の基準については、別紙1「ツキノワグマ出没対応基準」のとおり定め、人の生活圏への出没が学習によって抑制される個体については共存を目指し、学習効果が認められない個体については、状況から判断して殺処分を含めた対応を協議するものとする。</p> <p>7 生息地の保護及び整備に関する事項 (1) 生息環境の保護及び錯誤捕獲の防止 イノシシ、シカ、サル等の過剰な繁殖を防止することを考慮しながら、土地所有者、地域住民の協力の下に、クマの生息地となるブナ林等の自然林や広葉樹二次林、コリドー(回廊)となっている場所などの保全を図るため、モニタリング調査の結果を踏まえ、重要な地域については鳥獣保護区及び同特別保護地区の指定を進める。 また、狩猟者に対し、イノシシなどを捕獲することを目的としたわなによる錯誤捕獲防止のため、法第12条第1項第3号並びに法施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。)第10条第3項に定める禁止猟法の遵守や設置方法等について指導を行うとともに、囲いわなやクマが脱出可能な脱出口を設けた箱わなの使用の普及を推進する。</p> <p>(2) 生息環境の整備 クマの生息上重要な地域については、森林所有者等の協力の下に、次のような方法により、生息環境の整備を推進し、クマが安定的に生活できる場の確保に努める。 ア 奥山にある原野、採草地、休耕地などのうち利用されていない土地や不成績造林地へは広葉樹を植栽し、多様な森林を造成するよう協力を求める。特に、植栽する樹種として、堅果類結実種(ブナ、クリ、ナラ類)を多く選定し、餌供給力の増大を図る。 イ 人工林を伐採する場合は、できるだけ大面積皆伐を避け、針葉樹の更新不適地には堅果類結実種を含む広葉樹の植栽や、針葉樹と広葉樹の混交林の造成を奨励する。 ウ 春から夏にかけて、クマの重要な食糧となる高茎草本類や昆虫類などの、動植物の生長を確保するため、人工針葉樹林について間伐など適切な森林整備を促すとともに、長伐期複層林へ誘導し、林床環境の改善による下層植生の回復を図る。これら環境整備の実施にあたっては、造林補助事業など各種の助成制度を活用する。 また、市町村など森林所有者の理解と協力を求めるとともに、地域住民や都市住民等ボランティアグループにより、幅広い県民参加による広葉樹の造林を積極的に行う。</p>	<p>習をさせたい可能な限り放獣するものとする。</p> <p>また、計画期間中は、電波発信機やマイクロチップ等によるモニタリング調査及び個体調査を実施し、クマの生息状況、行動域、習性等その生態の把握や適正な個体数の推定に努め、これらの施策に反映させることとする。</p> <p>なお、県内に生息するクマは東中国地域個体群の一部を構成するものであることから、東中国地域個体群の主群の生息する兵庫県や鳥取県との円滑な連携に努めることとする。</p> <p>6 数の調整に関する事項 法第12条第2項の規定により、本計画期間中の狩猟による捕獲を禁止する。 なお、クマを捕獲許可に基づき捕獲する場合の基準については、別紙1「ツキノワグマ出没対応基準」のとおり定め、<b>人の生活圏内への執着が認められる個体については、人との棲み分けのできない個体として殺処分を含めた対応を行うものとする。</b></p> <p>7 生息地の保護及び整備に関する事項 (1) 生息環境の保護 イノシシ、シカ、サル等の過剰な繁殖を防止することを考慮しながら、土地所有者、地域住民の協力の下に、クマの生息地となるブナ林等の自然林や広葉樹二次林、コリドー(回廊)となっている場所などの保全を図るため、モニタリング調査の結果を踏まえ、重要な地域については鳥獣保護区及び同特別保護地区の指定を進める。</p> <p><b>錯誤捕獲の防止</b> <b>10(1)へ移動</b></p> <p>(2) 生息環境の整備 クマの生息上重要な地域については、森林所有者等の協力の下に、次のような方法により、生息環境の整備を推進し、クマが安定的に生活できる場の確保に努める。 ア 奥山にある原野、採草地、休耕地などのうち利用されていない土地や不成績造林地へは広葉樹を植栽し、多様な森林を造成するよう協力を求める。特に、植栽する樹種として、堅果類結実種(ブナ、クリ、ナラ類)を多く選定し、餌供給力の増大を図る。 イ 人工林を伐採する場合は、できるだけ大面積皆伐を避け、針葉樹の更新不適地には堅果類結実種を含む広葉樹の植栽や、針葉樹と広葉樹の混交林の造成を奨励する。 ウ 春から夏にかけて、クマの重要な食糧となる高茎草本類や昆虫類などの、動植物の生長を確保するため、人工針葉樹林について間伐など適切な森林整備を促すとともに、長伐期複層林へ誘導し、林床環境の改善による下層植生の回復を図る。これら環境整備の実施にあたっては、造林補助事業など各種の助成制度を活用する。 また、市町村など森林所有者の理解と協力を求めるとともに、地域住民や都市住民等ボランティアグループにより、幅広い県民参加による広葉樹の造林を積極的に行う。</p>

## ツキノワグマ保護管理計画新旧対照表

現 行 計 画 ( 第 3 期 )	次 期 計 画 ( 第 4 期 ) 案
<p>8 被害防止対策に関する事項</p> <p>クマが生息する地域の住民や入山者などに対する人的被害を防止するとともに、農林産物被害を最小限にとどめるため、市町村や地域住民等の理解と協力の下に、次のとおり被害防止対策を推進する。また、クマが出没した場合は、その状況に応じて別紙1「ツキノワグマ出没対応基準」により対応する。</p> <p>(1) 精神被害・生活被害の防止</p> <p>クマが出没した原因を明らかにし、その原因を早期に取り除くことによりクマの執着を未然に防ぎ、周囲の集落や耕作地など人間の生活圏内にクマを誘因しないよう、次のような対策を講じる。</p> <p>ア クマを人里や観光地などに誘引する原因の一つとなる生ゴミなどの処理を適切に行うよう、住民、事業者及び入山者に対して普及啓発を行う。</p> <p>イ 放置されたカキやクリなどはクマの餌木となるため、人家周辺の利用されていない木は、できるだけ伐採するか、クマが木に登れないよう、地域全体で木の周りに囲いをしたり幹にトタンなどを巻くよう指導する。</p> <p>ウ 栽培作物や養蜂巣箱に執着する個体を生み出さないよう、恒常的に出没が確認されたり被害が発生する地域については、効果的・効率的な電気柵の設置を進める等防護の徹底を指導する。また周囲の藪を刈り払い見通しをよくする等、クマの出没しにくい環境を整備する。</p> <p>(2) 人身被害の防止</p> <p>クマはむやみに人を襲うことはないが、不測の遭遇による事故を回避するために次のような対策を講じる。</p> <p>ア クマの生息地域へ行く林業従事者や入山者などには、クマに遠く離れた場所から人間の存在を認知させ、不意の接近を予防するための鈴、ラジオ等の携帯を奨励する。また不意に遭遇したときのための防除スプレーや、非常時に連絡が取れるよう携帯電話や無線機を準備する、複数で行動する等の十分な注意の啓発を図る。</p> <p>イ クマの接近・出没情報が寄せられた場合には、地元市町村を通じ速やかに広報を行うとともに、児童生徒に登下校時に鈴を携帯させるなど、身の安全を確保するための措置を奨励する。</p> <p>(3) 被害防止体制の整備</p> <p>ア クマの執着を早期に防ぐ対策が取れるよう、地域、市町村、県の連携を密にし、迅速な出没情報の収集に努める。</p> <p>イ 有効な被害防止対策に関する情報の収集に努めるとともに、これらの採用についても検討し、配備・普及を図る。</p> <p>ウ 緊急に捕獲しなければならない事態が生じたときなどに備え、捕獲許可の手続きや県と市町村との連携、地元猟友会等への協力要請など速やかに対応できるよう体制を整備する。</p>	<p>8 被害防止対策に関する事項</p> <p>クマが生息する地域の住民や入山者などに対する人的被害を防止するとともに、農林業被害を最小限にとどめるため、市町村や地域住民等の理解と協力の下に、次のとおり被害防止対策を推進する。また、クマが出没した場合は、その状況に応じて別紙1「ツキノワグマ出没対応基準」により対応する。</p> <p>(1) 精神被害・生活被害の防止</p> <p>クマが出没した原因を明らかにし、その原因を早期に取り除くことによりクマの執着を未然に防ぎ、周囲の集落や耕作地など人間の生活圏内にクマを誘因しないよう、次のような対策を講じる。</p> <p>ア クマを人里や観光地などに誘引する原因の一つとなる生ゴミなどの処理を適切に行うよう、住民、事業者及び入山者に対して普及啓発を行う。</p> <p>イ 放置されたカキやクリなどはクマの餌木となるため、人家周辺の利用されていない木は、できるだけ伐採するか、クマが木に登れないよう、地域全体で木の周りに囲いをしたり幹にトタンなどを巻くよう指導する。</p> <p>ウ 栽培作物や養蜂巣箱に執着する個体を生み出さないよう、恒常的に出没が確認されたり被害が発生する地域については、効果的・効率的な電気柵の設置を進める等防護の徹底を指導する。また周囲の藪を刈り払い見通しをよくする等、クマの出没しにくい環境を整備する。</p> <p>(2) 人身被害の防止</p> <p>クマはむやみに人を襲うことはないが、不測の遭遇による事故を回避するために次のような対策を講じる。</p> <p>ア クマの生息地域へ行く林業従事者や入山者などには、クマに遠く離れた場所から人間の存在を認知させ、不意の接近を予防するための鈴、ラジオ等の携帯を奨励する。また不意に遭遇したときのための防除スプレーや、非常時に連絡が取れるよう携帯電話や無線機を準備する、複数で行動する等の十分な注意の啓発を図る。</p> <p>イ クマの接近・出没情報が寄せられた場合には、地元市町村を通じ速やかに広報を行うとともに、児童生徒に登下校時に鈴を携帯させるなど、身の安全を確保するための措置を奨励する。</p> <p>(3) 被害防止体制の整備</p> <p>ア クマの執着を早期に防ぐ対策が取れるよう、地域、市町村、県の連携を密にし、迅速な出没情報の収集に努めるとともに<b>情報の共有に努める。</b></p> <p>イ 有効な被害防止対策に関する情報の収集に努めるとともに、これらの採用についても検討し、配備・普及を図る。</p> <p>ウ 緊急に捕獲しなければならない事態が生じたときなどに備え、捕獲許可の手続きや県と市町村との連携、地元猟友会等への協力要請など速やかに対応できるよう体制を整備する。</p> <p><b>エ プナ、ミズナラ、コナラ等のブナ科堅果類の豊凶調査の実施により秋期の出没予想を行い、大量出没に備えた早期の対策を実施する。</b></p>



## ツキノワグマ保護管理計画新旧対照表

現 行 計 画 （ 第 3 期 ）	次 期 計 画 （ 第 4 期 ） 案
<p>9 普及啓発・広報活動に関する事項</p> <p>クマの保護管理の適正な推進や被害防止のためには、地元市町村や地域住民はもとより、県民の理解と協力が不可欠である。</p> <p>このため、県、市町村及び関係者が協力して、正しい知識の普及啓発、的確な情報の伝達など次のような広報活動を継続的に推進する。</p> <p>(1) 県民の理解と協力</p> <p>ア 保護管理や被害防止に関して、県民の幅広い理解と協力を得るために、県の広報媒体の活用、フォーラムの開催、ホームページの開設等を行う。</p> <p>イ 残飯や空き缶などの適切な処置、不意の出会いの際の対処法などを記したパンフレットの入山者、観光客への配布、さらに要所へ注意事項を示した標識、説明板等を設置し、ツキノワグマに対する正しい理解と協力を推進する。</p> <p>(2) 地域内での情報の周知</p> <p>ア 地域住民など関係者を対象とした保護管理対策や被害予防に関する説明会等の開催及びクマの生態情報や被害防止対策を記したパンフレットや広報誌を配布し、地域内での対策について普及啓発を図る。</p> <p>イ クマの接近・出没情報が寄せられた場合は、市町村広報車、防災無線、ケーブルテレビ等を活用し、付近の住民や農林業者等に対する被害防止のための情報の的確かつ迅速な広報に努める。</p> <p>10 その他保護管理のために必要な事項</p> <p>(1) モニタリング等の調査研究</p> <p>調査研究機関に委託して、クマの生息域や繁殖等の生態を調査する。調査は、頻繁な出没地域において学術研究等のために捕獲した個体、又はくくりわな等により錯誤捕獲された個体にマイクロチップ、耳標、電波発信機等を装着して行うとともに、殺処分された個体についても可能な限り生態把握に努めるものとする。</p> <p>(2) 計画の実施体制</p> <p>ア クマの農地、人家周辺等への出没状況に応じた情報の速やかな収集連絡体制、保護及び被害防止への対応は、別紙2のとおりとする。</p>	<p>9 普及啓発・広報活動に関する事項</p> <p>クマの保護管理の適正な推進や被害防止のためには、地元市町村や地域住民はもとより、県民の理解と協力が不可欠である。</p> <p>このため、県、市町村及び関係者が協力して、正しい知識の普及啓発、的確な情報の伝達など次のような広報活動を継続的に推進する。</p> <p>(1) 県民の理解と協力</p> <p>ア 保護管理や被害防止に関して、県民の幅広い理解と協力を得るために、県の広報媒体の活用、フォーラムの開催、ホームページの開設等を行う。</p> <p>イ 残飯や空き缶などの適切な処置、不意の出会いの際の対処法などを記したパンフレットの入山者、観光客への配布、さらに要所へ注意事項を示した標識、説明板等を設置し、ツキノワグマに対する正しい理解と協力を推進する。</p> <p>(2) 地域内での情報の周知</p> <p>ア 地域住民など関係者を対象とした保護管理対策や被害予防に関する説明会等の開催及びクマの生態情報や被害防止対策を記したパンフレットや広報誌を配布し、地域内での対策について普及啓発を図る。</p> <p>イ クマの接近・出没情報が寄せられた場合は、市町村広報車、防災無線、ケーブルテレビ等を活用し、付近の住民や農林業者等に対する被害防止のための情報の的確かつ迅速な広報に努める。</p> <p>10 その他保護管理のために必要な事項</p> <p>(1) 錯誤捕獲の防止</p> <p>狩猟者に対し、イノシシなどを捕獲することを目的としたわなによる錯誤捕獲防止のため、法第12条第1項第3号並びに法施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。)第10条第3項に定める禁止猟法の遵守や設置方法等について指導を行う。</p> <p>(2) モニタリング等の調査研究</p> <p>調査研究機関に委託して、クマの生息域や繁殖等の生態を調査する。調査は、頻繁な出没地域において学術研究等のために捕獲した個体、又はくくりわな等により錯誤捕獲された個体にマイクロチップ、耳標、電波発信機等を装着して行うとともに、殺処分された個体についても可能な限り生態把握に努めるものとする。</p> <p>また、こうした調査結果をもとに兵庫県、鳥取県と連携し、東中国地域個体群全体の生息状況の把握に努めるものとする。</p> <p>(3) 計画の実施体制</p> <p>ア クマの農地、人家周辺等への出没状況に応じた情報の速やかな収集連絡体制、保護及び被害防止への対応については、別途マニュアルを定める。</p>



## ツキノワグマ保護管理計画新旧対照表

現 行 計 画 （ 第 3 期 ）	次 期 計 画 （ 第 4 期 ） 案
<p data-bbox="197 181 1099 236">イ 本計画を円滑に推進するため、また、個体群の状況変化の分析・評価を行うため関係機関、学識経験者等で構成する「野生鳥獣保護管理対策協議会」を設置する。</p> <p data-bbox="152 279 320 301">(3) 人材の育成</p> <p data-bbox="197 311 1099 430">本計画を実施するためには、クマ出没情報への適切な対応を行うとともに、地域住民はもとより幅広い関係者との相互理解と協力を得ることが不可欠である。行政・関係者・住民がお互いに正確な情報を共有できる体制を整備し、連携を密にして合意形成を図りながら各施策を推進する必要がある。</p> <p data-bbox="197 438 1099 558">このため、人と野生鳥獣を総合的にコーディネートし、安全かつ適切な現地対応を実施、指導できる人材が求められていることから、保護管理計画に携わる人員については、市町村、県などの職員を対象に国が行う野生鳥獣保護研修会や近隣県の研究センター等で実施する研修に参加することにより人材の育成に努める。</p> <p data-bbox="152 601 277 624">(4) その他</p> <p data-bbox="197 633 1099 687">本計画を推進していく上で、東中国地域個体群を構成する鳥取県、兵庫県との円滑な連携に努めるものとする。</p>	<p data-bbox="1176 181 2078 236">イ 本計画を円滑に推進するため、また、個体群の状況変化の分析・評価を行うため関係機関、学識経験者等で構成する「野生鳥獣保護管理対策協議会」を設置する。</p> <p data-bbox="1131 279 1299 301">(4) 人材の育成</p> <p data-bbox="1176 311 2078 430">本計画を実施するためには、クマ出没情報への適切な対応を行うとともに、地域住民はもとより幅広い関係者との相互理解と協力を得ることが不可欠である。行政・関係者・住民がお互いに正確な情報を共有できる体制を整備し、連携を密にして合意形成を図りながら各施策を推進する必要がある。</p> <p data-bbox="1176 438 2078 558">このため、人と野生鳥獣を総合的にコーディネートし、安全かつ適切な現地対応を実施、指導できる人材が求められていることから、保護管理計画に携わる人員については、市町村、県などの職員を対象に国が行う野生鳥獣保護研修会や近隣県の研究センター等で実施する研修に参加することにより人材の育成に努める。</p> <p data-bbox="1131 601 1256 624">(5) その他</p> <p data-bbox="1176 633 2078 687">本計画を推進していく上で、東中国地域個体群を構成する鳥取県、兵庫県との円滑な連携に努めるものとする。</p>

## ツキノワグマ保護管理計画新旧対照表

現 行 計 画 (第3期)	次 期 計 画 (第4期) 案
<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">ツキノワグマ出沒対応基準</p> <p>第1段階：人の生活圏以外での目撃等 (山中での目撃、山中で痕跡を発見、山中の道路を横切る等)</p> <p>情報の収集に努めながら、周辺に誘因物がないかを確認し、住民に情報を提供する。 (1) 調査研究機関は正確な情報の収集に努め、速やかに県民局、支局へ報告する。県民局、支局は市町村へ対策等の指示を行う。 (2) 市町村は周辺住民に対し、付近にクマが執着しそうなものを置かないよう注意を呼びかける。 (3) 市町村は森林や森林近くに行く住民(他地域からの来訪者を含む)に対して、鈴やラジオなど音の出るものを携行し、できる限り複数人で行動するよう注意を呼びかける。</p> <p>第2段階：人の生活圏に出没した場合 (集落内、果樹園、野外学習施設等人の活動域における出沒、又は痕跡の発見等)</p> <p>誘因物の除去、侵入の防御、追い払いの実施、執着の回避を行う。 (1) 市町村は、執着物となりうるものの撤去を指導する。撤去ができないもの場合は電気柵の設置やトタン巻き等の防護方法を指導する。 (2) 市町村は、必要に応じて調査研究機関の助言や現地指導を受けながら、できるだけ早期に追い払いを実施する。 (3) 追い払いは、クマの出没が抑えられるまで繰り返し実施する必要があるため、状況に応じた効果的な追い払い方法を検討する。 (4) 追い払いは、花火、ライト等により地域住民と従事者の安全を確保しながら行う。</p> <p>第3段階：人の生活圏内への執着が認められた場合 (誘因物を取り除いても集落内に出没、防止対策を実施しても繰り返し出沒する場合)</p> <p>引き続き追い払い等を行いつつ、学術研究の一環として放獣を前提とした捕獲を行う。 (1) 調査研究機関は、集落等への執着が認められる個体が出沒したときは、事前に関係機関と連絡調整を行い、必要な指示を受けて学術研究の一環として学習放獣を前提としたドラム缶檻等を設置し捕獲を行う。 (2) 放獣する場合は、捕獲した個体について放獣可能であることを確認した上、次のことに留意するものとする。 ア 放獣する地元市町村の理解を得よう努めること。 イ 麻酔をかけて生体調査等を行った上、忌避剤による学習をさせた後、クマの生息に適した安全な場所に放獣すること。 ウ できるだけ個体識別用の電波発信機、耳標、マイクロチップなどを装着し、被害防止対策に活用するとともにモニタリング調査を行うこと。 (3) 電波発信機を装着した個体について、地域住民の安全・安心の確保のため、放獣個体の追跡を行うものとする。</p>	<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">ツキノワグマ出沒対応基準</p> <p>第1段階：人の生活圏以外での目撃等 (山中での目撃、山中で痕跡を発見、山中の道路を横切る等)</p> <p>情報の収集に努めながら、周辺に誘因物がないかを確認し、住民に情報を提供する。 (1) 県は正確な情報の収集に努め、市町村へ対策等の指示を行う。 (2) 市町村は周辺住民に対し、付近にクマが執着しそうなものを置かないよう注意を呼びかける。 (3) 市町村は森林や森林近くに行く住民(他地域からの来訪者を含む)に対して、鈴やラジオなど音の出るものを携行し、できる限り複数人で行動するよう注意を呼びかける。</p> <p>第2段階：人の生活圏に出没した場合 (集落内、果樹園、野外学習施設等人の活動域(集落等)における出沒、又は痕跡の発見等)</p> <p>誘因物の除去、侵入の防御、追い払いの実施、執着の回避を行う。 (1) 市町村は、執着物となりうるものの撤去を指導する。撤去ができないもの場合は電気柵の設置やトタン巻き等の防護方法を指導する。 (2) 市町村は、必要に応じて県の助言や現地指導を受けながら、できるだけ早期に追い払いを実施する。 追い払いは、クマの出没が抑えられるまで繰り返し実施する必要があるため、状況に応じた効果的な追い払い方法を検討する。 追い払いは、花火、ライト等により地域住民と従事者の安全を確保しながら行う。</p> <p>第3段階：人の生活圏内への執着が認められた場合 (集落等に繰り返し出沒し、精神被害を含めた被害を発生させた場合)</p> <p>有害捕獲許可を得て捕獲し、殺処分を原則とする。ただし、適切な被害防止対策を行っていない場合で第3段階として過去に学習放獣されていない場合は学習放獣する。 (1) 市町村は、集落等への執着が認められる個体が出沒したときは、有害捕獲許可申請を行い、県は許可を行う。市町村は従事者の安全を確保し、かつ個体を特定するため、原則としてドラム缶檻等の強固なこ囲による捕獲を行う。 (2) 殺処分は市町村が実施することとし、殺処分する場合は、できる限り苦痛を与えない方法で行う。なお、殺処分にあたり、必要な場合、市町村は県に不動化を要請することができることとし、不動化は県が実施する。 (3) 殺処分した個体は、県が今後の保護管理のための資料として活用する。残部位については、売買されることのないように関係者立ち会いの下に埋設、又は焼却処分とする。 (4) 学習放獣は県が実施することとし、捕獲した個体について放獣可能であることを確認した上、次のことに留意するものとする。 ア 放獣場所は、原則として市町村が県と協議のうえ、同一市町村内において選定する。</p>

ツキノワグマ保護管理計画新旧対照表

現 行 計 画 （ 第 3 期 ）	次 期 計 画 （ 第 4 期 ） 案
<p>第4段階：学習の効果が認められない場合 （学習放獣の効果が見られず再び集落等に執着する個体）</p> <p>人との棲み分けができない個体であると考えられるため、捕獲し殺処分を協議する。</p> <p>（1）調査研究機関は、捕獲に当たる者の安全を確保し、かつ個体を特定するため、原則としてドラム缶檻による捕獲を行う。</p> <p>（2）捕獲後、耳標、マイクロチップ等から個体を特定し、関係機関が十分な協議を行った結果、殺処分が適当と認められた場合は、調査研究機関ができる限り苦痛を与えない方法で処分する。</p> <p>（3）殺処分した個体は、調査研究機関が今後の保護管理のための資料として活用する。残部位については、売買されることのないように関係者立ち会いの下に埋設、又は焼却処分とする。</p> <p>緊急対応：緊急に対策が必要な場合 （錯誤捕獲等の場合） （周囲に追い払う先のない場所(市街地等)に出没した場合、民家等へ侵入した場合） （人身被害が発生した場合）</p> <p>周辺住民の安全を確保し、速やかに捕獲する。</p> <p>（1）錯誤捕獲等の場合、周囲に追い払う先のない場所(市街地等)に出没した場合及び民家等へ侵入した場合等</p> <p>ア 安全を確保するため警察、関係機関等により周辺を立ち入り禁止とした後、調査研究機関及び県が麻酔作業を行い不動化し捕獲する。</p> <p>イ 錯誤捕獲の場合及び市街地等で捕獲した個体が学習放獣の経験のない場合は、調査研究機関が、第3段階に準じて放獣を前提とした処置を行う。</p> <p>ウ 市街地等で捕獲した個体が学習放獣を経験している場合は、第4段階として対処する。</p> <p>エ 現場の状況等により緊急に対応を用いる場合は、市町村からの依頼により有害駆除班が捕獲許可を得て殺処分する。</p> <p>オ 殺処分した個体は前項と同様の扱いとする。</p> <p>（2）人身被害が発生した場合</p> <p>ア 人身被害を発生した個体は、第1～4段階に関わらず、市町村からの依頼により有害駆除班が捕獲許可を得て殺処分する。</p> <p>イ 殺処分した個体は前項と同様の扱いとする。</p>	<p>イ 県は麻酔をかけて生体調査等を行った上、忌避剤による学習をさせた後、放獣する。</p> <p>ウ 県はできるだけ個体識別用の電波発信機、耳標、マイクロチップなどを装着し、被害防止対策に活用するとともにモニタリング調査を行う。</p> <p>エ 上記により学習放獣された個体が再度有害捕獲された場合は、学習放獣の効果が認められない個体として殺処分する。</p> <p>緊急対応：緊急に対策が必要な場合 （周囲に追い払う先のない場所(市街地等)に出没した場合、民家等へ侵入した場合） （人身被害が発生した場合）</p> <p>周辺住民の安全を確保し、速やかに捕獲する。</p> <p>（1）周囲に追い払う先のない場所(市街地等)に出没した場合及び民家等へ侵入した場合等</p> <p>ア 安全を確保するため警察、関係機関等により周辺を立ち入り禁止とした後、<b>市町村は有害捕獲許可を得て殺処分する。</b></p> <p>イ 殺処分は第3段階と同様に行う。</p> <p>ウ 殺処分した個体は第3段階と同様の扱いとする。</p> <p>（2）人身被害が発生した場合</p> <p>ア 人身被害を発生した個体は、第1～3段階に関わらず、市町村が有害捕獲許可を得て殺処分する。</p> <p>イ 殺処分は第3段階と同様に行う。</p> <p>ウ 殺処分した個体は第3段階と同様の扱いとする。</p>

ツキノワグマ保護管理計画新旧対照表

現 行 計 画 （ 第 3 期 ）	次 期 計 画 （ 第 4 期 ） 案
<p data-bbox="163 181 506 207">その他：学術研究目的の捕獲の場合</p> <p data-bbox="163 215 1099 272">学術研究目的のために特に必要と認められる場合は、第1、第2段階であっても調査研究機関が捕獲許可を得て行うものとする。</p>	<p data-bbox="1142 181 1485 207">その他：学術研究目的の捕獲の場合</p> <p data-bbox="1142 215 2085 272">学術研究目的のために特に必要と認められる場合は、第1、第2段階であっても県が捕獲許可を得て行うものとする。</p> <p data-bbox="1142 316 2063 403"> <span style="color: red;">その他：錯誤捕獲                      （イノシシ、シカ等のわなに誤って捕獲された場合及び第3段階のわなに許可個体以外のクマが捕獲された場合）</span> </p> <p data-bbox="1142 411 2085 469"><span style="color: red;">誤って捕獲されたものであることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき原則放獣する。</span></p> <p data-bbox="1167 477 2085 564"><span style="color: red;">（1）幼獣等で放獣に際し安全と判断できる場合は、原則として県又は市町村立会いの上、わな設置者などにより独自に放獣するものとするが、安全に独自放獣ができないと判断される場合は、市町村は県に放獣を依頼することができる。</span></p> <p data-bbox="1202 572 2085 694"><span style="color: red;">依頼があった場合、県が麻酔による不動化を行い、原則として捕獲場所近辺で学習放獣する。ただし、住民の安全等を考慮して捕獲場所周辺での放獣が困難である場合は、市町村は県と協議のうえ、同一市町村内の出来る限り同一山塊において放獣場所を選定し、県が学習放獣する。</span></p> <p data-bbox="1167 702 1823 727"><span style="color: red;">（2）錯誤捕獲されたクマが第3段階の個体であると判断できる場合</span></p> <p data-bbox="1202 735 2085 793"><span style="color: red;">上記に係わらず、市町村は県と協議のうえ速やかに有害捕獲許可申請を行い、殺処分することができる。</span></p>

現行計画（第3期）

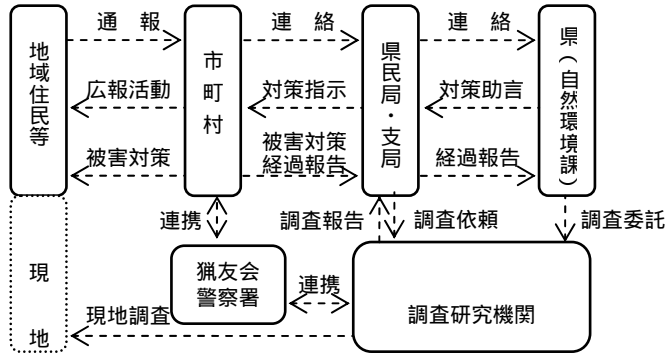
次期計画（第4期）案

別紙2

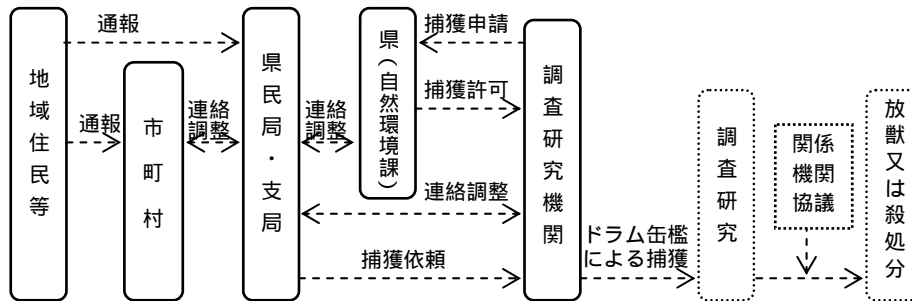
(削除)

ツキノワグマ出没対応体制

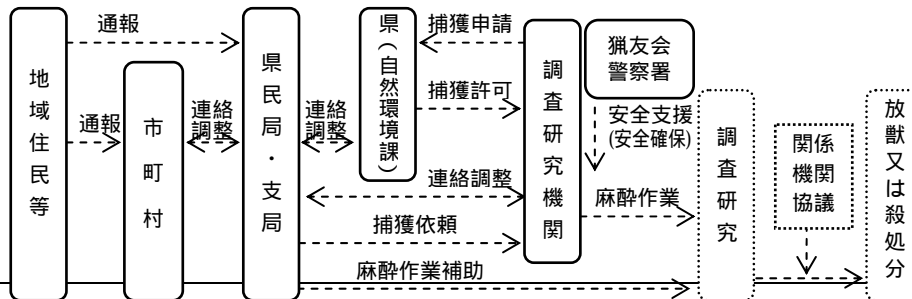
1 第1段階及び第2段階（情報収集及び被害の防止）



2 第3段階及び第4段階（ドラム缶檻による捕獲）



3 緊急対応（（1）錯誤捕獲・市街地出没等）

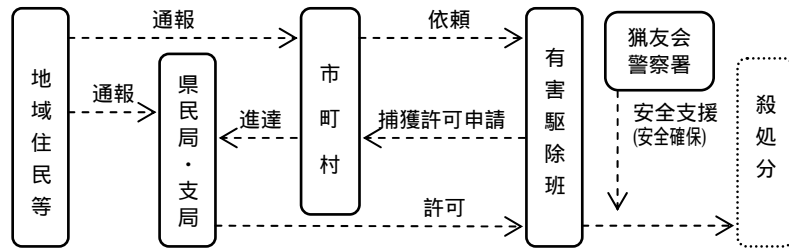


ツキノワグマ保護管理計画新旧対照表

現行計画（第3期）

次期計画（第4期）案

4 緊急対応（（2）人身被害等）





## 平成23年度堅果類豊凶調査結果等について

県では、ツキノワグマの出没予測に役立てる目的で、9月上旬に県北地域において、ブナ、ミズナラ及びコナラの堅果類の豊凶調査を初めて行い、調査結果を取りまとめた。

秋から12月上旬にかけては、ツキノワグマが、冬眠に備え食べ物を求めて出没する可能性が高まるため、地域住民及び観光客等に注意を呼びかける。

### 1 調査方法

- (1) 調査地域 津山地域及び勝英地域  
(ツキノワグマ生息地の中で特に出没が多い地域)
- (2) 調査樹種 ブナ、ミズナラ及びコナラ
- (3) 調査地点 35地点(ブナ3地点、ミズナラ6地点、コナラ26地点)
- (4) 調査方法

調査地点ごとに10本の供試木を選定して、専門調査員による目視により調査を実施し、兵庫県と同様の方法で豊凶判定を行った。

### 2 調査結果

樹種	豊凶判定
ブナ	豊作
ミズナラ	並作
コナラ	並作

### 3 出没予想及び注意喚起

調査結果から、今年秋のツキノワグマの出没は、昨年に比べると少ないと予想されるが、秋はツキノワグマ出没の可能性が高まる季節であることから、人身事故を防ぐため、集落にクマを寄せ付けないよう、またクマに遭遇することがないよう、住民や観光客等に対する啓発を行う。

(参考) 出没状況

(単位: 件、頭)

	平成23年度	平成22年度	
	10月31日現在	10月31日現在	年計
出没件数	59 (7)	131 (16)	199 (61)

( )内は捕獲頭数